

令和 4 年

# 会津美里町議会議録

(含：予算特別委員会)

定例会 3 月会議

2 月 28 日開議～ 3 月 15 日散会

会津美里町議会

## 令和4年会津美里町議会定例会3月議会会議録目次

### 第1日 2月28日(月曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 (午前10時00分)	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会議録署名議員の指名	5
○町長の施政方針演説	6
○陳情第5号の議題、報告、質疑、討論、採決	18
○議案の上程及び提案理由の説明	21
○予算特別委員会の設置について	24
○議案の予算特別委員会付託について	24
○散会の宣告	25
散 会 (午前11時56分)	25

### 予算特別委員会第1日 2月28日(月曜日)

○出欠席委員	27
○説明のため出席した者	27
○事務局職員出席者	28
開 会 (午後1時00分)	29
○開議の宣告	29
○議案第25号	29
○散会の宣告	32
散 会 (午後2時16分)	32

### 第2日 3月4日(金曜日)

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	33

○出欠席議員	3 4
○説明のため出席した者	3 4
○事務局職員出席者	3 4
開    議    （午前10時00分）	3 5
○開議の宣告	3 5
○議案第15号の撤回	3 5
○議案第12号の議題、説明、質疑、討論、採決	3 5
○議案第13号の議題、説明、質疑、討論、採決	3 6
○議案第14号の議題、説明、質疑、討論、採決	3 7
○議案第16号の議題、説明、質疑、討論、採決	3 9
○議案第17号の議題、説明、質疑	4 2
○総括質疑	5 2
○議案の常任委員会付託について	5 6
○散会の宣告	5 6
散    会    （午前11時29分）	5 6

予算特別委員会第2日 3月9日（水曜日）

○出欠席委員	5 7
○説明のため出席した者	5 7
○事務局職員出席者	5 9
開    議    （午前10時00分）	6 0
○開議の宣告	6 0
○議案第25号	6 0
○延会の宣告	1 0 8
延    会    （午後 3時13分）	1 0 8

予算特別委員会第3日 3月10日（木曜日）

○出欠席委員	1 0 9
○説明のため出席した者	1 0 9
○事務局職員出席者	1 1 0
開    議    （午前10時00分）	1 1 1
○開議の宣告	1 1 1
○議案第25号	1 1 1

○延会の宣告 .....	1 4 1
延    会    （午後 零時 3 0 分） .....	1 4 1

    予算特別委員会第 4 日    3 月 1 4 日（月曜日）

○出欠席委員 .....	1 4 3
○説明のため出席した者 .....	1 4 3
○事務局職員出席者 .....	1 4 5
開    議    （午前 1 0 時 0 0 分） .....	1 4 6
○開議の宣告 .....	1 4 6
○議案第 2 5 号 .....	1 4 6
○閉会の宣告 .....	1 9 3
閉    会    （午後 3 時 1 3 分） .....	1 9 3

    第 3 日    3 月 1 5 日（火曜日）

○議事日程 .....	1 9 5
○本日の会議に付した事件 .....	1 9 6
○出欠席議員 .....	1 9 7
○説明のため出席した者 .....	1 9 7
○事務局職員出席者 .....	1 9 7
開    議    （午前 1 0 時 0 0 分） .....	1 9 8
○開議の宣告 .....	1 9 8
○常任委員会委員長の報告 .....	1 9 8
○予算特別委員会委員長の報告 .....	2 0 1
○議案第 6 号の議題、討論、採決 .....	2 0 2
○議案第 7 号の議題、討論、採決 .....	2 0 2
○議案第 8 号の議題、討論、採決 .....	2 0 3
○議案第 9 号の議題、討論、採決 .....	2 0 3
○議案第 1 0 号の議題、討論、採決 .....	2 0 4
○議案第 1 1 号の議題、討論、採決 .....	2 0 5
○議案第 1 7 号の議題、討論、採決 .....	2 0 5
○議案第 1 8 号の議題、討論、採決 .....	2 0 6
○議案第 1 9 号の議題、討論、採決 .....	2 0 6
○議案第 2 0 号の議題、討論、採決 .....	2 0 7

○議案第21号の議題、討論、採決	207
○議案第22号の議題、討論、採決	208
○議案第23号の議題、討論、採決	209
○議案第24号の議題、討論、採決	209
○議案第25号の議題、討論、採決	210
○議案第26号の議題、討論、採決	210
○議案第27号の議題、討論、採決	211
○議案第28号の議題、討論、採決	212
○議案第29号の議題、討論、採決	212
○議案第30号の議題、討論、採決	213
○議案第31号の議題、討論、採決	213
○議案第32号の議題、討論、採決	214
○議案第33号の議題、討論、採決	214
○諮問第1号の議題、採決	215
○日程の追加	215
○議案第34号、議案第35号の議題及び提案理由の説明	216
○議案第34号の議題、説明、質疑、討論、採決	216
○議案第35号の議題、説明、質疑、討論、採決	219
○発議第1号の議題、説明、質疑、討論、採決	223
○散会の宣告	224
散 会 (午前11時46分)	224

定 例 会 3 月 会 議

(第 1 号)

# 令和4年会津美里町議会定例会3月会議

議事日程 第1号

令和4年2月28日(月)午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告(出席した会議等別紙のとおり)
- ②議長の提出物の報告(別紙のとおり)
- ③説明員の報告(別紙のとおり)
- ④一部事務組合議会結果報告
  - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 町長の施政方針演説

第3 陳情第5号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

第4 議案の上程及び提案理由の説明

第5 予算特別委員会の設置について

第6 議案の予算特別委員会付託について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
会計管理者	原克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

---

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君



開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） ただいまから令和4年会津美里町議会定例会3月会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○諸般の報告

○議長（横山知世志君） 諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を1番、櫻井幹夫君、報告願います。

櫻井議員。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） おはようございます。それでは、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の12月会議以降の議会報告をさせていただきます。当議会からは、2番、大竹惣議員、7番、村松尚議員も参加されておりますが、代表して私から報告をさせていただきます。

令和4年2月10日午前10時より、令和4年2月会津若松地方広域市町村圏整備組合議会定例会議が開催されました。提出案件は、報告1件、議案7件であります。

まず、報告第1号 監査の結果報告に報告についてであります。監査委員より議長に対して監査の結果報告があった例月現金出納検査、定期監査、工事監査の結果を報告するもので、報告のとおり了承されました。

続いて、議案第1号 令和4年度会津若松地方広域市町村圏整備組合議会行政調査の実施についてであります。会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の参考に資するため、行政調査を令和5年1月末日までの期間に実施しようとするもので、満場異議なく原案どおり可決されました。

続いて、議案第2号 会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この議案は、非常勤職員の育児休業等に係る取得要件を緩和するため、所要の改正措置を講じようとするものです。主な改正内容としましては、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、非常勤職員の部分休業の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する条文の追加であります。総務消防委員会に付託審査され、議員より、改正前後における育児休業が取得可能となる職員数、育児休業を取得しやすい環境の整備に係る規定の意義及び具体的な体制についての質疑があり、当局より、対象者数そのものは変わりはなく、今般の関係規定は職員本人の取得に係る意向確認や代替職員の補充等を含めた勤務体制の整備等を主たる目的として追加されたものであり、対象職員へ制度を周知するほか、研修や面談等を通して安心して育児休業を取得できるよう必要な措置を講じていきたいとの答弁がありました。その他の質疑はなく、異論はありません。

んでした。

なお、議案第2号から議案第7号までは各委員会にて付託審査され、議会最終日に一括採決が行われております。

続いて、議案第3号 令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第4号）についてであります。令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合の一般会計予算の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ6,012万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億494万8,000円とするものであります。総務消防委員会並びに環境衛生委員会において付託審査が行われ、議員より、歳入の部、雑入のうち、金属くず売払い代金及びペットボトル有償分について、引取り価格の変動要因、引取り先及び市場に継続して安定できるリサイクルの在り方等に関する質疑があり、当局より、引取り価格については国内、国外市場の需要等により変動すること、また金属くずの引取り先は入札により組合の管内業者と契約している。さらに、ペットボトルについては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と委託契約を締結しており、今後も安定したリサイクルの推進を図っていきたいとの答弁がありました。その他幾つかの質疑はありましたが、両委員会ともに異論はありませんでした。

続いて、議案第4号 令和3年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算（第2号）についてであります。今回の会計補正予算は、本年度の整備予算として措置しようとするものであります。水道供給委員会にて付託審査が行われ、議員より、資本的支出のうち送水設備改良費に関し、令和2年度、3年度の継続事業である随田・揚岐水管橋耐震化事業に係る減額補正の要因について質疑があり、当局より、工事の請負差額と設計変更による減額が理由であり、設計変更については受注者との協議を踏まえ、施工方法を変更したことによるものであるとの答弁がありました。その他の質疑はなく、異論はありませんでした。

続いて、議案第5号 令和4年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計予算についてであります。令和4年度の一般会計予算については、総務費において、旧高等学校生徒寄宿舍若松寮の解体に関する経費を計上し、衛生費においては、新たなごみ処理施設及び最終処分場の整備に要する経費を計上して、引き続き廃棄物処理施設整備の促進を図るほか、消防署においては消防施設整備計画に基づき会津美里消防署新築事業等に係る経費を計上したものであり、これらをはじめとする事業執行に当たっては、厳しさを増す構成市町村の財政状況を踏まえ、経常経費のさらなる抑制を図るとともに、財源の重点的かつ効果的な配分に意を用い、予算編成に努めたものであります。総務消防委員会並びに環境衛生委員会に付託審査され、議員より、消防費、常備消防費のうち職員給与等に関し、定年延長や計画的な職員採用など消防職員の定数管理について質疑があり、当局より、職員定数については現行の条例定数にとらわれることなく、今般の消防力適正配置調査報告書を踏まえ、消防署所の再配置計画の策定と併せて十分に検討していくこと、消防力の低下を招かないことを基本に、人口の減少や道路事情など地域の実情を踏まえつつ、署所の再配置検討と併せ、スリムで効果的な組織体制

の構築に向け、慎重に検討していきたいとの答弁がありました。その他幾つかの質疑はありましたが、異論はありませんでした。

続いて、議案第6号 令和4年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計予算についてであります。令和4年度の水道用水供給事業会計予算については、令和3年度からの継続事業である取水ポンプ場電気設備等更新事業を経費として計上するほか、取水ポンプ場耐震補強工事実施設計業務について債務負担行為を設定するとともに、新たな水道用水供給事業長期財政計画に基づき、引き続き経営健全化に留意しながら水道施設の適切な維持管理を図り、構成団体へ水道用水を安全かつ安定的に供給するための経費等について予算措置したものであります。水道供給委員会にて付託審査が行われ、議員より、収益的収入のうち、給水収益費に計上されている用水料金については、新たな長期財政計画に基づく人口の減少や今後の水道料金の見通しについての質疑があり、当局より、財政計画における給水人口については、令和4年度から令和13年度までの給水予測量を各構成団体から報告を受けるとともに社会的要因等も含めて人口や給水量を推計し、計画に反映している。今後の水需要に関しても、地域の人口や経済状況、自己水源を持つ構成団体もあることなどから給水量は減少していくものと認識しており、水道料金をはじめ計画の見直しに際しては構成団体と十分に協議していきたいとの答弁がありました。その他幾つかの質疑はありましたが、異論はありませんでした。

続いて、議案第7号 沼平第3最終処分場建設工事請負契約の一部変更についてであります。この議案は、沼平第3最終処分場建設工事請負契約の一部変更に当たり、議会の議決を得ようとするものであります。環境衛生委員会において付託審査され、議員より、本年度の豪雪による工期への影響について質疑があり、当局より、工事はおおむね順調に進められており、令和3年12月末時点の進捗状況等から令和4年7月中の竣工を可能と見込んでいるとの答弁がありました。その他幾つかの質疑はありましたが、異論はありませんでした。

第2号議案から第7号議案までの委員会付託議案について、最終日である令和4年2月21日午後3時30分より、各委員会委員長より審査報告が行われ、一括質疑、討論となりましたが、質疑、討論はなく、満場一致で原案のとおり可決されました。

以上が12月会議以降の会津若松地方広域市町村圏整備組合議会報告となります。

なお、資料は議会事務局に提出してありますので、御覧ください。

以上、報告を終わります。

○議長（横山知世志君） 次に、町長の行政報告であります。お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（横山知世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

11番 堤 信也君

12番 根本謙一君

の両名を指名いたします。

---

○町長の施政方針演説

○議長（横山知世志君） 日程第2、町長の施政方針演説を行います。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。

本日ここに、令和4年度一般会計当初予算をはじめとする、諸議案を提出するに当たりまして、私の令和4年度の町政運営に対する基本方針と施策の概要を申し上げ、議員の皆様のご賛同を賜り、併せて町民の皆様に一層のご理解とご協力をいただきたいと思います。

令和3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に直面し、国民生活や、経済への影響は依然として続いている状況にあります。本町におきましても、感染症対策による行動制限、経済活動の縮小など、住民生活に大きな影響が生じているところであります。

令和4年度は、「第3次総合融画後期基本計画」2年目の年度であり、3年目となる「第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の目標達成に向けた施策展開を図ることはもとより、新型コロナウイルス感染症対策や町内の経済活性化対策など、柔軟に対応してまいります。「令和4年度施政方針」は、地域創生・人口減少対策有識者会議等からのご意見を参考に、限られた財源と人材を最大限に活かし、各課横断的な取組を効果的かつ効率的に実施するため、事業等の効果検証に基づく成果重視の改革改善により、コロナ禍においても着実な事業推進と進捗管理に努め、総合的かつ戦略的な行政運営を展開することを念頭に定めたところであります。この政策方針を踏まえた3つの重点プロジェクトである「元気づくりプロジェクト・里づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト」を総合的かつ戦略的に展開してまいります。

令和4年度当初予算編成におきましては、3つの重点プロジェクトを着実に進めることはもとより、国の施策等を十分に活用するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等にも留意したところであります。

まず、国の基本姿勢であります。新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」の実現のため、「デジタル田園都市国家構想」の観点から地方創生推進を支援するとして一方、歳出全般にわたり見直しを行い、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に基づき、歳出改革の取組を継続するとしております。

地方財政対策におきましては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が重要課題に取り組みつつ安定的な財政運営を行うために必要な、地方税、地方交付税等の一般財源総額について、交付団体ベースで62.1兆円、前年度比203億円の増とし、前年度を上回る額を確保するとしております。

地方交付税におきましても、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題への取組のため、出口ベースで18.1兆円、前年度比0.6兆円の増とし、臨時財政対策債におきましては、地方の財源不足の縮小による折半対象財源不足の解消が見込まれることから大幅に抑制するものとし、1.8兆円、前年度比3.7兆円の減としております。

この地方財政対策を受け、本町の予算編成における歳入予算につきましては、依存財源である普通交付税において、地域デジタル社会推進費等、国の推進事業に係る個別算定経費等で増額が見込まれるものの、令和2年度実施の国勢調査人口の減少、地方財政対策による臨時財政対策債への振替額の抑制に伴い前年度と同額を見込んだところでございます。

また、臨時財政対策債においても、地方財政対策による縮減を見込み9,000万円とし、前年度比2億5,000万円、率にして約73.5%の減としたところであります。

自主財源である町税収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、見通しが不透明な状況が続いているものの、その影響は最小限に抑えられている状況にあり、町民税については、前年度比で同額程度、固定資産税については、軽減措置の終了等により前年度比約3.7%の増額とし、町税全体で15億8,754万8,000円、前年度比3,016万4,000円、率にして約1.9%の増としたところであります。

歳出予算におきましては、令和3年度と同様に厳しい財政状況が見込まれる中、「令和4年度政策方針」に掲げる重点プロジェクトや施策の成果拡大に向けた重点事業、人口減少対策及び産業振興への取組、新型コロナウイルス感染症への対応、国が進める地域社会デジタル化への取組、そして継続して取り組んできた各種事業を中心に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、長期財政計画の下、将来の財政運営を見据えた予算編成としたところであります。

以上のことから、令和4年度の施策・事務事業を遂行するために必要な一般会計当初予算の総額を、121億6,600万円とし、令和3年度当初予算と比較し、新たにワクチン接種を含めた新型コロナウイルス感染症対策経費、デジタル化推進経費等の計上により、7億円、率にして約6.1%の増としたものであります。

各特別会計の予算規模につきましては、合計で57億8,126万8,000円とし、令和3年度当初予算と比較し、8,753万6,000円、率にして約1.5%の減としたところであります。

また、公営企業会計である水道事業会計の収益的支出と資本的支出を合わせた予算額につきましては、6億6,472万8,000円とし、令和3年度当初予算と比較し、839万3,000円、率にして約1.2%の減、下水道事業会計の収益的支出と資本的支出を合わせた予算額につきましては、10億1,172万8,000円とし、令和3年度当初予算と比較し、2,214万6,000円、率にして約2.1%の減としたところであります。

これらを踏まえ、全ての政策・施策における令和4年度の方針を次のとおり定めたところであります。

第1は、「自然に配慮した環境づくり」であります。

恵まれた自然環境を、町民共有の財産として認識し、次世代へ引き継いでいくとともに、自然と調和した快適で住みやすい環境整備を進めてまいります。

その1は、「自然・生活環境の保全」であります。

自然と調和した、環境を大切に作る心を育み、快適で衛生的な環境の下で生活ができるよう、豊かな自然に配慮した環境の保全を図ります。

廃棄物減量対策事業におきましては、選別収集への町民の皆様のご協力により、前年同期間と比較しますと生活系の燃やせるごみ排出量は11.78%の減、燃やせないごみ排出量では20.77%の減となり、生活系資源物の回収量においては26.8%の増、リサイクル率でも4.5ポイントの増と、目覚ましい成果に結びついているところであります。

引き続き選別収集を中心としまして、「生ごみの水切り」によるごみ減量化への取組を進めるとともに、「スポーツ用品リユース展示場」での循環的な利用を推進するなど、より一層、再利用を行う循環型社会の実現を町民と一体となって目指してまいります。

また、事業系ごみの減量につきましては、町内の事業所を直接訪問し、適正分別による資源化へ向けた啓発活動に努めてまいります。

その2は、「生活基盤の整備」であります。

都市計画事業におきましては、適切な土地利用、建築物等の新設や改修、広告物等の設置に関して、法令等に基づく規制誘導を行ってまいります。

また、本町の北の玄関口となる新鶴スマートインターチェンジにつきましては、今後も地区協議会を中心に、さらなる利用促進に努めてまいります。

公園管理事業におきましては、豊かな自然環境の中で、休息、鑑賞、散策、遊戯、運動等、町民の憩いの場としての利用を図るとともに、安全かつ快適に使用できるよう適正な維持管理に努めてまいります。

また、あやめ苑におきましては、6月に開催される「あやめサミット」に向け、あやめの肥培管理の徹底に努めてまいります。

水道事業におきましては、引き続き高田地域における老朽管更新工事を推進するとともに、中央監視通信機器の更新を実施し、水道事業における資産管理に関する中長期的な視点に立った「アセットマネジメント」に基づき、水道施設の更新と資金確保に努めてまいります。

また、漏水調査を実施し、老朽管更新工事と併せて漏水解消を図るなど、施設の維持補修を計画的に行い、有収率の向上と水道水の安定供給に努めてまいります。

水道事業会計の経営状況につきましては、平成29年度から新料金体系に移行したことにより、当面

は経常利益が見込めますが、人口減少や節水型社会の到来等により水需要は減少傾向にあり、財源となる給水収益においても将来的に減少が予想されるため、今後とも現状と将来の早通しを分析・評価しながら効率的な維持管理に取り組むとともに、費用削減等による経営の安定に努めてまいります。

公共下水道施設整備事業におきましては、全体計画に基づき、早期完成に向け下水道管渠埋設工事等を進めてまいります。

農業集落排水事業におきましては、令和2年度に策定した、施設の機能診断調査を踏まえた最適整備構想に基づき、経済的かつ合理的な施設の機能保全に努めてまいります。

また、公共下水道接続促進事業及び農業集落排水処理施設接続促進事業につきまして、「公共下水道等接続促進事業助成金制度」の周知徹底と、接続率向上のための普及活動を行うとともに、合併浄化槽設置整備事業におきましても「合併処理浄化槽設置整備費補助金制度」の活用促進を図り、河川等の水質保全と衛生的で快適な生活環境の実現に向け努めてまいります。

下本道事業会計の経営につきましては、令和2年4月1日より地方公営企業法を適用し、収入や支出を含む全ての財産の増減の変化を、その発生時点で記帳する発生主義を採用した会計方式へ移行しました。これにより、経営状況や財政状態がより明確化されたことにより、計画的な施設の維持改善や長寿命化を図り、健全かつ持続可能な下水道事業経営に取り組んでまいります。

水道未普及地域生活用水確保対策事業におきましては、町民の生活用水確保対策支援として、平成28年度より実施しております「水道未普及地域生活用水確保対策事業補助金制度」の周知を図り、支援を継続してまいります。

町営住宅管理事業におきましては、住宅困窮者に対し、所得に応じた低廉な家賃で良好な住宅を提供するとともに、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期にわたり良好な住宅環境を維持するため修繕等を実施し、昨年度に引き続き老朽化した町営住宅解体除却工事及び令和3年度に公共下水道に接続した布才地団地の浄化槽撤去工事を行ってまいります。

また、入居者の住環境の維持・向上を目指し、老朽化した住宅の入居者を対象に、「町営住宅住替移転補助金制度」の活用により、引き続き住み替えを促進してまいります。

空き家利活用事業におきましては、「第2期空家等対策計画」の2年目となり、「空き家・空き地バンク」にあっては、これまで見やすく分かりやすいウェブサイトでの情報発信に取り組んだ結果として、物件登録件数及び利用希望登録件数ともに順調に増加しております。特に利用希望登録件数にあっては、物件登録件数を上回る状況にあることから、利用希望者の意向に添えるよう、引き続き物件登録件数の増加に力を入れ、空き家所有者と利用希望者のマッチングに取り組んでまいります。

また、「空き家改修補助金」の活用や「空き家セミナー」の開催等を通じて、空き家の適正管理について意識付けを図ってまいります。

さらに、空家等対策事業におきまして、倒壊等の恐れがある危険な空き家について、「特定空家等」に認定するとともに、所有者に対し段階的に、助言・指導、勧告等を行ってまいります。

また、新たな除却支援制度として、危険空家等も対象とすることにより、早期除却を促し、安全・安心な住環境の形成に努めてまいります。

情報通信施設管理事業におきましては、デジタル社会のさらなる進展を見据え、町民がデジタル化による利点を受けられるよう情報インフラ等の整備を促進し、行政サービスの向上に努めてまいります。

その3は、「交通体系の充実」であります。

公共交通利用促進事業におきましては、「地域公共交通網形成計画」に掲げる基本理念「安心して住み続けられる便利で持続可能な公共交通網の形成を目指す」に基づき、利用者ニーズを踏まえ地域内交通及び地域間交通の維持・充実に努めるとともに、広域交通を担う路線バスにおいては、便利で持続可能な公共交通網の形成に向け、引き続き利用状況の把握に努めてまいります。

道路新設改良事業におきましては、国道401号から高田中学校間の町道12009号線の整備に取り組むとともに、道路維持管理事業において、町民の道路交通の利便性、安全性の確保のため、経年劣化等により傷んだ箇所の補修や狭隘道路の改良等を継続して行ってまいります。

また、除雪対策事業におきましては、冬期間の積雪時の交通障害を解消し、道路交通の安全を確保するため、効率的な除雪作業を実施するとともに、老朽化した除雪機械の計画的な更新を行ってまいります。

次に、橋梁長寿命化事業におきましては、「橋梁長考命化修繕計画」に基づき、危険度の高い橋梁の補修を行うとともに、2巡目となる橋梁点検を引き続き行い、安全確保と延命化を図ってまいります。

第2は、「安心で安全な暮らしづくり」であります。

全ての町民が、安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指してまいります。

その1は、「防災・消防体制の充実」であります。

災害対策事業におきましては、近年の地球温暖化による異常気象に伴い、災害は必ずやってくるとの認識の下、町民の生命や財産、地域の暮らしを災害から守るため、防災体制の整備や町民の防災意識の回上に努めてまいります。

まずは、防災・減災の要となる、自らの身は自らが守る「自助」、自分たちの住んでいる地域は自分たちで守る「共助」の防災体制を構築するため、災害時の避難誘導等の核となる自主防災組織の設立支援など、出前講座の活用や集落支援員との連携により積極的に推進するとともに、町民の自助力向上のため、スマートフォンやパソコンから、今いる場所の危険度が把握できるウェブ版ハザードマップの構築を進めてまいります。

また、災害時に備える非常食等の行政備蓄につきましても、「災害時備蓄計画」に基づき順次整備するとともに、家庭内備蓄の必要性について、啓発に努めてまいります。

さらに、防災訓練につきましても、近年の大規模災害を教訓に、子供から高齢者までが参加する、



より実践的な防災訓練を実施してまいります。

消防団員活動事業におきましては、継続して予防消防の啓発に努めるとともに、災害時において的確な行動が取れるよう、消防設備の定期的な点検、火災をはじめ様々な災害に対応した訓練を実施してまいります。

さらに、消防施設維持管理事業におきましては、消防車両や防火水槽などの消防施設の維持管理を行うとともに、老朽化した施設の更新を行ってまいります。

その2は、「交通安全・防犯体制の充実」であります。

交通安全対策事業におきましては、交通弱者と言われる子供や高齢者等の交通安全教育の徹底を図るとともに、家庭、学校、地域、警察、交通教育専門員及び交通関係団体と連携し、引き続き町総ぐるみの交通安全運動を実施してまいります。

あわせて、全国的に高齢者ドライバーによる交通事故が社会問題化していることから、引き続き高齢者の運転免許証自主返納の支援を実施してまいります。

防犯対策事業におきましては、「架空請求、フィッシング詐欺」等の、新たな手口による犯罪被害に遭わないための情報提供や注意喚起を関係団体と連携し実施するとともに、消費者教育啓発活性化事業において、消費生活相談員による相談窓口の充実を図ってまいります。

さらに、各自治区に対し、防犯灯の維持管理に対する支援を引き続き実施してまいります。

第3は、「健やかで人にやさしいまちづくり」であります。

子供からお年寄りまで、町民が地域で健やかに暮らすことができるよう、子育てや医療、福祉の体制づくりを進めるとともに、一人一人の人権が尊重され、誰もが生き生きと社会参加できるまちづくりを目指してまいります。

その1は、「保健体制の充実と医療の確保」であります。

健診等事業におきましては、国保特定健康診査の事後指導について、生活習慣病予防、特にメタボリックシンドロームの改善・疾病の重症化予防を重点的に進め、住民の健康維持と疾病の早期発見・早期治療につなげてまいります。

また、新たに後期高齢者健診の健診結果やレセプトに基づいた保健師・管理栄養士による保健指導を充実させることにより、重症化予防やフレイル予防につなげ健康寿命の延伸を図ってまいります。

健康づくり推進事業におきましては、「第3次健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画」に基づき、関係機関と連携し住民の心身の健康づくりに向けて事業を進めてまいります。

地域医療整備事業におきましては、将来にわたり、安心して住み続けられるまちづくりを推進するため、地域医療体制の中核である高田厚生病院への支援を継続するとともに、両沼郡医師会との連携・協力による、初期救急医療体制の維持につきましても引き続き努めてまいります。

その2は、「高齢者福祉の充実」であります。

第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の基本理念に基づき、高齢者が可能な限り住み慣

れた地域で生活を継続することができるよう、適正な高齢者福祉サービスの提供と、高齢者の自立に向けた支援を充実し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

一般介護予防事業におきましては、保健事業と介護予防の一体的な連携・推進を図ることで疾病の重症化予防を図り、高齢者の生活機能の維持に努めてまいります。

具体的な取組としましては、集いの場等での各種介護予防教室の実施、保健事業と連携した健診結果に基づく保健指導や栄養指導、歯科衛生士による口腔歯科予防を中心に実施してまいります。

認知症対策総合支援事業におきましては、「福島県一認知症にやさしい町」の実現に向け、ボランティア団体との協力連携を図り、認知症への正しい知識の普及に努めてまいります。

地域ケア会議推進事業におきましては、ケアマネジャーのケアプラン作成能力の向上を図るとともに、介護職員の離職防止を図るため、「福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金」を活用して、町内介護事業所の介護職員を対象に、新人や若手職員への指導力向上を図るための研修や、ハラスメントに対する研修を積極的に開催し、介護人材の確保に努めてまいります。

その3は、「子育て支援の充実」であります。

第2期子ども・子育て支援事業計画に掲げる基本理念「子どもの成長と子育てを地域全体で支え、子どもの生命と人権が尊重される、子育てのしやすいまちづくり」に基づき、様々な悩みや問題を抱えている家庭が孤立し、子育てに不安を抱くことのないよう、地域における子育て支援サービスの充実を図ってまいります。

子ども家庭総合支援拠点事業におきましては、子ども家庭支援員を配置し、育児不安のある保護者、特定妊婦及び要支援・要保護児童を把握し、関係機関と連携の上、中核となって必要な支援に努めてまいります。

また、子育て支援センター管理運営事業において、いつでも誰でも集える親と子供の居場所づくり、子育て相談や子育て講座、未就学児童の一時保育、ファミリーサポート事業、ホームスタート事業等を幅広く展開し、子育て家庭を支援してまいります。

さらに、児童クラブ管理運営事業においては、支援員の資質の向上と待遇改善、放課後こども教室との連携など安心して子供を預けられる環境整備に努めてまいります。

また、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談に対応する「子育て世代包括支援センター」と、要支援要保護児童等への支援や福祉に関する子育て相談に対応する「子ども家庭総合支援拠点」を健康ふくし課に設置したことで、全ての妊産婦、子育て世帯及び子供の相談に一体的に対応するとともに、関係機関との連携、相談体制の強化を図り、切れ目のない継続した支援体制で、安心して子育てができる支援の充実を努めてまいります。

その4は、「障がい者福祉の充実」であります。

自立支援給付事業、地域生活支援事業におきましては、「第3期障がい者基本計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、年齢や障がいの種別にとらわれずに一人一人

が自立し社会参加ができるよう、適切なサービスの提供に努めます。

また、障がいのある方やその家族が安心して暮らすことができるよう、相談支援事業所と連携を図り支援してまいります。

さらに、障がいのある方の地域での生活を支援する、地域生活支援拠点の整備につきましては、協力事業所等との協議を進め、体制の充実を図ってまいります。

その5は、「支えあい尊重される社会の実現」であります。

人権普及啓発事業におきましては、お互いの人権を尊重し合う社会へ向けて、人権の重要性や人権を正しく理解していただくため、人権教育等の普及啓発活動や人権擁護委員による相談活動が円滑に推進できるよう、引き続き支援に努めてまいります。

総合福祉支援事業におきましては、認知症高齢者、知的・精神障がい者等、判断能力の不十分な方の日常生活における権利を擁護し、本人が不利益を被らないよう、本人の財産や権利を守り支援を継続するため、会津地域11市町村で構成する成年後見制度の中核機関の設置を進めてまいります。

また、「地域見守りネットワーク事業」におきまして、事業の周知及び協力事業所の登録促進に努めることでさらなる充実を図り、地域住民が互いに支え合い、地域全体で見守り合える地域共生社会の実現へ向け取り組むとともに、「虐待防止ネットワーク事業」において、関係機関との連携強化を図り、引き続き虐待防止及び適切な支援に努めてまいります。

第4は、「元気と賑わいのある産業づくり」であります。

働く人々の就労環境が向上し、所得が増し、安定した生活ができるよう、活力ある産業づくりを進めるとともに、様々なニーズに応じた働き方ができる環境づくりを目指してまいります。

その1は、農業の振興であります。

新規就農者・担い手育成事業におきましては、新規就農時の支援、営農継続支援、就農後のサポートなど、引き続き農業を担う人材の確保、育成に努めてまいります。

また、農業生産力強化支援事業におきまして、意欲のある農業者等に対し、学びの機会から生産までを総合的にサポートすることで農業の安定経営の推進を図るとともに、農産物の付加価値向上を図るため、六次産業化支援事業により生産から加工、販売までを一体的に支援してまいります。

さらに、有害鳥獣防除事業により、野生鳥獣による農作物被害を抑制するため、森林環境対策室を設置し鳥獣専門員を配置することにより、被害拡大の一因とされる森林の荒廃対策と併せて被害対策の強化を図ってまいります。

その2は、林業の振興であります。

本町は豊富な森林資源を有しておりますが、木材価格の低迷により、森林整備や林業生産活動が停滞しております。

このため、森林環境整備促進事業により、森林経営管理制度による間伐や路網整備などの森林整備を推進するため、森林経営管理に係る意向調査、集積計画の作成を実施してまいります。

また、林道整備維持管理事業において、林道不足の改善のため林道整備を進めるとともに、適切な維持管理により木材搬出コストの低減に努めてまいります。

森林資源活用推進事業におきましては、資源の有効活用と林業振興を図ることを目的に、会津地域13市町村での一体的な取組を進め、町内に必要とされる木材施設整備の推進や効率的な木材収集搬出システムの構築を目指してまいります。

その3は、「観光の振興」であります。

令和3年度からスタートした「観光振興計画後期基本計画及び後期アクションプラン」の2年目となり、町の魅力を前面に押し出した観光コンテンツの構築を進めてまいります。

観光対策事業におきましては、体験型ツアーの商品化へ向けた「モニターツアー」の開発、従来の単発イベントから脱却した「波及型イベント」の実施、「会津美里町観光大使」の任命、この3つのアクションプランを中心に、一般社団法人会津美里町観光協会と連携して取り組んでまいります。

また、観光まちづくり推進事業におきまして、新たな観光スポットの創出に向けた取組を支援する「観光まちづくり推進事業」を実施し、地域のプレーヤーとなる団体を支援してまいります。

さらに、観光誘客事業により、ゲームソフト開発企業と連携した新たな誘客事業をあやめ苑で展開し、また、山城ファンを意識した向羽黒山城の専用サイトを構築し、アフターコロナを見据えた誘客につなげてまいります。

温泉施設管理事業におきましては、既に民間事業者に譲渡した本郷温泉湯陶里に続き、他の温泉施設等につきましても「温泉施設利活用処分方針」に基づき、民間譲渡を優先としながら、町民にとって効果的な利活用となるよう取り組んでまいります。

その4は、「商工業の振興」であります。

コロナ禍や社会情勢の変化に対応するため、商工会及び金融機関との連携を強化し、商工業の振興に取り組んでまいります。

創業事業継続支援事業におきましては、中小企業振興資金を活用し、設備の近代化や効率的な事業継続を支援するとともに、新たな需要や雇用の創出を図るため、「経営発達支援制度」を活用し、意欲のある新規創業者や事業承継者への支援を継続してまいります。

また、企業誘致促進支援事業におきましては、残り2区画となった高田工業団地の売却を進めるとともに、空き工場等利活用のための支援を行い、企業誘致に取り組んでまいります。

会津本郷焼振興事業におきましては、国内外への販路拡大を支援するとともに、地域おこし協力隊制度を活用し、伝統工芸を支える人材の確保及び育成に努めてまいります。

さらに、商工活性化事業において、町内の中小企業等の販路拡大等を支援するとともに、地元の若者を対象とした合同企業説明会を開催するなど、雇用の確保と創出に努めてまいります。

第5は、「学びあい未来を拓く人づくり」であります。

地域の宝である子供たちを、みんなで見守り育てながら、地域の未来を担う人づくりを進めるとと

もに、町民が生きがいや心の豊かさを感じながら学び続けられるよう、教育環境を充実させてまいります。

特に、第3期教育振興基本計画に示す施策体系の中から、課題解決のために重点を置いて展開すべきものを「次代を担う人材育成プロジェクト」と位置づけ、令和4年度から重点的かつ強力で推進してまいります。

その1は、「子ども教育の充実」であります。

小中学校ICT教育環境整備事業におきましては、教育の情報化を一層進展させるべく、小中学校に導入した1人1台の情報端末が十分に機能するようICT環境を整備するとともに、教員のICT活用能力を高め、児童生徒の情報活用能力を育成するため、ICT支援員をはじめとする外部人材による支援を充実させてまいります。これにより、ICTを活用した教育を充実させるとともに、デジタル教科書やデジタル教材を活用し、個別最適な学びの環境を実現して学力の向上を目指してまいります。

教育研究事業におきましては、近年、低下が叫ばれております児童生徒の読解力の実態を調査分析し、その向上を図るとともにコミュニティ・スクールの円滑な導入・運営に努めてまいります。

また、小学校教育と中学校教育の円滑な接続を目指すとともに、小学校高学年での教科担任制を可能な教科で導入し、教育の質を高めてまいります。

さらに、中学校管理運営事業におきまして、本郷小・中学校の校舎を連結し、施設一体型の義務教育学校とする本郷地域の義務教育環境の再編に取り組んでまいります。

給食センター管理運営事業におきましては、新たな学校給食センターが4月に供用開始いたします。業務委託による新たな運営体制と良好な調理環境の下、これまで以上に安心・安全でおいしい給食の提供を目指してまいります。

その2は、「生涯学習の充実」であります。

公民館と生涯学習センター、図書館が連携し、町民が生涯にわたって積極的に学習ができるよう、適切な情報を提供するとともに多様な学習の機会を創出してまいります。

生涯学習センター施設管理事業におきましては、本郷庁舎の大規模改修を行い、本郷地域のコミュニティや生涯学習の拠点として整備してまいります。

また、図書館管理運営事業におきまして、継続的に蔵書整備を図るとともに、子供たちの読書活動の推進や地域課題などをテーマにした企画展示を行うなど、様々な情報の発信に努めてまいります。

地域学校協働本部事業におきましては、地域住民や団体等の参画により、子供たちの学びと成長を地域全体で支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域と学校がパートナーとして連携・協働する体制を中学校区ごとに整備してまいります。

その3は、「生涯スポーツの充実」であります。

スポーツ活動推進事業、体育施設管理運営事業におきましては、健康づくりやスポーツによる交流

を促進するため、高田体育館の大規模改修や施設予約システムの導入など、生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる環境の整備に努めてまいります。

公民館や生涯学習センターでは、地域の実情に配慮しながら各種スポーツ事業を見直すとともに、運動教室等の開催により適度な運動習慣の定着に努めてまいります。

その4は、「地域文化の振興」であります。

文化財保存・活用事業におきましては、現在整備を進めております郷土資料館につきまして、「地域とともにある学校づくりと幼少中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクト」と位置づけ、民俗・考古資料等の収集、調査及び研究の拠点施設として、令和5年度の開館に向け整備を進めてまいります。

また、文化財の保存・活用につきまして、文化財保護の重要性についての理解促進のため、歴史副読本を活用した地域教育の推進や地域再発見事業を実施するなど、意識の醸成を図ってまいります。

遺跡調査・整備事業におきましては、向羽黒山城跡における「二曲輪地区」の調査と整備を完了するとともに、今後の整備の在り方やその活用について検討してまいります。

第6は、「魅力と個性ある地域づくり」であります。

地域のことは地域に住む町民自らが考え、主体的な活動ができる環境づくりと、人々の交流を通じた、町民主体の地域づくりを目指してまいります。

その1は、「地域活動の推進」であります。

まちづくり活動支援事業におきましては、地域内での自助・共助の認識を共有し、新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動が衰退しないよう、集落支援員による継続した支援を引き続き行ってまいります。また、地域づくり活動が安定的・持続的に展開できる人材の育成・確保及びその活躍を推進してまいります。

地域おこし協力隊事業におきましては、新たに採用となる隊員や現在活動している隊員が、地域住民との交流を図り、存分に活動に取り組むことができるよう支援してまいります。

さらには、「人流創出事業」として、地域おこし協力隊制度の活用について、引き続き専門家等の意見を取り入れながら、町の課題解決と定住・関係人口の創出を図るため、受入先やサポーターになり得る団体等と連携し、持続的な地域おこし協力隊受入れ態勢の構築を進めてまいります。

その2は、「多様な交流と連携の推進」であります。

移住促進事業におきましては、テレワーク・サテライトオフィスを開設する民間事業者を支援することで、地方への新たな人の流れを創出し、関係人口の創出と移住につなげてまいります。

また、引き続き移住・定住コーディネーターを配置し、多様な情報発信ときめ細かい相談体制を確保するとともに、オンラインでの移住相談の開催や移住定住ポータルサイト等を活用しながら、本町の魅力をPRし移住・定住人口の増加を図ってまいります。

さらに、若者世代や子育て世代の定住を促進し、本町に居住している若者の住宅取得を支援する「若

者定住促進制度」や、町外の方の住宅取得を支援する「住宅取得支援制度」により、町内への移住・定住を促進するほか、住宅用地販売管理事業における「吹上台住宅団地取得支援制度」のさらなる周知を図り、分譲住宅地の販売促進を継続してまいります。

都市交流推進事業におきましては、姉妹、友好都市に対し観光、物産などの本町の魅力を積極的に発信するとともに、コロナ禍においても実施可能な民間レベルの交流が図られるよう支援を行ってまいります。

そして、これら6つの政策実現の基盤として掲げた「町民に信頼される行政の推進」であります。

健全な財政運営と町民に信頼される町政運営を基本に、透明性の高い行政経営システムの確立を目指すとともに、「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」を基に、町民の行政への参加を積極的に進めることで、まちづくりの課題を町民と行政が共有し、互いに連携協力しながら解決を図ってまいります。

その1は、「健全な財政運営の推進」であります。

財政管理事業におきましては、普通交付税にあっては、令和3年度からの一本算定への移行と、国勢調査人口の減少により、今まで以上に厳しい財政運営が求められるところであります。

引き続き、適切な公共サービスの提供と安定した財政運営を図るために、増加する経常経費をいかにして削減していくかが重要な課題であります。

令和2年度策定の「公共施設長寿命化計画（個別施設計画）」及び「学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づく公共施設の適正化に引き続き取り組むとともに、「長期財政計画」を基本にさらなる行財政改革に取り組み、健全財政を確保しつつ持続可能な財政運営に努めてまいります。

町税賦課・徴収事業におきましては、徴収基本方針に基づき行うとともに、引き続き、福島県会津地域地方税滞納整理機構と相互連携を図りながら、収納率の向上に努めてまいります。

その2は、「効率的な行政運営」であります。

総合計画等進捗管理事業におきましては、財政との連携による事務事業評価に基づき、次年度以降の施策や予算に評価結果を反映させ、効果的かつ効率的な事業展開を図るとともに、各施策について横断的な重点プログラム事業を展開してまいります。

その3は、「町民参加の推進」であります。

町民参加推進事業におきましては、町民が知りたい情報を知りたいときに得ることができ、分かりやすい情報をより効果的・効率的に発信していくとともに、「会津美里町みんなの声をまちづくりにいかす条例」に基づく町民参加手続の適正な運用を図り、町民主体のまちづくりを推進してまいります。

以上、令和4年度会津美里町の町政運営に対する所信と予算の大綱並びに主要な事業について申し上げますが、各施策につきましても、実施計画に計上させていただいております。

本町におきましては、大変厳しい財政運営の中での予算編成であり、今後の執行に当たりましては、

議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力を賜りながら、誠心誠意町民の負託に応えるべく全力で取り組んでまいり所存であります。

本定例会への提出案件は、条例の制定1件、条例の一部改正6件、条例の廃止2件、計画の変更1件、計画の策定1件、令和3年度各会計補正予算8件、令和4年度各会計予算9件、諮問案件1件の合計29件であります。

慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、私の施政方針の表明といたします。

○議長（横山知世志君） これをもって町長の施政方針演説を終わります。

ここで、11時25分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時15分）

---

再 開 （午前11時25分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

---

○陳情第5号の議題、報告、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、陳情第5号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題といたします。

総務厚生常任委員長より報告があります。

総務厚生常任委員長、星次君。

〔総務厚生常任委員長（星 次君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（星 次君） それでは、私から陳情第5号の総務厚生常任委員会の報告をいたします。

12月定例会において審議した陳情第5号については、国と沖縄県において現在係争中であり、内容の判断も非常に難しい問題であることから、近隣市町村の動向も参考にしながらさらに内容の理解度を図った上で判断したいとのことで継続審査となっております。

去る2月4日午前10時から議場において、委員全員並びに事務局出席の下、総務厚生常任委員会を開催し、審議いたしました。

まず、両沼管内町村の取扱い状況調査の結果、審議したところは会津美里町だけでありました。理由といたしましては、会津美里町と会津坂下以外は郵送であったため、議長受付による議員への配付でありました。また、三島町には提出自体ありませんでした。本町同様に直接持参のあった会津坂下町は、陳情の内容が地方議会が取り扱う内容ではないこと及び国会で議論中の案件であることから、議長預かりとしたとのことでありました。また、喜多方市は、令和元年6月に採決の結果、採択していることも分かりました。



これらを参考に委員から意見をもらいましたが、委員より、重要案件でもあり、国会でも議論中であって、地方議会で取り扱う内容ではないと思うとの意見が出されました。また、委員より、基地建設計画の埋立地は地盤が軟弱であるとの報道もされており、地方議会で審議する内容ではないとの意見もありました。

討論に入り、前述したような反対意見があり、賛成意見はありませんでした。

採決の前に1名の委員が地方自治法第99条により退席し、残りの委員による採決の結果、全員が反対として不採択となりました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（横山知世志君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成する方の発言を許可します。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 私は、この陳情第5号について、賛成の意を表するものです。

確かに国レベルでの議論中ではありますが、この新しい提案実行委員会が出された陳情書の内容を見ますと理路整然でありますし、沖縄県民のみならず、国民の一人一人として考えていかなければならない事案であるとも思っております。ましてや、地方自治体の議員とはいえ、当然政治に関わる身として関心深く見守ってきた事例でもありました。このたびの冷静な、論理的な憲法を踏まえこの陳情書に、表題からして趣旨は十分に理解できますし、主に述べております3点についても何ら違和感なく私は理解できるものとして賛成の意を表する根拠といたしております。

以上、賛成討論といたします。

○議長（横山知世志君） 原案に反対する方の発言を許可します。反対討論ありませんか。

13番、根本剛議員。

○13番（根本 剛君） 先ほど総務常任委員長の報告のとおり、私も当委員会に所属して反対の意を申し上げました。それはなぜかと申し上げますと3つあります。

1つ目は、管内の両沼議会においては、郵送で送られてきたり、さらには議長預かりということで、当町だけが議長が受け付けて、総務常任委員会に諮られて、総務委員会に付託になったわけでありませう。そういったことでそれ1点目です。

また、こういった辺野古問題は、国政レベルあるいは日米安保条約ともリンクしてしまっていて、地方議会にはこの陳情についてはなじまないという私の発言であります。委員長報告もありましたけれど

も、やはり崇高なハードルの高い陳情であって、この陳情書を一会津美里議会に、総務委員会へ付託されましたけれども、大変ハードルの高い問題であり、さらには崇高な面もありまして、そういったことでこの陳情書には反対の意を申し上げました。以上のことであります。

また、もう一点付け加えるならば、1月の中旬中に施行されました辺野古市長選挙においては、この基地問題を反対する新人の候補が敗れ、現職が当選した経緯もありまして、やはりそういったこの難しい問題は辺野古市民にとっても、当時の市長選挙の政策には上がらなかったという民意の表れだと思ひまして私は反対するものであります。

以上であります。

○議長（横山知世志君） ほかに賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

〔「議長、3番」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 3番、渡辺葉月議員。

○3番（渡辺葉月君） 今回、陳情第5号において、地方自治法第99条にのっとりまして、判断いたしかねますので、退席の許可を願います。

○議長（横山知世志君） 許可します。

〔3番（渡辺葉月君）退席〕

○議長（横山知世志君） これより陳情第5号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決いたします。

陳情第5号を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午前11時35分）

---

再 開 （午前11時35分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

陳情第5号を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押してある方はいいです。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

反対多数。

よって、陳情第5号は不採択することに決しました。

渡辺葉月議員の入室を許可します。

〔3番（渡辺葉月君）入場〕

---

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より議案第6号から議案第33号まで、諮問第1号の計29議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 本定例会にご提案申し上げます議案28件、諮問1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第6号は、会津美里町個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。本案は、引用する法律の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次の議案第7号は、会津美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、職員の育児休業等の取得要件を緩和し、取得しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものであります。

次の議案第8号は、会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、学校運営協議会の委員を地方公務員法上の特別職の公務員として身分を規定し、報酬額を定めるほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の報酬額について所要の改正を行うものであります。

次の議案第9号は、会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、人事評価の評価結果を給与に活用することについて所要の改正を行うものであります。

次の議案第10号は、会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。本案は、老朽化

した町営住宅の一部を用途廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次の議案第11号は、会津美里町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。本案は、消防団員の報酬等及び団員定数を見直すことについて所要の改正を行うものであります。

次の議案第12号は、組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例であります。本案は、令和4年4月1日からの組織再編により、教育文化課からこども教育課と生涯学習課の2課制とすることに伴い、関係する条例の課の名称等について所要の改正を行うものであります。

次の議案第13号は、会津美里町民俗資料館条例を廃止する条例であります。本案は、現在改修を進めている（仮称）郷土資料館へ民俗資料館の機能を移転することから、当該条例を廃止するものであります。

次の議案第14号は、会津美里町震災復興基金条例を廃止する条例であります。本案は、東日本大震災からの復旧、復興に係る事業に充てるため、会津美里町震災復興基金を設置し、運用してまいりましたが、所期の目的を達したことから条例を廃止するものであります。

次の議案第15号は、会津美里町公共施設等総合管理計画の変更についてであります。本案は、昨年度までに実施した公共施設の縮減や各種個別施設計画の策定状況等を反映し、今後の公共施設の維持管理や利活用の方針について見直しを行うべく、会津美里町公共施設等総合管理計画を変更することについて、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第16号は、会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画の策定についてであります。本案は、会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例第12条第1項の規定に基づき、男女共同参画のまちづくりを実現するための総合的かつ具体的な施策及び取組方針について定めた計画であります。この第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画について、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第17号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第15号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,362万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を132億6,721万1,000円とするものであります。

次の議案第18号は、令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,415万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億6,555万2,000円とするものであります。

次の議案第19号は、令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第5号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,466万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億96万5,000円とするものであります。

次の議案第20号は、令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ486万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億

5,179万円とするものであります。

次の議案第21号は、令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,635万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,425万5,000円とするものであります。

次の議案第22号は、令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,078万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を760万8,000円とするものであります。

議案第23号は、令和3年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の営業収益予定額を603万5,000円増額、営業外収益予定額を591万1,000円増額し、水道事業収益予定額を4億8,488万9,000円とし、収益的支出の営業費用予定額を712万3,000円減額し、営業外費用予定額を527万円増額し、水道事業費用予定額を4億2,588万3,000円とするものであります。また、資本的収入の予定額を749万8,000円減額し、資本的収入合計で1億1,994万8,000円とし、資本的支出の予定額を1,437万3,000円減額し、資本的支出合計で2億3,140万3,000円とするものであります。

次の議案第24号は、令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の予定額を380万7,000円減額し、収益的収入合計で5億9,180万3,000円とし、収益的支出の予定額を445万7,000円減額し、収益的支出合計で5億8,894万7,000円とするものであります。また、資本的収入の予定額を339万1,000円減額し、資本的収入合計で3億852万8,000円とし、資本的支出の予定額を308万1,000円減額し、資本的支出合計で4億3,739万3,000円とするものであります。

次の議案第25号から議案第33号までは、令和4年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道企業会計予算であります。予算の概要につきましては、先ほど申し上げました施政方針に沿ったものであります。歳入歳出予算の総額につきましては、議案第25号 令和4年度会津美里町一般会計予算は121億6,600万円、議案第26号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計予算は23億3,676万7,000円、議案第27号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計予算は30億9,900万3,000円、議案第28号 令和4年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算は2億7,075万4,000円、議案第29号 令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計予算は5,278万8,000円、議案第30号 令和4年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算は2,177万6,000円とするものであります。

議案第31号 令和4年度会津美里町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出の予定額を収入4億7,074万8,000円、支出4億2,874万4,000円と資本的収入及び支出の予定額を収入1億1,543万8,000円、支出2億3,598万4,000円とし、収入が支出に対して不足する額1億2,054万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,209万8,000円、過年度分損益勘定留保資金1億844万8,000円で補填をするものであります。

議案第32号 令和4年度会津美里町下水道事業会計予算は、収益的収入及び支出の予定額を収入5億8,927万8,000円、支出5億8,922万円と資本的収入及び支出の予定額を収入2億9,776万円、支出4億2,250万8,000円とし、収入が支出に対して不足する額1億2,474万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額835万8,000円、過年度分損益勘定留保資金6,574万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金5,064万8,000円で補填をするものであります。

議案第33号 令和4年度永井野財産区特別会計予算は、18万円とするものであります。

次の諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。本諮問は、現委員の星勢津子氏が令和4年6月30日をもって任期満了となることから、新たに佐治永子氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○予算特別委員会の設置について

○議長（横山知世志君） 日程第5、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第25号 令和4年度会津美里町一般会計予算については、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置して審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、予算特別委員会を設置して審議することに決しました。

お諮りいたします。予算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第9条により委員会の互選によると規定されておりますが、議会運営委員会で協議済みの正副委員長のとおりにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

それでは、予算特別委員会委員長は10番、星次君、副委員長は6番、長嶺一也君にお願いをいたします。

---

○議案の予算特別委員会付託について

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案の予算特別委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり予算特別委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり、予算特別委員会に付託することに決しました。

---

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前11時56分）

# 予算特別委員会

(第 1 日)



令和4年会津美里町議会（予算特別委員会）

第1日

令和4年2月28日（月）午後1時00分開会

委員長 星 次 君 副委員長 長 嶺 一 也 君

○出席委員（15名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課 課長補佐	宮下寛君
会計管理者	原克彦君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君

教育文化課主幹	福	田	富	美	代	君
代表監査委員	小	島	隆	一		君

---

○事務局職員出席者

事務局長	高	木	朋	子	君
総務係長	歌	川	和	仁	君

開 会 (午後 1時00分)

○副委員長(長嶺一也君) ただいまから令和4年会津美里町議会定例会3月会議予算特別委員会を開会します。

○委員長(星次君) それでは、長嶺一也副委員長と私が委員長という立場で予算特別委員会を進めるわけでございますが、何分にも不慣れで初めてでございますので、皆さん方のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、先ほど町長の施政方針の中にありましたが、一般会計予算は121億6,600万というふうな膨大な予算であります。対前年比で6.1%の増でございます。何とぞ皆さんの活発なご意見を賜りまして議事運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げ、委員長の挨拶を終わります。

これから本日の会議を開きます。

本委員会に付託されました案件は、議案第25号 令和4年度会津美里町一般会計予算の1議案であります。

お諮りいたします。説明の方法は、説明員は着席のまま、歳入については事項別明細書等により要点のみを説明し、歳出については会津美里町第3次総合計画(実施計画)により、新規事業や重点プロジェクト事業を中心として、継続事業でも事業費が拡充するものについて、簡潔に説明願います。

なお、歳入については一括して政策財政課長に説明を求め、歳出については担当課長から説明を求めたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長(星次君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進めてまいります。

議案第25号 令和4年度会津美里町一般会計予算を議題といたします。

初めに、政策財政課長から歳入の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長(鈴木國人君) それでは、議案第25号 令和4年度会津美里町一般会計予算につきまして内容をご説明いたします。

議案第25号 令和4年度会津美里町一般会計予算 歳入 (数字説明)

○委員長(星次君) 歳入の説明が終わりました。

続きまして、歳出の説明に入ります前に、会津美里町第3次総合計画実施計画について、政策財政課長より説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長(鈴木國人君) それでは、会津美里町第3次総合計画実施計画の記載内容についてご説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。実施計画に掲載している事業につきましては、1ページ、3の実施計

画の内容に記載のとおりでございまして、第3次総合計画後期基本計画に掲載の主な事務事業、重点プロジェクト、その他各施策の中で特に重要な事業を掲載してございます。

また、右側の上から3項目めの年度別の事業費・財源内訳に記載してございますが、本実施計画に計上いたしました令和5年度及び6年度の事業費につきましては、令和4年度を基本としつつ、過去平均の伸び率でありますとか自然増減の比率等は極力用いずに、制度改正や設備機器等の更新や事業の終了など具体的な増減理由を基に勘案し、計上しているところでございます。

2ページには、最上位計画である第3次総合計画の政策体系を表記してございます。

続きまして、3ページをお開きください。実施計画掲載事業総括表でございまして、政策名、施策名、掲載事業数、年度別事業費計を記載し、一番下に合計欄がございまして、全部で84事業を掲載してございます。右側の重点プロジェクト事業でありますが、こちらは一番下御覧いただきますと21事業としてございます。

この重点プロジェクト事業につきましては下の4ページから5ページに掲載してございますが、令和4年度政策方針に基づきまして、6ページには各部門が連携して施策を推進する重点プロジェクト事業の総括表を記載してございます。要はこの4ページ、5ページの政策方針を踏まえまして重点プロジェクトを抽出してここにまとめたというところでございます。

これからご説明をさせていただきますのは、その84事業のうち、今ほど申し上げました重点プロジェクト事業、それから施策の中で特に説明すべき事業など25事業を説明させていただきます。実施計画の順序によりまして、担当課長から順次説明をさせていただきます。説明に当たりましては、ページ番号及びページ左側に付してございます番号、それから政策名、施策名、事務事業名、事業内容、それから重点プロジェクトの場合は重点プロジェクトに該当しているという旨を申し上げまして、最後に令和4年度の事業費を読み上げて説明をさせていただきます。なお、同一の施策、政策名、施策名の場合についてはそこを省略させていただいて事業名から入るとか、そういう説明の仕方をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

私からは以上でございまして、よろしくお願ひいたします。

○委員長（星次君） それでは、実施計画に基づき説明を求めます。

それでは、町民税務課長より、歳出について説明を始めてください。

○町民税務課長（児島隆昌君）

自然に配慮した環境づくり 自然・生活環境の保全 廃棄物減量対策事業 (数字説明)

○総務課長（國分利則君）

自然に配慮した環境づくり 生活基盤の整備 情報通信施設管理事業 (数字説明)

○建設水道課長（鈴木明利君）

自然に配慮した環境づくり 交通体系の充実 道路新設改良等事業 (数字説明)

○総務課長（國分利則君）

安心で安全な暮らしづくり 防災・消防体制の充実 災害対策事業 (数字説明)

○健康ふくし課課長補佐 (宮下 寛君)

健やかで人にやさしいまちづくり 保健体制の充実と医療の確保 健診等事業 (数字説明)

健やかで人にやさしいまちづくり 子育て支援の充実 子ども家庭総合支援拠点事業  
(数字説明)

○教育文化課長 (松本由佳里君)

健やかで人にやさしいまちづくり 子育て支援の充実 子育て支援センター管理運営事業  
(数字説明)

○産業振興課長 (金子吉弘君)

元気と賑わいのある産業づくり 農業の振興 農業生産力強化支援事業 (数字説明)

元気と賑わいのある産業づくり 農業の振興 新規就農者・担い手育成事業 (数字説明)

元気と賑わいのある産業づくり 農業の振興 六次産業化支援事業 (数字説明)

元気と賑わいのある産業づくり 農業の振興 有害鳥獣防除事業 (数字説明)

元気と賑わいのある産業づくり 林業の振興 森林環境整備促進事業 (数字説明)

元気と賑わいのある産業づくり 林業の振興 林道整備維持管理事業 (数字説明)

元気と賑わいのある産業づくり 商工業の振興 企業誘致促進支援事業 (数字説明)

○教育文化課長 (松本由佳里君)

学びあい未来を拓く人づくり 子ども教育の充実 教育研究事業 (数字説明)

学びあい未来を拓く人づくり 子ども教育の充実 小学校 I C T 教育環境整備事業  
(数字説明)

学びあい未来を拓く人づくり 子ども教育の充実 中学校管理運営事業 (数字説明)

学びあい未来を拓く人づくり 子ども教育の充実 中学校 I C T 教育環境整備事業  
(数字説明)

学びあい未来を拓く人づくり 生涯学習の充実 地域学校協働本部事業 (数字説明)

○教育文化課主幹 (福田富美代君)

学びあい未来を拓く人づくり 生涯学習の充実 生涯学習センター施設管理事業  
(数字説明)

○教育文化課長 (松本由佳里君)

学びあい未来を拓く人づくり 地域文化の振興 文化財保存・活用事業 (数字説明)

○政策財政課長 (鈴木國人君)

魅力と個性のある地域づくり 地域活動の推進 まちづくり活動支援事業 (数字説明)

魅力と個性のある地域づくり 地域活動の推進 地域おこし協力隊事業 (数字説明)

魅力と個性のある地域づくり 多様な交流と連携の推進 移住促進事業 (数字説明)

○町民税務課長（児島隆昌君）

町民に信頼される行政の推進 健全な財政運営の推進 町税賦課・徴収事業 （数字説明）

○委員長（星 次君） 実施計画による説明が終わりました。

続きまして、政策財政課長から新型コロナウイルス感染症対策事業概要の説明があります。

政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長（鈴木國人君）

新型コロナウイルス感染症対策事業 （説 明）

○委員長（星 次君） 休憩いたします。

休 憩 （午後 2時09分）

---

再 開 （午後 2時11分）

○委員長（星 次君） それでは、再開いたします。

政策財政課長、説明をお願いします。

○政策財政課長（鈴木國人君）

新型コロナウイルス感染症対策事業 （説 明）

○委員長（星 次君） 以上で歳出の説明が終わりました。

本日の日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 2時16分）

定例会 3 月 会 議

(第 2 号)

## 令和4年会津美里町議会定例会3月会議

議事日程 第2号

令和4年3月4日（金）午前10時00分開議

- 第1 議案撤回の件
  - 第2 議案第12号 組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例
  - 第3 議案第13号 会津美里町民俗資料館条例を廃止する条例
  - 第4 議案第14号 会津美里町震災復興基金条例を廃止する条例
  - 第5 議案第15号 会津美里町公共施設等総合管理計画の変更について
  - 第6 議案第16号 会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画の策定について
  - 第7 議案第17号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第15号）
  - 第8 総括質疑
  - 第9 議案の常任委員会付託について
- 

本日の会議に付した事件

第4まで同じ

日程第6 議案第16号 会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画の策定について

日程第7 議案第17号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第15号）

日程第8 総括質疑

日程第9 議案の常任委員会付託について



○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
会計管理者	原克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

---

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○議案第15号の撤回

○議長（横山知世志君） 日程第1、議案撤回の件を議題といたします。

町長から議案撤回の理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。議案撤回の件についてご説明申し上げます。

2月28日に提出いたしました議案第15号 会津美里町公共施設等総合管理計画の変更について撤回したいので、会津美里町議会会議規則第20条の規定により、許可を求めるものであります。

本案は、会津美里町公共施設等総合管理計画について、昨年度までに実施した公共施設の縮減や各種個別施設計画の策定状況等を反映した見直しを行うものですが、計画書の確認不足による資料データ等の誤りによる計画全体の再検証が必要であると判断し、撤回をお願いするものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、議案撤回の件を許可することに決定しました。

ただいま許可を決定したことによりまして、議案第15号 会津美里町公共施設等総合管理計画の変更については撤回されましたので、日程第5を削除いたします。

---

○議案第12号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案第12号 組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、國分利則君。

〔総務課長（國分利則君）登壇〕

○総務課長（國分利則君） それでは、議案第12号 組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書 8 ページ、併せまして提出案件資料 3 ページ中段、参考資料新旧対照表14ページ、15ページを御覧いただきたいと思ひます。本案は、教育委員会事務局におきまして、地域とともにある学校づくりと幼少中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトの推進や社会教育施設の整理統合に当たり、より機能的な組織とするため、令和4年4月1日から現在の「教育文化課」から「こども教育課」と「生涯学習課」の2課に再編するため、所要の改正をするものでございます。

改正内容でございますが、条例中の「教育文化課」をそれぞれ「こども教育課」、「生涯学習課」に改めるものでございます。関連する条例といたしまして、まず会津美里町教育支援委員会条例、会津美里町いじめ問題対策連絡協議会等条例、会津美里町子ども・子育て会議条例、会津美里町生涯学習推進委員会条例、会津美里町スポーツ推進審議会条例、以上5つの条例の一部改正を行うものでございます。

なお、施行期日は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第13号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、議案第13号 会津美里町民俗資料館条例を廃止する条例を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

教育文化課長、松本由佳里君。

〔教育文化課長（松本由佳里君）登壇〕

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、議案第13号 会津美里町民俗資料館条例を廃止する条例についてご説明いたします。

議案書9ページ、提出案件資料3ページ下段を御覧ください。本案は、現在改修を進めております（仮称）郷土資料館へ民俗資料館の機能を移転し、解体するため、当該条例を廃止するものです。

施行期日は、令和4年4月1日から施行することといたしました。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第14号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案第14号 会津美里町震災復興基金条例を廃止する条例を議

題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、議案第14号 会津美里町震災復興基金条例を廃止する条例につきましてご説明いたします。

議案書10ページ、併せまして提出案件資料の4ページの上段を御覧いただきたいと存じます。本案につきましては、平成23年度に交付されました福島県市町村復興支援交付金を活用し、東日本大震災からの復興、復旧に係る事業といたしまして会津美里町震災復興基金を創設しまして、生活再建支援に係る事業、産業復興支援、それから雇用維持に係る事業等を実施してまいりましたが、本年度に実施しております高田工業団地の道路改修工事への充当によりまして基金残高がゼロとなることから、本年度をもって条例を廃止するものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日からとするものでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第14号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第16号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案第16号 会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画の策定についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、議案第16号 会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画の策定についてご説明をいたします。

議案書12ページ、提出案件資料の5ページ、それから別冊となっておりますが、議案第16号 会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画を御覧いただきたいと存じます。

まず、議案書12ページであります。本案は会津美里町第4次男女共同参画推進まちづくり行動計画の策定につきまして、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

男女共同参画推進まちづくり行動計画は、会津美里町男女共同参画推進まちづくり条例第12条の規定に基づき、男女共同参画のまちづくり実現のため、総合的かつ具体的な施策を定めるものでございます。今年度で第3次行動計画の計画期間であります平成29年度から令和3年度の5か年間で終了するため、新たに令和4年度から令和8年度までの5か年間で計画期間とした第4次行動計画を策定するものであります。

なお、計画策定に当たりましては、幅広い意見が反映されますよう、関係課との調整、また全庁的な議論を経て、パブリックコメント、審議会の諮問を行い、答申を得て作成したものでございます。

内容といたしましては、計画書の3ページをお開きください。3ページ、4ページの施策体系にありますように、条例第3条に規定する基本理念実現のため、4つの基本目標及び11の基本施策で構成されてございます。

また、平成27年8月に制定されました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく町の女性活躍推進計画としても、本行動計画の一部を位置づけてございます。具体的には、15ページの雇用・労働環境の整備と働き方の見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、それから19ページにございます女性人材の育成支援がその部分に該当しているということで、その旨記載しておるところでございます。

国では、日本で働く場面において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況にあるとし、急速な人口減少による将来の労働不足が懸念されております。このような中、国民のニーズの多様化、グローバル化に対応するためにも人材の多様性を確保することが不可欠であり、女性の活躍の推進が重要であるとしてございます。本行動計画では、特にその部分について町の女性活躍推進計画として

位置づけ、今後推進していく考えであります。

また、同じく女性活躍推進法では、国や地方公共団体に対し、特定事業主行動計画の策定を義務づけてございます。本町におきましては令和2年4月に町の職員につきまして会津美里町特定事業主行動計画を策定してございますので、本行動計画につきましては町民や町内事業者に対する男女共同参画の取組に限定してございます。

さらに、第3次総合計画後期基本計画やまち・ひと・しごと総合戦略とも整合性を図り、男女共同参画の観点から人口減少に対する取組として、例えば17ページお聞きいただきたいと思いますが、17ページの基本施策【3】、育児・介護に係る支援、(1)、出会い・結婚に対する支援、(2)、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援、20ページに参りまして、基本施策【3】、多様な主体によるまちづくりと移住・定住及び交流の推進、(2)、移住・定住の促進及び交流の推進を具体的な取組として位置づけてございます。

最後に、本行動計画の進捗管理といたしましては、4つの基本目標ごとにKPIを設定してございます。第3次行動計画の進捗及び審議会での議論を踏まえ、基本目標の取組を端的に示す代表的な指標として設定したものであります。KPIの目標値達成に向け、毎年進捗管理を行い、着実に男女共同参画の取組を推進してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があれば、これを許可いたします。質疑はありませんか。

12番、根本謙一君。

○12番（根本謙一君） 1つお尋ねしたいと思います。

その前に、よく整理されているなということで、まずはこの計画の案評価したいと思っておりますけれども、今次の課題であります女性活躍推進、これを中心としてよくまとめられているなというふうに理解をいたしました。

そこで、今国際的にも言われ始めておりますSDGs、持続可能な開発目標の件についてはいろいろな場面で出てくる言い方でございますけれども、いわゆるこのピクトグラムがもっともっと住民の皆さんに浸透しますように、理解が進みますように、行政のほうとしても事あるごとに出されてくると認識しております。ゆえに、この計画書案の中にそれぞれ基本政策が具体的な取組として載っているわけですが、そこにこのピクトグラムを張りつけることによって、この施策は、この事業はこれに向かっているのだというストレートな落とし込みが図れるような作り方が必要ではなかったかなというふうに思います。見開きでそこにだけまとめて取り上げればそれでよしとするには少しもったいないなというふうに思った次第ですけれども、今後の取組も踏まえてそのところどのように受け止めるかお伺いしておきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） SDGsの取組でございます。今回この計画を策定するに当たりまして審議会の中でもその点についてはいろいろ議論させていただきまして、実は当初、これは例えば1番のターゲットだとか、17番だとか、そういうことをさせていただきました、審議会の皆さんとともに。ですが、最終的には、誰一人も取り残さないというSDGsの理念からすると基本的に一つ一つが全てに関わっていくよねという議論になりまして、総計でもそうでしたが、今回はSDGsを表面近くに配置しまして、それから関連させていくというようなことで記載してございましたので、今回こういったまとめ方にさせていただいたところでございます。審議会の中でも、やはり全部行くので、ここは1個1個これだけに限定せずに、17全て関連するのではないかということからこのようなまとめ方をさせていただいたというところでございます。

なお、個々におきましては、それぞれのSDGsの研修会でありますとかこの事業を実施していく中では、そのような理念を十分伝えられるような周知を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） おおむね理解いたしますけれども、限った目標を言っているのではなくて、こういうことが主眼ですよという理念をやはりその都度、その都度、言葉だけではなくてやっぱり文章化、それから図として載せておくということによって、この中に出てきます無意識の中での意識づけになっていくのであろうというふうに私は考えます。それが行政のまた啓発活動の一環であろうかと思えます。その点を再度確認したかったわけですが、今後においてやはりそこは気をつけて取り組んでいただきたいなというふうに思いますけれども、恐縮ですが、再度のご答弁をお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 様々な取組におきまして、当然SDGsが理念と申しますか、基本になってまいると思えます。そういった部分絡めながら、周知活動、それから広報活動、事務事業について取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号を電子採決システムにより採決いたします。



本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第17号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第7、議案第17号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

歳入歳出について、政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、議案第17号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第15号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料7ページから29ページを御覧いただきたいと存じます。予算書の表紙でございますが、第1条におきまして歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,362万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億6,721万1,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は地方債の補正であります。

2枚おめくりいただきまして、第2表、繰越明許費補正でございます。追加でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、賠償・訴訟事業11万円でございますが、顧問弁護士委託業務につきまして年度内の完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものであります。

防災情報システム事業368万2,000円でございますが、機器の修繕及び旧会津美里町公民館に設置している屋外スピーカーの移設について、半導体不足の影響で年度内の完了が見込めないことから繰越明許費の設定をするものであります。

3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事業358万円でございますが、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化に伴う住民記録システムの改修について、これも年度内の事業完了が見込めないということから繰越明許費を設定するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、老人福祉施設管理事業7,056万円ではありますが、地域医療介護総合確保基金事業補助金について、新型コロナウイルス感染症の影響により資材調達が困難との理由から補助事業者より工期等の変更の申出があったため、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものであります。

5 款農林水産業費、1 項農業費、水利施設管理事業5,489万6,000円ではありますが、ため池等耐震性点検調査業務委託料及びため池廃止実施計画策定業務委託料につきまして、降雪により現地調査が不可能となったこと及び国の補正予算による追加の事業採択によりまして、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

2 項林業費、ふくしま森林再生事業7,751万8,000円ではありますが、宮川地区年度別計画策定業務等において、急峻な地形から測量及び設計業務に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものであります。

林道整備維持管理事業3,755万7,000円ではありますが、これは入札不調による事業開始時期の遅延及び降雪により工事実施が不可能となったことにより、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費を設定いたします。

10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、林道災害復旧事業1,199万ではありますが、入札不調による事業開始時期の遅延及び降雪により工事実施が不可能となったことから、年度内の完了が見込めないことで繰越明許費を設定するものであります。

次に、変更であります。3 款民生費、1 項社会福祉費、総合福祉支援事業であります。令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について、確認書到達から3か月以内の申請期間を考慮し、設定額を増額するものでございます。

次のページを御覧ください。第3表、地方債補正でございまして、追加であります。県営事業負担金に係るものでありますので、一括してご説明をいたします。鶴沼川防災ダム管理事業負担金、それから県営ため池改修工事負担金、次の県営農業用河川応急対策事業負担金は、それぞれ事業の早期着工に伴う追加負担金であります。これらは、国の補正予算に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の対象となることから、限度額、利率などそれぞれ記載のとおり追加するものであります。

次に、地方債の変更であります。本郷生涯学習センター等移転事業、次の除雪対策事業、次のページに参りまして橋梁長寿命化補修事業、それから道路新設改良事業につきまして、事業費の確定により限度額をそれぞれ記載のとおり変更するものでございます。

次のページの地方債の廃止ではありますが、本郷中学校プール解体事業に係る過疎対策事業債につきまして、令和4年度の解体工事を令和5年度以降に見送ることとしたことから廃止するものであります。

それでは、3 ページをお開きください。歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。なお、各課等の補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただ

きましたので、主な内容のみご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税2億184万4,000円の増額につきましては1節の普通交付税でございます、国の補正予算に伴い追加交付となったことから増額するものであります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金4,121万9,000円の増額の主なものにつきましては、1節の社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます、繰越明許費補正でもご説明いたしましたが、マイナンバーカード所有者の転入、転出手続のための住民記録システム改修費用について、国の補正予算により新たに追加交付されることとなったことから増額するものであります。また、同節におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましても、国の補正予算により追加交付となったことから増額するものであります。

2目民生費国庫補助金336万8,000円の増額であります、2節の保育対策総合支援事業費補助金でございます、こども園に設置した非接触式検温器等の新型コロナウイルス感染症対策経費について、補助金の対象となったことから新たに増額するものであります。また、保育士等処遇改善臨時特例交付金につきましては、国の補正予算に伴い交付されることになったことから新たに増額をするものでございます。

3目衛生費国庫補助金1億2,411万3,000円の減額であります、1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金でございます、ワクチン集団接種業務等事業費の確定によりまして減額をするものでございます。

4ページでございます。16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金2,898万2,000円の減額の主なものにつきましては、3節の施設型給付費負担金でございます、施設型給付費における令和3年度の公定価格単価の確定によりまして2,808万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、2項県補助金、2目民生費県補助金473万1,000円の減額の主なものにつきましては、4節の施設型給付費地方単独費用補助金及び子ども・子育て支援交付金でございます、子育てのための施設等利用給付費における利用実績見込みにより、合わせて449万7,000円を減額するものであります。

4目農林水産業費県補助金2,171万6,000円の増額の主なものにつきましては、繰越明許費補正でもご説明いたしました1節の農村環境整備事業実施計画事業補助金でございます、国の補正予算により早期着工に向けた追加決定となったことから、2,050万円を増額するものであります。

5ページをお開きください。18款寄附金、1項寄附金につきましては、令和3年10月1日から12月31日までにお寄せいただきました寄附金でありまして、1目一般寄附金であります、4件、20万円、2目ふるさと納税寄附金では805件で2,300万9,000円、3目民生費寄附金、6件で123万円、教育費寄附金では4件、2,025万円をそれぞれ増額するものでございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正における一般

財源余剰額の調整として9,892万9,000円を減額するものでございます。

6 ページに参りまして、2 項特別会計繰入金、4 目工業団地造成事業特別会計繰入金4,635万円の減額であります。工業団地売却額確定見込みにより減額をするものでございます。

5 目住宅用地造成事業特別会計繰入金662万2,000円の減額であります。こちらの住宅団地分譲地の確定見込みにより減額するものでございます。

21款諸収入、4 項雑入、2 目雑入28万4,000円の減額の主なものにつきましては1 節分別収集資源物売却収入でございまして、リサイクル資源物の売却収入の増加見込みにより512万6,000円を増額。また、町営住宅火災共済給付金につきまして、事業費の確定により504万8,000円を減額するものであります。

3 目過年度収入467万7,000円の増額の主なものにつきましては、令和2年度の施設型給付費国庫、県費負担金等の確定により増額するものであります。

22款町債、1 項町債であります。地方債補正でご説明申し上げました内容でございまして、3 目農林水産業債1,290万円の増額。

7 ページに参りまして、5 目土木債1,400万円、7 目教育債930万円を減額するものであります。

8 ページ、歳出でございまして。なお、各款項目にございまして2 節給料、3 節職員手当及び4 節共済費につきましては、職員の育児休業の取得及び退職による減額、会計年度任用職員の給与額等の確定による減額等でございますので、人件費の補正につきましては19ページの次に添付してございまして給与費明細書を御覧いただければと存じます。人件費以外の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目財産管理費1億8,112万3,000円の増額の主なものにつきましては、基金積立てでございまして。9 ページをお開きいただきまして、24節の財政調整基金積立金では今回の補正予算における一般財源の余剰金の調整のため、またふるさと振興基金積立金では令和3年10月1日から12月31日までのお寄せいただきました一般寄附金、ふるさと納税寄附金につきまして、それぞれ記載のとおり増額するものであります。なお、震災復興基金利子積立金1,000円の増額であります。震災復興基金の廃止に伴いまして震災復興基金利子の確定見込み額について増額をするものであります。

7 目企画費516万4,000円の減額の主なものにつきましては、18節あいづみさと移住支援金及び27節住宅用地造成事業特別会計繰出金でございまして、それぞれ事業費確定見込みに伴い減額するものであります。

10ページに参りまして、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、12節のシステム改修委託料358万円の増額でございまして、繰越明許費補正でもご説明いたしましたマイナンバーカード所有者の転入、転出手続のための住民記録システム改修費用について、国の補正予算により新たに追加交付されることとなったことから増額をするものであります。

11ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、4目高齢者福祉費576万2,000円の減額の主なものにつきましては、12節外出支援サービス事業委託料で新型コロナウイルスワクチン接種に係る外出支援サービス事業について、事業費の確定見込みにより減額をするものであります。

5目高齢者福祉施設費535万6,000円の減額につきましては、新鶴デイサービスセンターろ過装置更新工事の事業費確定により減額の予算措置をするものでございます。

12ページに参りまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費4,480万4,000円の減額の主なものにつきましては19節の扶助費でございまして、事業費の確定見込みにより施設型給付費4,171万1,000円を減額するものであります。

13ページをお開きください。4項衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1億2,259万7,000円の減額の主なものにつきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業の事業費の確定見込みにより、12節の委託料及び18節両沼地方医療機関支援負担金をそれぞれ減額するものでございます。

14ページでございます。5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費2,971万3,000円の増額であります。12節の委託料でありまして、繰越明許費補正で申し上げました国の補正予算により、早期着工に向けた追加事業の決定のあった旭三寄地区等のため池を廃止するための設計委託料2,152万5,000円を新たに追加するものであります。

15ページをお開きください。地方債補正でご説明いたしました県営事業の早期着工に伴う負担金の決定によるものでございまして、18節の鶴沼川防災ダム管理負担金、福島県農業用河川応急対策事業負担金をそれぞれ記載のとおり増額するものでございます。

次に、6款商工費、1項商工費、2目観光費200万3,000円の増額の主なものでございますが、22節国庫・県支出金返還金で令和2年度の原子力災害対応雇用支援事業国庫補助金について、事業費確定により返還が生じたことから228万円を新たに計上するものでございます。

16ページに参りまして、3目企業誘致促進費300万円の減額につきましては、空き工場処分等支援補助金について、事業費確定に伴い減額するものであります。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費1,200万1,000円の減額の主なものにつきましては、12節橋梁点検委託料、また17節除雪車購入費について、それぞれ事業費の確定見込みにより減額をするものであります。

2目道路新設改良費551万5,000円の減額の主なものにつきましては12節委託料487万4,000円でありまして、町道12009号線などの設計委託料等につきましては、事業費確定見込みによりそれぞれ減額するものであります。

5項住宅費、1目住宅管理費684万3,000円の減額であります。町営住宅解体工事及び町営住宅改修工事の事業費確定により、14節の工事請負費を減額するものであります。

17ページをお開きください。8款消防費、1項消防費、2目消防施設費380万2,000円の増額であります。18節の消火栓設置工事負担金について、老朽管更新に伴う事業費の確定見込みにより増額す

るものであります。

次に、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費1,709万1,000円の増額の主なものでございますが、令和3年10月1日から12月31日までお寄せいただきました教育費寄附金でございまして、教育振興基金へ積み立てるため、24節教育振興基金積立金を増額するものであります。

18ページに参りまして、4項社会教育費、3目生涯学習センター費897万6,000円の減額につきましては、本郷生涯学習センター等移転事業における設計委託料につきまして、事業費の確定により減額をするものであります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費231万4,000円の減額の主なものにつきましては、補助事業の確定により18節の負担金補助及び交付金をそれぞれ減額するものであります。

19ページを御覧ください。中ほどでございます。12款諸支出金、1項公営企業費、2目公営企業会計補助金693万8,000円の減額の主なものでございますが、下水道事業会計の収入の増額及び経費減額等に伴い18節の下水道事業会計補助金を減額するものでございます。

歳入歳出の説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

9番、渋井清隆君。

○9番（渋井清隆君） 第2表の繰越明許費の補正で、款2総務費、項1の総務管理費、事業名、賠償・訴訟事業、金額11万ありますが、この繰越明許費というのは翌年度に限ってできるわけですよね、平成4年度に。私も通告をしておりますけれども、交渉そのものが困難であるということで次年度、令和4年ですか、この期間で終わるのかと。

それと、この11万上がっているわけですが、既定額、いわゆる金額、この11万というのは全額なのか、または残りの残金なのか。繰越しということですから、全額もあれば、総額から前渡しというか、前金払いやっている場合の残りなのかと、そこをお聞きしたい。

○議長（横山知世志君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、まずこの案件につきましては来年度に繰り越すものでございますが、4年度をもってぜひ和解のほうを解決するよう進めているものでございます。

契約の内容でございますが、繰り越した11万でございますが、これはまず契約の概要を説明いたします。総額で23万1,000円で契約をしております。うち、本年度支出いたしましたのは、着手金といたしまして12万1,000円を本年度で支出してございます。残りの11万円を繰り越すというものでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 9番。

○9番（渋井清隆君） 分かりました。そういうことで私全体の金額を聞いたわけですね、これ。払った以外の、着手金以外の分ですと。しかしながら、この前全協でもありましたけれども、これ4年度で本当に終わるのかと。そうなった場合、その翌年度はできないのです。そこら辺はどうお考えですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確かに非常に内容的には厳しい状況だと思っております。この件につきましては、ぜひ来年度中に和解なり解決するように、町、さらには弁護士も協力いたしまして、和解に向けてぜひ対応していきたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 9番。

○9番（渋井清隆君） 和解に向けてといっても相手があるわけです。そうすると、今この金額で、また追加という場合もあり得るといえるということもあると思うのです。ないでしょうか、変更。金額。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 追加の件でございますが、原則この事件で最終的に解決に至るまでこの金額ということで考えてございますので、現在のところ追加というものについてはないものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺一也君。

○6番（長嶺一也君） 私も、第2表の繰越明許費の補正のことについてお聞きしたいと思います。

先ほどの説明で降雪によって工事ができなくなったという事業が三、四件あったわけなのですが、会津は雪国ですので、12月から3月まではもう工事はできないと思います。ですから、それを前提に発注見直しをつくったり、公告も旧年度中に実施するとか、業者のために工事が回るような形の工夫も必要かと思うのですが、その辺は町としてどのようにしているのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたがしでございますが、降雪の影響によりという部分に関しましては、例えば10款の災害復旧費の中の1項農林水産業施設災害復旧費の関係で林道災害復旧事業というものがございますが、これにつきましては結果的に冬場になってしまいましたが、それには入札が関連してございまして、今回いわゆる入札を9月と10月に2回やったわけでございますが、この入札が不調になりました。これによりまして工期が冬場、冬期間にずれてしまって、結果的に工事ができなくなったというふうなことです。降雪が直接の原因ではなくて、入札の2回の不調が原因であったというふうな状況でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） 私が聞きたいのは、新年度の工事の発注を年度が替わる、単年度会計では分

かりますけれども、年度が替わる前に公告等の発注見通しなんかを業者に知らせて、旧年度中に契約とかそういうのを進めて、新年度になったらすぐ工事に取りかかれるというような工夫をしているのかどうかを聞いたかったのですが。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 入札をスムーズに行うべきだろうということでございます。年間の工事の発注計画は毎年年度当初、その期ごとにまずはお知らせをしている状況でございます。ただし、この工事の大部分のものにつきましては、国、さらには県の補助事業をある程度でございますので、そういった場合、国、さらには県からの補助金に対しての内示とか指令が、そういうのあってからの着手ということがございますので、なかなか、確かに議員おっしゃるように冬期の、もう少し早く入札できるのではないかというおたまだと思っておりますが、それには努めてまいります、やはりそういった補助金等の関係もございまして、そういった点ございましてご理解はいただきたいと思っておりますが、そういった形でスムーズに、なるべく早く着手できるような体制は整えていきたいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） 県では、今言ったとおり年度が替わる前に新年度の事業も進めているものから、町もできないのかなと思ったものです。補助金の絡みがあるなんていうことであれば、その辺も工夫して早めの発注に努めていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（横山知世志君） 13番、根本剛君。

○13番（根本 剛君） 同僚議員がありましたけれども、この災害、林業費等2つの入札不調があったということの説明であったのですけれども、この入札不調に終わったそもそもの原因は何なのか、さらには指名の在り方はどんなふうな指名入札の在り方を行ったのか、それをお尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたまだでございますが、まず入札の方法につきましては制限つき一般競争入札により実施しておるところでございます。初めに9月に実施しまして応札者がいなかったというふうなことで、2回目10月に実施しております。10月に実施した際にも応札者がなく、不調に終わったというふうなことになってございます。

この原因でございますが、基本的に応札者がいなかったために、原因というものに関しましては正確なところは実際知り得ないというふうなところでございますが、ただ一般的な話として言えることは、昨年かなり県工事の、いわゆる河川等のしゅんせつ等の工事がかなり多く出ているというふうなところは伺っているところでございます。そういった工事の入札というか、工事がすごく多く出たことによって、いわゆる技術者等の配置が難しいために応札がなかったのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 13番。



○13番（根本 剛君） 今の課長説明で分かりましたけれども、やはりそういううわさがありました。昨年の不祥事によりまして入札制度の見直し等々をやっている状況であったと思いますけれども、昨年は。それで、私もある人から話聞いたのです。県の入札と町のこの林道工事の入札が重なってしまって、今ほど課長、県の工事が多かったと、それはもっともな話ですけれども、そういった県の工事と町のあれがダブってしまって、資格の説明者が足りなくてということで説明あったのですけれども、やはり町の発注時期を同僚議員もおっしゃいましたけれども、災害等とか国の補助金とかどうのこうのと云々おっしゃいましたけれども、それは分かっていますけれども、やはり発注時期を早めることを努めるべきだと思いますけれども、その辺お伺いして、令和4年度にはスムーズな入札に持っていけるのか、その辺聞いて終わります。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがいでございますが、当然町といたしましても早期発注に努めているところではございます。いろいろ諸条件がございまして、なかなか早期の、春先の発注というのが難しい場合もございまして、いずれにしましてもなるべく早期に発注しまして、冬場の工事にならない前に終わるというふうなところが理想でございますので、早期の発注に今後努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一君。

○12番（根本謙一君） 1点だけお伺いします。

補正予算書の8ページ、総務費、一般管理費の18節負担金、相互人事交流事業負担金34万6,000円というふうに計上されております。説明、案件資料を見ますと、歳入で県のほうから83万2,000円が入っております。そもそもこの人事交流の目的、趣旨、それをまず伺って、今までこういうことがあったのかどうなのか私ちょっと記憶にないので、再度認識を深めたいと思いますので、少し詳細な説明お願いできればというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、相互人事交流事業についてご説明したいと思います。

まず、この交流事業につきましては、現在町の職員と県の職員が交互に、ですから町の職員が県に出向いて仕事を行ってございます。さらに、県から現在1名こちらに、町のほうにお越しいただきまして現在仕事をしているというような状況でございます。

その目的としましては、やはり町の職員についても県の仕事をすることによって人材育成、さらには県の職員の方も町の業務に携わることによってそういった人材の育成が図れるということを主な目的としてございます。

それで、今回の負担金でございますが、そのおのおの、自分の町から県のほうに今出向いてございますので、その給与を町から支払うこととなってございますので、当然その分について差額が発生しております。そのために今回補正をお願いするというものでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） おおむね分かりましたけれども、これは毎年1名ということになっているのか。人材育成は当然そういうことだろうというふうには理解しておりましたけれども、やはり町としても出す以上目的を持って、ただ何でもいから県の仕事やればいいというのではなくて、こういう仕事をしっかり覚えてきてもらいたいという本来あるべき人材育成の目的がしっかり町のほうで持つて出しているのか、その辺を確認させていただきたいと思います。人数は限られているのか、当然相手のあることですので、その辺も含めて再度お願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、まず今回の人事交流の町としての目的でございますが、現在町から県のほうに出向いて仕事をしておりますが、主な内容は観光業務でございます。今回この事業に取り組んだ目的といたしましては、現在新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の観光業もかなり打撃を受けている状況でございます。そういった状況も相まって、そういったことで県の中で仕事をすることによって、より広域的な知識を得ることによって、最終的には町の観光行政に寄与できればなという目的がございます。

それで、あと先ほど冒頭の1問の中でちょっと抜けましたが、これ私の知る範囲では2例目でございます。合併直前に1度こういった交流事業をやったということで記憶してございます。

人数でございますが、やはりおっしゃるとおり、こっちから出す場合、当然この場合については県のほうからも人員措置されますので、交流でございますので、これが今までもある程度協議はしてまいりましたが、なかなか整わなかったというのが現状でございます。まず、その中で今回は1名ということで、昨年度から2年間です。今年、来年でもう一年ございますけれども、そういったことでやっております。そういったことで、県との調整が必要なため、今1名ということで行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第17号を終了いたします。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時02分）

---

再 開 （午前11時15分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

---

○総括質疑

○議長（横山知世志君） 日程第8、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質問事項を告げ、その後質問事項ごとに一問一答方式で行います。

総括質疑は所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第6号 会津美里町個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第7号 会津美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第8号 会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を審議に付します。

質疑はありませんか。

3番、渡辺葉月君。

○3番（渡辺葉月君） 私から議案第8号について、3点お尋ねいたします。

提出案件資料2ページの上段を見ますと、①から④は増額、⑤は新規ということが分かります。ここで3点質問をします。

○議長（横山知世志君） 質問事項は幾つですか。

○3番（渡辺葉月君） 3つ。

○議長（横山知世志君） 3つ。それ全部項目挙げてください、一回。

○3番（渡辺葉月君） では、3つ今全部言いますね。

○議長（横山知世志君） 簡単にページとか項目だけまず言ってください。

○3番（渡辺葉月君） では、質問3つ言いますね。

1、なぜ今増額をすることになったのか。

○議長（横山知世志君） 違います。項目、項目。内容ではなくて項目。だから……ごめんなさい。第8号の……すみません、もう一度お願いします。

○3番（渡辺葉月君） もう一度最初から言います。

提出案件資料2ページ上段を見ますと、改正内容の①から④は増額の措置と、⑤は新規ということが分かります。ここで3つ質問をします。

1、なぜ今増額をすることになったのか。

2、増額後の額はどのように定めたのか。また、新規の設定の額をどのように定めたのか。

3、増額につき年間幾らの経費の増になるのかです。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの議案第8号についてのご質問でございますが、まず1点目のなぜ今増額なのかというご質問でございますが、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等につきましては合併以来報酬額が見直しがされておりませんで、この十数年同じ金額で来ておりました。特に薬剤師については大変金額的に低いものでありましたので、今般学校医や学校薬剤師等の委嘱に当たりまして、なかなかこの金額では業務の内容に見合わないのではないかというようなお話もいただいたこともあります。近隣市町村の同じ報酬額を参考にしまして、今回増額のための条例改正というふうになりました。

2点目の……

○議長（横山知世志君） いいです。一旦そこで。

よろしいですか。それで理解できましたか。

〔「1点目の再質問3回まででしょう。ですので……」

と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） では、次の2点目について説明をお願いします。

教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） それで、今ほどの報酬額の積算でございますが、近隣町村、特に会津地域の町村の報酬額をそれぞれ調査しまして、その報酬額から平均的なところで計算したところでございます。

○議長（横山知世志君） 3番、よろしいですか、その部分について。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） では、最後の3点目。

教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ⑤番の学校運営協議会の委員の報酬日額でございますが、これにつきましてはこの会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の中にあります日額報酬が、ほかの委員につきましても同額で日額としては6,200円というところで定めているものが多いものですから、合わせてそのような形にしたところでございます。

○議長（横山知世志君） 3番。

○3番（渡辺葉月君） 理解はできました。トータル的に今返答を聞きまして、まず薬剤師が10年以上前の価値と現在の薬剤師の価値がどう変化したのかというの私はもともと分からないので、何とも言えないのですけれども、今回⑤に関しては新規で額を定めるということなので、要するに①から④までも結局その当初はちゃんと何かしら考えてその額にしたというわけなので、今回もちゃんと本当にその額が正しいというか、的確なのかということ十分に検討して定めてほしいなというところで

す。

以上です。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第9号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を審議に付します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号 会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例を審議に付します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号 会津美里町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第18号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第19号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第5号）、議案第20号 令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を一括して審議に付します。

質疑はありませんか。

12番、根本謙一君。

○12番（根本謙一君） 1点、議案第11号について伺います。

町の消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の中で、消防団の報酬のところ、いわゆる現在の支払い方法について過去の一般質問等で問題提起されておったかと思えます。これ定数が減になっていく中で、しっかり消防団員の方々に崇高な役目を果たしていただくということは大変頭が下がりますし、そういう中でこの報酬の支払い方法、このことについてはしっかり現場の団員の方々の声を受け止めなければならないと思っております。こういうまた上がる中で、しっかり個々に直接渡るような方法が取られていくのか、そういう方向になっているのか、その点だけ差し支えない範囲でお尋ねしたい。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 消防団員の報酬の支払い方法でございますが、来年度より各団員一人一人に支払うという方向で今進めてございますので、4月以降そういった各個人に支払われるということになってございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 了解しました。それで結構です。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号 令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号 令和3年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）、議案第24号 令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）を一括して審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計予算、議案第28号 令和4年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算を一括して審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号 令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計予算を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号 令和4年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号 令和4年度会津美里町水道事業会計予算、議案第32号 令和4年度会津美里町下水道事業会計予算を一括して審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

議案第33号 令和4年度永井野財産区特別会計予算を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

---

○議案の常任委員会付託について

○議長（横山知世志君） 日程第9、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

---

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前11時29分）

# 予算特別委員会

(第 2 日)



令和4年会津美里町議会（予算特別委員会）

第2日

令和4年3月9日（水）午前10時00分開議

委員長 星 次 君 副委員長 長 嶺 一 也 君

○出席委員（14名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
4番	荒川佳一君	11番	堤信也君
5番	山内豪君	12番	根本謙一君
6番	長嶺一也君	13番	根本剛君
7番	村松尚君	14番	横山義博君
8番	小島裕子君	15番	鈴木繁明君

○欠席委員（1名）

3番 渡辺葉月君

○説明のため出席した者

町 長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
総務課課長補佐	渡部充君
総務課総務係長	高橋力也君
総務課防災情報係長	齋藤優君
政策財政課長	鈴木國人君
政策財政課課長補佐	猪俣利幸君
政策財政課課長補佐	大竹淳志君
政策財政課政策企画係長	鈴木聖崇君

政策財政課 人口減少対策係長	國	分	政	和	君
町民税務課長	児	島	隆	昌	君
町民税務課 課長補佐	阿	部	満	枝	君
町民税務課 生活環境係長	栗	城	嘉	則	君
健康ふくし課長	平	山	正	孝	君
健康ふくし課 課長補佐	宮	下		寛	君
健康ふくし課 課長補佐	安	部	賢	辰	君
健康ふくし課 健康増進係長	星		公	子	君
健康ふくし課 障がい福祉係長	川	田	佑	子	君
会計管理者	原		克	彦	君
産業振興課長	金	子	吉	弘	君
産業振興課 課長補佐	小	林	隆	浩	君
産業振興課 課長補佐	佐	藤	文	彦	君
産業振興課 農政係長	横	山	美	代子	君
産業振興課 商工観光係長	鈴	木	俊	幸	君
建設水道課長	鈴	木	明	利	君
建設水道課 課長補佐	加	藤	定	行	君
建設水道課 管理係長	小	林	正	裕	君
建設水道課 建設係長	松	本	健	一	君
教育長	歌	川	哲	由	君
教育文化課長	松	本	由	佳里	君
教育文化課主幹	福	田	富	美代	君
教育文化課 課長補佐	渡	部	雄	二	君
農業委員会 事務局長(兼)	金	子	吉	弘	君

農業委員会 事務局次長	立川	昇	君
代表監査委員	小島隆一		君

---

○事務局職員出席者

事務局長	高木	朋子	君
総務係長	歌川	和仁	君

開 議 (午前10時00分)

○委員長(星 次君) これから本日の会議を開きます。

予算特別委員会2日目の質疑を行います。これより施策・事務事業の質疑を行います。本日の質疑は、政策ごとに7回に分けて行います。政策の切り替え時にはその都度休憩を取り、説明員の入替えをいたします。

質疑順については、さきに配付いたしました施策・事務事業質問表の順に質疑を進めます。なお、1質問に対し答弁は3回までとし、質疑時間の制限はいたしません。質問、答弁とも簡潔、明瞭をお願いいたします。

これより政策名「自然に配慮した環境づくり」の質疑を行います。

まず、施策名「自然・生活環境の保全」、事業名「生活環境保全事業」について、6番、長嶺一也委員。

○6番(長嶺一也君) 改めまして、皆様、おはようございます。早速ですが、質問させていただきます。

各自治区で実施する防除活動に対して、防除機器の貸出し支援を行う、そして自動車交通騒音の実態調査を実施するについてお尋ねします。

防除活動とは、アメリカシロヒトリ防除以外、ほかの害虫は何を想定しておりますでしょうか。

2つ目、薬剤補助を、2年ほど前だと思うのですが、やめた理由は何でしょうか。

3番、自動車交通騒音実態調査を行うに至った経緯と、調査実施場所とその調査期間をお示ください。

4つ目、そして調査結果をどのように町民生活へ反映させていくのかお尋ねします。よろしく願いします。

○委員長(星 次君) 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長(児島隆昌君) おはようございます。それでは、6番、長嶺一也委員の質問にお答えいたします。

防除活動に対して、防除機器の貸出し支援、自動車交通騒音の実態調査についてであります。1点目の対象としている害虫では、アメリカシロヒトリ以外、マイマイガであります。

2点目の薬剤補助をやめた理由であります。補助事業を利用する自治区が年々減少傾向にあったこと、また会津美里町補助金等検討第三者委員会の補助金の見直しに関する提言書では、少額補助金については補助等事業の整理統合と事務の効率化を進める観点から抜本的な見直しが必要との指摘があり、そして利用する自治区が計画的に防除活動を実施できるよう、貸出しする防除機器の整備を図る必要性などから、補助金交付要綱が失効する令和元年度に事務事業を見直し、令和2年度からの補助事業を廃止したものであります。

3点目の自動車交通騒音実態調査の経緯と調査実施場所と期間についてであります。磐越自動車

道の騒音調査については、令和元年度まで毎年実施しておりましたが、環境基準を満たしていることや騒音苦情がないこと、3年に1度の実態調査をすることとしまして、令和4年、本年8月に24時間騒音測定を新鶴インターチェンジ入り口の西側で実施することとしております。

4点目についてであります。この調査は高速自動車道及び東北新幹線、鉄道沿線の県内34市町村で組織する福島県高速交通公害対策連絡会議で実施するものであります。調査結果は、東日本高速道路株式会社に対して騒音対策の要望活動をするための基礎資料とするものでございます。このことから、騒音対策が必要な場合には東日本高速道路株式会社で対策を講じることにより町民生活で反映されるものと認識しているところであります。

以上でございます。

○委員長（星次君） 6番、長嶺一也委員。

○6番（長嶺一也君） 1番目の、ほかの害虫、マイマイガということだったのですが、マイマイガにつきましては、五、六年前大量発生しまして、10年周期で大量に発生するというふうに聞いております。そうしますと、マイマイガの発生した際にもこの防除機器を貸し出すことになるかと思うのですが、それでよろしいのですよね。確認です。

あと、アメリカシロヒトリにつきましては、年2回、6月と9月くらいに2回発生いたします。1回目の6月のアメリカシロヒトリと同じような時期にマツケムシも結構発生するわけなのですが、それも対象にはならないのかお尋ねします。

以上です。

○委員長（星次君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時06分）

---

再 開 （午前10時07分）

○委員長（星次君） 再開いたします。

6番、長嶺一也委員。

○6番（長嶺一也君） 大変失礼いたしました。再質問につきましては、1番目について先ほど申し上げたとおりでございます。2番目、3番目、4番目につきましては、再質問はございません。よろしく申し上げます。

○委員長（星次君） 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長（児島隆昌君） それでは、再質問のほうについてお答えしたいと思います。

まず、1点目のマイマイガのときに機器の貸出しはするのかということですが、機器は貸出しをします。

それから、2点目の松くい虫については対象外としております。こちらについては、対象が所管が違うということで、松くい虫については対象とはしておりません。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 6番、長嶺一也委員。

○6番（長嶺一也君） 今松くい虫とおっしゃいましたけれども、私はマツケムシと言ったのですが。

○委員長（星 次君） 町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長（児島隆昌君） マツケムシについても、先ほど申し上げましたように対象としているのはアメリカシロヒトリ、それからマイマイガとしておりますので、対象とはしておりません。

○委員長（星 次君） 長嶺一也委員。

○6番（長嶺一也君） マツケムシは対象外ということなのですが、アメシロと同じ時期に防除、消毒するのは特に問題はないということでしょうか。

○委員長（星 次君） 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長（児島隆昌君） アメシロと同じ時期に発生する、その時期に同じようにマツケムシが出てくるということで、もしその薬剤が効果があればそのときに同じように散布することについては問題はないと思いますので、ただうちのほうの防除の機器の貸出しについては、あくまでもアメシロの防除のときに使用するものでありますので、その時期と同じようなときに発生するのであれば同時に使っていただいて特に問題はないというふうに考えております。

○委員長（星 次君） これで長嶺一也委員の質問は終わりました。

次に、同じく「生活環境保全事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） それでは、私の質問を申し上げます。

各自治区において実施している病害虫の防除活動についての課題と自動車交通騒音の実態調査内容について伺いたいと思います。同僚委員の質問で一定程度は分かりましたけれども、再度のお尋ねをしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長（児島隆昌君） それでは、12番、根本謙一委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、防除活動についての課題についてであります。防除機器の故障による計画的な防除活動ができない点でございます。具体的には、現在8台の防除機器を貸出ししておりますけれども、うち5台が平成23年以前の機器であることから、部品等の経年劣化が著しいこと、また不特定の方が防除機器を操作することから故障が発生しやすくなっているところでございます。このことから貸出し前後における機器の定期点検と操作講習会を実施しまして、防除機器の故障防止に努めているところでございます。

次の自動車交通騒音の実態調査内容についてでございますが、自動車交通騒音の実態調査は高速自動車道及び東北新幹線、鉄道沿線の県内34市町村で組織します福島県高速交通公害対策連絡協議会で実施するものでございます。令和元年度まで毎年実施してはいたしましたが、環境基準を満たしていることや騒音苦情がないことから、3年に1回の実態調査とすることとしたものでございます。調査内容

としましては、令和4年8月、本年8月でございますが、磐越自動車道新鶴インターチェンジ入り口の西側にて24時間の自動車交通騒音レベルを3地点で測定することとしております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 再度お尋ねします。

防除活動の課題ということで、今主に防除機器の問題を述べられました。確かに古くなっているなというふうに私も伺っております。倉庫の問題もあつたりはしないかどうかが1つと、しまっておくところの問題はなかったかというのと。以前にちょっと耳に挟んだことがあります。

それから、定期検査と、それから指導の研修と言っているのでしょうか、それもやっているということなのですけれども、その実施していることについてスムーズに覚えてもらっているのかどうか、その点。

それから、地区によってはやるところとやらないものはあることによってかえって被害を伸ばしてしまっているというふうに、私は過去の事例から認識しておったのですけれども、そういう問題は現在はないというふうに当局では踏まえているのかお伺いしたいと思います。

次に、騒音の件ですけれども、初めてといたしますか、分かりました。高速道路、近隣の自治体で構成している34のほうでの調査活動なのだということに踏まえますけれども、実は本郷地域の堀ノ内地区、あそこは大型車が物すごく通るところなのです。ですから、道路の傷みもひどいです。最近きれいに改良されましたけれども、堀ノ内地区からの苦情等はないのか。これは、この調査事業には当たらないというふうに見ていいのか。

以上、お願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長（児島隆昌君） それでは、根本委員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、倉庫の問題についてでございますが、確かに倉庫のほうは現在町の商工会の手前のほうに倉庫がありますけれども、建てられてから結構古いということもございまして、今現在全部で8台一応稼働しているわけですけれども、本郷、新鶴、高田とそれぞれ別々に保管しているということもございます。高田のほうに置いてありますその倉庫については大分古いということもございまして、基本的には本郷、新鶴、高田、それぞれの防除機器を1か所に集約をして管理をしていきたいというふうには考えております。ただし、その候補となるような場所がなかなかないということもございまして、その心配は以前から担当のほうとも協議をしているというところでございます。

続いて、定期検査、それから講習等の状況についてどのようなものかということなのですが、まず講習会につきましては全地区を含めて操作をする方々の区長さん等を集めていただいて、専門の業者のほうに来ていただいて、操作の方法とか、故障しないための事前準備なり操作方法について研修をしておりますので、ある程度の効果は出てきているのかなというふうに思っております。なお、本郷

地区につきましては、1人のシルバーの方が専属で機械を操作されているということなので、本郷については特に心配はないのかなと。ただし、ほかの高田地区であったり、新鶴地区のほうについては操作研修だとかというのを実際出させていただいて、しっかり操作を覚えていただくという形で今後も進めていきたいというふうに考えております。

それから、年2回のアメシロの発生状況等を考えて、やっていない地区があった場合にそこに広がっていくのではないかと話でございませけれども、やる地区とやらない地区当然ございませ。やらないことによって、そのほかの地区にも影響が出てくるのかということを確認ができていないのかということだと思いますけれども、現状地区によってはなかなかそういう形で役員さんとか集まってそういう活動ができるかどうかというところの問題も多々あるかと思っておりますので、町としましては各自自治区のほうで率先して防除に当たりたいという活動に対しまして機器を貸出しをしましてやっていただくということで考えておりますが、現実問題として広がっているかどうかということについては全てを確認はできておりませので、もし広がりがあるということであれば防除機の貸出しの説明会等々でできれば早めの段階でお知らせをしていきたいなというふうに考えております。

続いて、騒音の調査についてでございませますが、本郷地区の堀ノ内地区の状況、苦情等はないのかということとございませけれども、私どものほうにはそういう苦情等については確認はしてございません。来ていないということとございませ。なお、調査対象には当たらないのかということとございませけれども、必要によっては場所も選定をされてございませるので、もし必要があればそういったことの検討も必要かというふうに考えております。

以上です。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 防除活動については、おおむね了解しました。ただ、地域と言っているのか、広い地域と見ていいのですけれども、順次続けてエリアを広げる活動していかないと実質的な効果はやっぱり薄まるというふうに私の過去の関わった経験から認識していましたので、ただやる地区が減少しているという実態はそれだけ困っていないということにも考えれば、そこは地域の判断に委ねるということは真っ当だとは思っておりますけれども、なおその点も留意して講習会等でお話もされていたらどうかというふうに思います。

それから、騒音の件ですけれども、堀ノ内地区は騒音と同時に多分地盤改良されたと思うので、今は地盤の揺れへの苦情はないのかもしれませんが、過去は相当ひどかったらしいです。地盤改良も含めて計画があるというふうには聞いておりましたけれども、現在そういう苦情等がないということは確認できましたので、なおそういう情報としては持っておいていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。



次に、事業名「廃棄物減量対策事業」について、6番、長嶺一也委員。

○6番（長嶺一也君） それでは、質問させていただきます。

スポーツ用品リユース事業は、成長が早い子供を育てる親にとっても有益な事業と考えております。私も昨年未使用のTシャツなどを持ち込んだ経緯がございます。それで、3つの質問をさせていただきます。

1つ目、展示品をラインで紹介はしておりますが、展示を高田体育館だけでなく、本郷、新鶴地区でも実施する考えがあるのか、見解をお尋ねします。

2つ目、これらリユース衣類、タオルなどを高齢者や障がい者の施設でも活用すべきと思いますが、本事業の拡大を考えているのかお尋ねします。

3つ目、本事業をもっと町民へ周知するため、町広報以外の媒体を使うべきと考えますが、見解をお尋ねします。よろしく申し上げます。

○委員長（星 次君） 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長（児島隆昌君） それでは6番、長嶺一也委員の質問にお答えしたいと思います。

1点目の本郷、新鶴地区での実施についてでございますが、廃棄物の減量へと成果に結びついている現在、このスポーツ用品リユース展示場を成功事例として確立することが町民の方々のリユース機運を高める効果的な対策であろうと考えておりますので、展示を増やす考えはございません。

2点目の、本事業の拡大についてであります。スポーツ用品リユース事業は成長が早い子供や大人の嗜好品であるスポーツ商品を循環的に利用促進することで廃棄物の減量を実践していくことを目的として実施しておりますので、高齢者や障がい者施設への拡大は考えておりません。

3点目の広報以外の媒体についてであります。情報を発信していく上では情報を求めている側へ適時に求める情報を発信することが重要であると考えておりますので、効果的な発信媒体は積極的に活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 長嶺一也委員。

○6番（長嶺一也君） 1つ目の高田体育館以外の拡大の展示は考えていないということだったのですが、本郷、新鶴の方が高田まで来るのもなかなか大変だと思うのですけれども、私としては拡大していただきたいと思っております。改めて見解をお尋ねします。

あと、②の高齢者や障がい者の施設での活用は考えていないということだったのですが、例えば高齢者や障がい者のタオルなんかは幾らあっても足りないと思うのです。にもかかわらず、これ考えていないというのはちょっとおかしいかなと思っております。その辺の見解をお尋ねします。

あと、本事業の町民への周知についても可能な限り媒体を使って、周知するとおっしゃいましたが、具体的にどのような媒体を使っていこうと考えているのかお尋ねします。

○委員長（星 次君） 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長（児島隆昌君） それでは、再質問のほうにお答えしたいというふうに思います。

まず、本郷、新鶴地域にも広げるべきだと、利用者の利便性を考えたらどうだということだと思いますが、まずは今現在この事業については委託をしてございます。なぜ広げられないのかということでございますけれども、現状これ始まったばかりでいろんな問題点がございます。管理の問題、それからそのものの保管状況ですとか、そういったところを確保しなければいけないというような問題も当然ございますので、全て今現在やっていること自体が完全にもううまくいっているということではなくて、いろんな課題も当然見えてきているという部分がございますので、まずは物品を集めてそれを保管しておく、そして管理をしていく、入ってくる、出てくるといったものを当然運営していかなくてはいけないということになりますので、人的な配置ですとか、場所の確保ですとか、いろんな問題をまだ抱えておりますので、そちらをまずはその体育館で行っているものを完全なものにした状態で次のところに移るといふ形にしたいと思っております。それから、新鶴、本郷地域の方々の利便性を考えたらそれぞれの地区にあったほうが良いという考えは当然ごもっともだというふうに思っておりますが、まずは場所の確保であったり、管理の方法であったり、人的な配置をどうするかという問題がございますので、そちらをクリアできればできるのかなというふうに考えております。

それから、2点目の福祉施設、それから障がい施設等へ広げたらどうだという話でございますが、こちらのほうについては聞くところによりますと赤十字社のほうでタオル等の配布を行っているということも聞いてございます。こちらのリユースに関しましては、需要、供給の関係も当然ございまして、バランスがなければうまく成り立っていかないという部分がありますので、その施設のほうに対しては当然必要としているということであれば必ずしもそのリユースコーナーを利用してやる必要はなくて、施設のほうに求めているのであればそういったものを持っている方、必要としない方が直接そこに持っていけばいいと。今現在行っているリユースは、必要としている方が分からない。でも、必要としていない人もいます。そういったものがどこにどうやってやればそれをうまく循環できるのかというような形の中で一つの場所をつくって、そこでリサイクルをかけていくというような形の方法なので、そもそも需要があるところが分かっているのであれば、要らない方はそこに持ち込んでいけばいいという考えでよろしいのかなというふうに考えております。

それから、広報ですね、媒体はどのようなものを考えているのかということでございますが、現在町のほうで行っているのは広報、それからホームページ、それからライン、それからあと今現在リユースの事業を行っているクラブ衆のインスタグラム、そちらのほうです。それからあと、新聞等も考えてございます。それ以外にもっと効果的なものがあるようであれば、そちらのほうを積極的に利用していきたいというふうに考えておりますので、もしそれ以外によいものがあればご提案をいただければ積極的に利用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 長嶺一也委員。

○6番(長嶺一也君) 1番目、3番目の再質問はないのですけれども、2番目の質問につきましてお尋ねします。

リユース衣類、タオルなど引き取り手がなくて行き先をなくしたこれらの衣類はどのようになるのでしょうか。もし処分しているということであれば、また有効活用を町内事業者が必要とするウエスとしての使い道はないのかどうかお尋ねします。

○委員長(星次君) 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長(児島隆昌君) 先ほどリユース衣類、それからあとタオルなど、そういったものをどうしたらいいのかという話でございますが、現在町としましては衣類の回収も行っております。これも資源物でやっておりますので、そちらについては利用しなくなったものについては衣類と併せて小型家電、最初は小型家電を実施しております、その後衣類の回収も行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長(星次君) これで長嶺一也委員の質問は終わりました。

次に、事業名「廃棄物処分事業」について、4番、荒川佳一委員。

○4番(荒川佳一君) それでは、廃棄物の減少に向け、ごみの出し方について町民の方が再確認や再認識していただいたことで、家庭からの排出されたごみが年々減少しています。今後の目標値ということであるのかお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○委員長(星次君) 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長(児島隆昌君) それでは、4番、荒川佳一委員の質問にお答えいたします。

今後の目標についてであります。第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画では、最終年度の令和7年度までの生活系と事業系を合わせた一般廃棄物目標値といたしまして、総排出量を5,629トンとし、1人1日当たりの排出量を866グラムとしているところでございます。なお、町民の方々が排出いたします生活系の一般廃棄物に換算いたしますと、総排出量は4,266トンで1人1日当たりの排出量は656グラムとなるものでございます。

以上でございます。

○委員長(星次君) 4番、荒川佳一委員。

○4番(荒川佳一君) それでは、その数値については理解できました。その数値をただクリアするためには、どのように今後推進していくのか、その点をお尋ねします。

○委員長(星次君) 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長(児島隆昌君) ただいまの再質問でございますが、どのように進めていくのかということでございますけれども、今現在行っております選別収集、こちらについて今後も推進していくという考えでございますが、まずはこちらの選別収集、効果も一応出てきていると、数字的には出てきておりますけれども、全ての町民の方にその町の考え方等々が浸透しているのかと言われますと、

まだまだ問題点、課題点当然控えておりますので、こういったものをもっと根気強く啓蒙活動しまして進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） 4番、荒川佳一委員。

○4番（荒川佳一君） 選別するということは大変有効かと思えます。その中で燃えるごみ、ほとんどが野菜くずなどの生ごみが燃えるごみとして処理されております。例えば庭とか畑がある方は、堆肥枠やコンポストを設置する方法で対応しております。そのスペースのない方は、処理機または屋内で簡易的な生ごみの処理をする方法があります。そうすれば生ごみ処理をした土を有機肥料として活用できると思いますが、その点町の考え方を教えていただきたいと思えます。

○委員長（星 次君） 答弁、町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長（児島隆昌君） それでは、質問にお答えしたいと思います。

委員提案のコンポスト、それから処理機等につきましては、町のほうでも減量化につながるということで、肥料にもなるということで、まずコンポスト、屋外で使う部分、できれば庭先とか、そういったところがあればそちらのほうを使っていただいて、そういった場所がないという方につきましては室内で使える生ごみ処理機の購入について補助金等も準備しておりますので、そちらのほうにも力を入れていきたいというふうに考えておりますので、今回予算計上の中にもそれらも含まれておりますので、そちらのほうにも力を入れていきたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） これで荒川佳一委員の質問は終わりました。

次に、施策名「生活基盤の整備」、事業名「空き家利活用事業」について、6番、長嶺一也委員。

○6番（長嶺一也君） 空き家の利活用よりも、利活用もできないほど朽ち果てた空き家が隣家に対して被害を及ぼしかねない状況にある空き家が少なからず見受けられます。当該隣家の安全、安心と景観を確保するため、当該空き家解体の予算措置も必要と考えるが、町の見解をお尋ねします。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長（鈴木國人君） 空き家解体の予算措置についてでございます。現在町といたしましては、倒壊のおそれのある危険空き家において、所有者等の確知作業を行い、適切な管理の指導、助言を行い、さらには解体するよう促しているところでございます。新年度においては、解体費用の負担軽減のため国庫補助制度を活用し、町補助金の対象や補助金額の拡充を図り、当初予算に計上いたしたところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長（星 次君） 6番、長嶺一也委員。

○6番（長嶺一也君） 新年度の当初予算に町補助の対象ということで計上してあるということなのですが、それに係る町民に対する広報等はどのようにやろうとしているのかお尋ねします。

○委員長（星 次君） 答弁、建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） すみません。ちょっと休憩を下さい。

○委員長（星 次君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時38分）

---

再 開 （午前10時40分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

建設水道課長、鈴木明利君、答弁。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

当初予算における予算計上でございますけれども、それにつきまして当初予算においては……周知だね。

○委員長（星 次君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時41分）

---

再 開 （午前10時41分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 周知の方法でございますが、広報等によりまして周知はもちろんでございますけれども、あとチラシ等も配布しまして新たに周知を行いたいというふうに思っております。あとは、町のホームページ等においても周知を行いたいというふうに思っております。

○委員長（星 次君） 6番、長嶺一也委員。

○6番（長嶺一也君） 先ほど政策財政課長の答弁の中で、空き家の所有者へ働きかけて解体を促すというようなお話でございました。所有者には空き家の相続者も含まれているかと思うのですが、町として空き家の所有者は誰かということは全て把握されているということよろしいでしょうか。

○委員長（星 次君） 答弁、建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） 所有者についてでございますけれども、今現在の危険空き家等についてはこちらのほうで調査をしておりますが、なかなか相続等によりまして確知作業が進まないというところもございます。しかしながら、随時調査範囲を広げまして所有者等の把握に努めているところでございます。

○委員長（星 次君） これで長嶺一也委員の質問は終わりました。

次に、同じく「空き家利活用事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 空き家利活用事業についてお尋ねいたします。

空き家セミナーの開催予定、意向調査、マッチング事業の現状認識とその課題についてお伺いして、再度の質疑に入りたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長（鈴木國人君）　まず、空き家セミナーの開催につきましては、司法書士等を講師に招きながら、空き家を放置することで問題点や相続登記の重要性、遺言制度などについて理解を深めていただくため毎年行ってございます。なお、令和3年からはコロナもありましたし、町民以外の方もオンラインで参加できるよう、ハイブリッド方式での開催としてございます。

意向調査についてであります。仏壇が残っている、また自分の代で処分するのが気が引けるなど、手放すことへの抵抗を感じている方が多い印象がございまして。また、相続登記が済んでいない物件が多いことから、登記簿等による所有者確認に手間取り、調査に至らないケースも多く、その後の相談につながらないといった課題もございまして。

マッチング事業においては、空き家バンクへの登録を希望する方で相続が済んでいないために手続になかなか進んでいかないケースが多くございまして、提供できる数に影響が出ているということでもあります。課題は共通してございまして、自分の財産の将来に対する責任を理解し、処分に対する考え方をきちっと持たれている方をいかに増やしていくかであると思っております。セミナーや相談会等を通して、放置空き家の管理責任、相続登記や遺言制度、家族で話し合う機会を持つことの大切さなど、自分の財産の将来に責任と関心を持っていただき、財産を手放したいと考えている場合には、相談に応じながら空き家バンク制度への登録を推奨しております。登録物件を充実し、利活用を推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○委員長（星　次君）　12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君）　丁寧な説明ありがとうございました。まず、セミナーの開催ですけれども、これは司法書士を講師に招いてが主たるものになっているかなというふうに思っております。私開催の内容を見ていつも思っていることなのですけれども、課長が後半の答弁で説明で申されていたように、やっぱり内々心配あるいは関心を持っていてもなかなか足を運んでセミナーに参加する、あるいは出席するというような容易なことではないというふうに私は思っております。やっぱり専門的な話になってしまうので、私はその前段の部分でサポート、行政側が気軽にこの問題に町民あるいは対象者になるであろう皆様に関心を持っていただく、理解を深めるという、その前段の段階の取組が私は必要ではないのかなというふうに思っております。そう思う一つに、たしか富山県のあるまちだと思っておりますけれども、NPOでいろいろお世話しているという話が新聞記事に載っていたことを記憶しております。そこは、もう一から十までしっかりサポートしていると。それによって、この事業の進捗がすごくはかどっているという記事だったと思います。セミナーの必要な場面は当然ありますけれども、その前段でしっかり対象町民を把握して、しっかり個々のサポートをしてあげるといった部分が必要ではないかなと思っておりますので、その件についてまず1点。

次の意向調査ですけれども、意向調査はそういう今前段で申し上げたプロセスの中で必ずこれは何っていかなければならないことになりますので、あわせてこれは進捗を図れる一つの内容になってく

るのだろうというふうに思いますので、併せてやっていったらどうかと。

マッチング事業ですけれども、実際自分の家を他の人に使ってもらう、あるいは売ってしまうということがいわゆる日本人の文化としてまだまだ根づいていないといえますか、私はそんなに簡単なことではないというふうに思っています。課長は仏壇の話もされましたけれども、そこには何十年というそこで暮らしてきた方々の生活がしみ込んでいるわけです。そこに新たな人が入ってくる、あるいは自分が入ってくるといった場合にそんな簡単な話のマッチングがうまくいくというのは本当に努力が要るのではないかなというふうに思いますので、その辺も分かった上でしっかりこれは使ってもらえるねというところを持っていく努力も、また行政あるいはNPOの方々にも理解の上当たっていたらなというふうに考えるところですけども、いかがでしょうか。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、前段の取組ということでございました。いろいろ相談される方は、まず基本的に相続登記が終わっていないというケースが多々あるということでありまして、それについてはやはり我々も知っている部分はお話しできますが、ただ相談業務になりますとやはり司法書士さんをお願いせざるを得ないというところがあるかと思いますが、そういった部分においてはこういった手続もございますねとか、そういったことでお話ししながら専門の方へつないでいるという状況でもあります。

また、意向調査を併せてやったということではありますが、意向調査につきましては毎年実施してございまして、いわゆる調査前にその意向調査も今申し上げた相続登記が済んでいるのかどうかという確認も必要になってまいりますので、そういった確認をしながら意向調査を実施しているということでございます。例年10件程度行っているということでございますので、今後ともこれは継続しながら登録のほうに反映させていきたいというふうに考えております。

また、マッチングの部分ではありますが、やはりどちらかというと言いたいという方が多いです。ところが、利用したいという方は借りたいという方が多いです。そういった部分では、一定程度やはり財産はもう処分しなければいけないと思っていられる方は増えてきているのだろうと思えます。墓じまいなんていう言葉もありまして、そういった方々についていろいろ相談を受けますと、最終的にはやっぱり所有権の相続権の話、相続登記の話になってまいりますので、そんなところは十分前段階で我々も相談を受けながら専門の方につないでいきたい。あわせて、そういった登録が増えるように今後とも努力してまいりたいと考えてございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。行政も、それからNPOのほうでも努力されているのは私も間近で見させていただいて分かっておりますけれども、本当に司法書士のところに行く前段で行政がどれだけサポートするか、あるいはNPOさんとの絡みが充実するか、私はここがポイントだとも思っているのです。他事例を見れば、まさにそこにやっぱり取れんされていくというふうに私はい

つも見っていましたので、今申し上げさせてもらいましたけれども、努力されているのはもちろん知っております。そういう中で、町としての実績も上げている。他自治体からすれば、本当は成果が上がっているということは御覧のとおりですので、それは評価しております。再度言いますけれども、司法書士に行くまでのところでもうちょっと寄り添ったサポートがありはしないかというところで、再度の確認ですけれども、お願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長（鈴木國人君） おっしゃるような、やはりいろいろ寄り添ってと申しますか、お話を伺いながら、我々も鋭意その方と相談業務はさせていただきます。専門的になれば、どうしてもやっぱり資格のほうがございますから、それは司法書士さんなり、そちらのほうにお願いせざるを得ないということがございますが、極力そのようなことで、なるべく広報紙も通じてPRしますし、様々な部分でお話をさせていただきながら、この制度をますますいいものにつくっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（星 次君） これで、根本謙一委員の質問は終わりました。

ここで休憩のため、10分間休憩をいたします。

休 憩 （午前10時56分）

---

再 開 （午前11時04分）

○委員長（星 次君） それでは、再開いたします。

次に、事業名「公園管理事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 公園管理事業について質問いたします。

課題など現状認識と、6月開催予定のあやめサミット開催に向けての肥培管理状況等についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

1点目の課題と現状認識につきましては、あやめ苑内におけるアヤメは肥培管理の不足や連作障害、日照不足等により衰退しておりました。そこで、町といたしましてはあやめ苑再生計画に基づき、令和2年度から3年度に新たに購入した株の植付け作業、肥培管理等を専門業者へ委託し、さらには日照不足解消のため、苑内の支障木の枝払いを行うことにより順調に再生しているところであります。

また、2点目の肥培管理状況等につきましては、令和4年度から新たに会計年度任用職員として採用する公園管理指導員を配置し、引き続き肥培管理を徹底してまいります。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） もう少しお聞かせください。このあやめ苑再生計画は、令和元年度から5年



度にわたってつくられている計画でございます。3年度に、今課長が言われたような内容を含めて、2年度にわたっていろいろ細かい手だてを講じてこられていることは、私も現場を度々見させてもらって承知しております。昨年の咲き具合を見ますと、いいところと悪いところがあまりにも鮮明だったなという印象を持っています。当然私も写真を撮って持っておりますけれども、そういう中でこの計画を順次やっていけば大丈夫かという中で、専門家からのご意見はどんなふうなことをいただいているのか。

それから、少し広げられる努力も含めて、あやめ苑には千何百株あるという、たしかアピールしているかと思えます。種類も書いてありますけれども、実際の種類、数とはちょっとそごがあるというような話も聞いております。当然肥培、そっちがうまくいけばもっともっとボリューム感のあるあやめ苑をつくり出していけるのではないかなというふうにずっと思ってきておりますので、この計画がしっかり成就できますように、特に今年あやめサミットがあるわけですので、本当にしっかり対応していただきたいなというふうに思いますが、今まだ積雪がありますので、なかなか動きにくいところありますけれども、現在の課長の見ているところの認識をお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問でございますけれども、専門家による意見というところでございます。あと、根本委員がおっしゃいましたとおり、昨年については咲き具合におきまして、まばらなところが実際ございました。しかし、それについては2年目、令和2年度に株の植付け作業をしまして、次の年でございますので、多少ばらつきがあるというふうに専門家の方からも言われております。2年目にしてはなかなか咲き具合もよいというような話も専門家の方から伺っております。

それで、今後あやめ苑の株、品種等についても広げて、今現在のあやめ苑を再生計画に基づきまして、衰退しないように管理運営していくために、令和4年度におきましては最初の答弁で申しましたとおり、公園の指導員ということで新たに会計年度任用職員を雇いまして、今後継続的にあやめ苑の管理をしていくというところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 2点改めてお伺いします。

専門家からの助言ですけれども、いわゆる業者委託されてずっとやってきております中では、業者の中にそれは明るい人がいるかもしれませんが、私が伺っている限りはいわゆる専門家とは言えないような内情ではないかなというふうに受け止めておりますので、本当の専門家に助言をしっかりといただいて対応していただきたいなと、これが1点。

2点目ですけれども、任用されるという管理責任者、これは1名ですか。1名で全て管理していくというのはなかなか難しいものがあるかなと思っておりますけれども、どのような管理の仕方を想定さ

れているのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） 1点目でございますが、専門家といいますのは有識者、今まで長年当町におきましてアヤメの管理をしていただいた方にいろいろ知識、その時期においてどのようにしたらよいかということでお伺いしながら、令和2年度、令和3年度実施しております。あと、これからにおいてもその有識者からいろいろご助言をいただいた上で対応してまいりたいというふうに思っております。その中で、任用職員1名ということでございますけれども、1名の方で少ないかということではなく、1名の方が有識者の方からのつなぎといいますか、そういう役割を持って、新たに後継者という役割、その知識を習得していただく。そして、またその時期においていろいろ今度作業等が必要になれば、その1名ではなく、新たに例えばシルバー人材センターとか、そういう方に応援を頼みまして実施してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、事業名「情報通信施設管理事業」について、7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） それでは、情報通信施設管理事業についてお伺いいたします。

令和4年度は、デジタル社会のさらなる推進を見据え、何々、情報インフラなどの整備を行うとありますが、どのような整備内容によって町民がどのようなメリットを得られるのか。また、高齢者に対する課題もあると考えますが、内容を伺います。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長、國分利則君。

○総務課長（國分利則君） それではまず、整備内容でございますが、デジタル技術の恩恵を誰もがいつでも快適に享受できるよう、情報インフラとして町内居住エリアを中心としたWi-Fi網を整備する計画でございます。整備いたしましたWi-Fi網につきましては、民間の事業者のほうへ運営を委託いたしまして、町民の方にも安価な料金で利用できるようなサービスを展開する計画としてございます。また、町といたしましてもWi-Fi網を活用して、防災、さらには防犯などの分野などに活用できるものと考えてございます。将来的には、今回整備する情報インフラを活用いたしまして、一人一人のニーズに合った行政サービスの提供や民間を含めました様々な事業展開により、まちの活力の維持、安全で住みやすい環境の維持につながるものと考えてございます。

また、高齢者に対する課題でございますが、やはりデジタル技術をうまく活用できない方であっても格差が生じることがないように、初心者向けの講習会も含めて、併せてこの事業で開催する予定となっております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） 高齢者に対するデジタルの使い方という部分のセミナー等の開催は、これ

は徐々にやっていくしかないのかなというふうに感じているのですけれども、前段の部分のWi-Fiの通信網を町内に張り巡らせるというようなお話があったのですけれども、これは一気に全部というわけにはいかないでしょうけれども、なおかつその後の話の中で安価で使いやすい、事業者に委託をするなりなんなりして、町民の方が契約することによってそのWi-Fiを使えるようになるのか、そこら辺の枠組みみたいな部分、もう少しちょっと詳しく教えてください。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長、國分利則君。

○総務課長（國分利則君） それでは、ちょっと突っ込んだ話でございますが、まず計画につきましては今回のこの計画によりまして町内に約100基程度のWi-Fiの機器を整備する考えでございます。その基礎となりますのは、現在ある防災情報のシステムがございます。そこにスピーカー等がございますので、その支柱を活用してそこにWi-Fiのいわゆる中継基地といいますか、そういった機器をつけたいと考えてございます。まず、料金でございますが、当然既存に今町内全域にわたって光ケーブルが張り巡らされております。あとは契約者様の町民の方の活用、契約内容でございますけれども、いろいろな今サービスがございますが、これからつくりますWi-Fi網につきましては後発でございますので、現在ある価格と競合するためには価格は当然今よりは安いものではないと新たな通信網の契約は見込めるとは考えてございませんので、現在サービスを提供しております料金よりは下がるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、若干今突っ込んだところの話させていただいたのですけれども、このWi-Fi網が設置されますと今自宅で個々に契約しているWi-Fi、そういったものまで補完できてしまうのか、またそれはそれで残さなければならないのか、その辺だけ最後に教えてください。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長、國分利則君。

○総務課長（國分利則君） 最終的にはおのおの町民の方がどちらの通信業者を選ぶかという判断が必要だと思います。今仮に光を利用されているご家庭につきましては、当然契約を乗り替えまして、このWi-Fi網のほうに契約をしていただくということになりますので、その辺は各利用者様がその利用形態、さらにはどのように利用するのか、さらには料金等を考慮いたしましてどちらを選ぶのか、最終的には町民の判断になるのかなと思ってございます。

あと、もう一点、すみません。あと、このWi-Fiは家庭でもつながりますので、家庭で今現在例えばWi-Fiを使っているような利用形態もできるような仕組みと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） これで村松尚委員の質問は終わりました。

次に、同じく「情報通信施設管理事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） この件につきましては、同僚委員の質問の内容と大分同じ、同様な内容でしたので理解が進みました。細かいことは、逐一デスクワークの中で理解を深めていきたいと思いますので、質問を取りやめます。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、政策名「交通体系の充実」、事業名「公共交通利用促進事業」について、7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） それでは、公共交通利用促進事業についてお伺いします。

デマンド交通システムを更新し、より効率的な運行を実施するとありますが、今までのデマンド交通システムとの違いは何なのか、また効率的な運行とはどのようなことを指すのかお伺いいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長（鈴木國人君） 今までとの違いについてでございますが、現在のシステムは電話受付のみであって、オペレーターが長年の経験と土地勘によって車両の配車を行ってございます。新たなシステムにつきましては、まさしく今デマンド交通事業者の事業実施主体である商工会や、4月からの実施主体となります振興公社で選定作業を進めてございますが、電話受付に加えましてスマートフォンなどからの予約をすることで予約状況の確認や乗降ポイントなどが自動で案内されるシステムに更新するような考えで今選定作業を行ってございます。

また、効率的な運行であります、車両の配車や最適な運行ルートが受付と同時にドライバーへ自動で配信されるなど、無駄のない運行ができる、そんな体制を構築したいという考えでございまして、町としても支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、このデマンド交通自体が実は私の中では利用者さんというのは免許返納された方、また高齢者になられた方というのが利用者の中の大部分を占めているものだと思うのです。そうしますと、先ほどの話とこのデジタル社会の恩恵という部分とちょっとかぶってしまうのですけれども、ネットでの予約という部分というのはなかなかちょっとすぐに効果的な部分というのは見えてこないのかなと。また、そういったところに対して、高齢者に対して今デマンド交通を利用している方々についての周知の仕方、また説明の仕方、そういった方々に対してのアフターというのですか、そういったところを何かお考えというのはあるのでしょうか。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長（鈴木國人君） 電話受付は今までどおり残します、高齢者の方々、コールセンターは残しますから、それはそれで今までどおりお使いいただければ大丈夫です。ほかに今どきなので、言葉がすみません、スマートフォンで予約したり、観光客の方がその情報を入手してそこに乗っかったりということも可能になってきます。そんなことで想定しているところでございます。なお、こういったシステムに関しましても、町側で支援しておりますから、広報紙等々を通じて広く周知はしていきたいと考えてございます。

○委員長（星 次君） これで村松尚委員の質問は終わりました。

次に、事業名「道路維持管理事業」について、4番、荒川佳一委員。

○4番（荒川佳一君） 道路維持管理事業についての質問をしたいと思います。

町内各路線の舗装補修工事及び維持を行うとあるが、町内の各路線とは町道のみか。また、冬道で道路が破損している箇所を確認するにはどのような方法で行っているのか伺います。よろしくお願ひします。

○委員長（星 次君） 答弁、建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

1点目の町内各路線の舗装補修工事及び維持を行う路線につきましては、町道、法定外道路、付随するその他の施設において行っているところでございます。

また、2点目の破損箇所の確認方法につきましては、日本郵便株式会社やヤマト運輸株式会社との協定により、配達の際発見した破損箇所の報告によるもの、そしてまた会津美里振興公社との委託による道路パトロール及び職員の道路パトロールによるもの、そして自治区長及び町民の方々からの報告によるもので確認しているところでございます。

以上です。

○委員長（星 次君） 4番、荒川佳一委員。

○4番（荒川佳一君） それでは、再質問させていただきます。

道路が破損している場所があれば、先ほどおっしゃったように郵便局や宅急便と契約しているということを理解しました。あと、主に道路が破損しているということであれば、その地区の方がやはり一番気がつくと思うのです。そうしたときに、区長さんに連絡するか、もしくは先ほどおっしゃったように直接建設水道課のほうに連絡しているのが実情だと思います。その際、路線が課で管理している道路の場合はいいのですけれども、県道とか農道のように管理が違う道路の場合、対応はどのようにしているのかお伺いいたしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまの再質問でございませうけれども、県道及び農道の破損箇所ということではございますが、当然県道でございましたら、そのところにつきましては県の建設事務所のほうに連絡をしているところでございます。そしてまた、農道においても産業振興課のほうに連絡はしますが、その破損箇所によりまして緊急性があるということではございましたら連絡はすぐにはしますが、その現場に行きまして、その現場状況によっては緊急にこちらのほうで補修ということもしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 4番、荒川佳一委員。

○4番（荒川佳一君） 了解しました。

○委員長（星 次君） これで荒川佳一委員の質問は終わりました。

以上で政策名「自然に配慮した環境づくり」に関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） 以上で「自然に配慮した環境づくり」に関する質問は終了いたします。

ここで次の政策に移りますので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時29分）

---

再 開 （午前11時31分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

これより政策名「安心して安全な暮らしづくり」の質疑を行います。

まず、施策名「防災・消防体制の充実」、事業名「消防団員活動事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 消防団員活動事業について質問いたします。

条例改正では上がっておりましたので、一定程度は理解しておりますけれども、再度質問申し上げます。令和4年度において処遇改善を述べております。現状認識と課題についてお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長、國分利則君。

○総務課長（國分利則君） それでは、現状認識と課題でございますが、消防団をめぐる全国的な課題といたしまして団員数の減少が挙げられます。本町におきましても同様に、地域住民の方の高齢化によりまして、担い手の不足に伴いまして団員数が減少傾向にある状況でございます。そのような中でも、地域の防災力を維持するためにも、少しでも若者など地域住民の方が消防団に入団しやすい環境を整えるため、消防団員報酬の増額、さらには災害時の出動手当の見直しを行うところでございます。あわせて、団員の負担軽減を図るためでございますが、消防団の行事の見直しについても検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 実は昨年12月13日に総務厚生常任委員会の資料として、消防団報酬等の見直しについてということで一応説明されているということ、私読み落としておりまして大変申し訳なかったなと思っているのですけれども、お恥ずかしいのですけれども、その中で消防庁長官からの通達もありました。この中で、消防団員の処遇の改善は緊急の課題だということを行っていますね。消防団員の減少は、これは少子高齢化ということも無縁ではありません。そういう中で、一つの大きな課題として上がったのが団員個人への直接支給の問題です。今までは、一般質問等でも出ていまし

たように、なかなかスムーズにそこにいけなかった。ただ、消防庁長官のをちょっと見ますと、しっかり決定しろという内容になっています。これを受けてのことなのか、過日の条例改正の質疑の中で来年度からは個人に直接支給していくという答弁が出ていました。そこを1点確認したいと思います。

それから、これ報酬の絡みと無縁ではないでしょう、団員数がぐっと減る中で機能別団員が増えます。これは、まだまだ年齢的にも十分にお願ひできる人たちが多いということだろうと思いますけれども、ここへの対応も費用弁償等でしっかり対応できていくという理解でいいのかどうか。

2点お願ひしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長、國分利則君。

○総務課長（國分利則君） まず、1点目の報酬の個人への支払いでございますが、個人への支払い、実は一部でございますが、町もこれまで実施してございました。ただ、やはり大部分がまとめたの支払いということで、なかなか個人への支払いが進まなかったという状況でございます。今般消防庁のほうから通達がございます、来年度から全ての団員におきます報酬等につきましては全て個人へ直接支払うということで現在進めてございます。

もう一点でございますが、機能別の団員への対応でございますが、報酬なり費用弁償につきましても当然指導していた分につきましては費用弁償を支払うというような制度でございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 個人への直接支給という点ですけれども、本町内でのいろいろな問題提起は特段本町だけの問題があったのではないのだなというのがこの消防庁の通達で分かりますよね。それは率先してやってよかったにもかかわらず、なかなかそこに入っていけなかったという理由は何かあったのでしょうか。どのような認識でおられますか。最後に1つ伺って終わります。

○委員長（星 次君） 総務課長、國分利則君。

○総務課長（國分利則君） これまでなぜ個人への直接の支払いができなかったのかということでございますが、これまで合併前から消防団の報酬等につきましては班なり分団のほうにお支払いをして、その中で対応するという慣例がございました。合併後そういった対応でまずはやってきたところでございます。しかしながら、やはり今般個人への支払いということが、全国的にもこういった流れができておりますので、こういった観点を踏まえまして、さらに先ほど申し上げましたが、消防庁長官からの通達もございましたので、来年度から個人への支払いに踏み切ったというところでございます。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、事業名「災害対策事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 災害対策事業について質問いたします。

令和4年度の防災訓練の実施内容、多少具体的には載っておりますけれども、もう少し詳細な部分の説明をお願ひしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長、國分利則君。

○総務課長（國分利則君） それでは、防災訓練につきましては、これまで情報伝達や避難所の開設、さらには炊き出し、消火訓練などを行ってまいりました。さらに、令和2年度からは新型コロナウイルス感染症に対応いたしました避難所の開設、さらには避難者の受入れ訓練も行ってまいりました。令和4年度の防災訓練でございますが、実はこれまで実施していなかった夜間に災害が発生したことを想定いたしました訓練を計画してございます。訓練の中では、地域住民の助け合いによります防災活動を実践するため、自主防災組織等との連携も考えてございます。さらに、住民避難を想定いたしました避難訓練も併せて計画しているところでございます。また、防災訓練以外でも職員の災害対応向上のため、来年度におきましても職員向けに避難所開設訓練や通信訓練を実施する考えでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） どこで読んだのだろう。私の頭の中に、来年度の訓練には子供も含めて考えているということだというふうに踏まえていました。夜間ですので、当然子供たちは全部家にいます。そういう中で夜間訓練というのは、またこれも経験しておかなければならないことだと思いますので、ぜひやるべきだとは思いますが、そこのところ、もう少し詳細説明できればと思うのと、もう一つは図上訓練です。図上訓練でもいろいろなやり方があるのです。これ全町一体的にというのはなかなか難しいです。関心のある人だけやれば良いという話でもなくて、やっぱりこういうのは順次町民の方に防災士を認識していただくという面では大変有用な取組ではないかなというふうに思いますけれども、その点に関してのご認識をお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 総務課長、國分利則君。

○総務課長（國分利則君） それでは、訓練の中身でございますが、子供をどうするのかということでございます。実際この夜間訓練ということで今計画してございますが、実施の時間と時期にもよるとは思うのですが、やはりそんな深夜でやるわけではございませんので、今想定しているのはある程度夕方から夜にかけてというようなことでは考えてございます。その中で子供はどうかということでございますが、今回地域住民の助け合いによる防災活動実践のことと、あと防災組織等の連携を考えてございますので、積極的な子供への関与ということなかなか申し上げにくいところでございますが、できれば子供に対しても参加していただければなと考えてございます。

あと、もう一点の図上訓練でございますが、やはりこれも防災訓練の中の有効な手段の一つだと考えてございます。これまで他組織によりましてそういった訓練も実施したということで私も認識してございますが、こういった図上訓練もどういったやり方がいいのか、どういったことが効果あるのか検証しまして、この開催に向けてはちょっと検討させていただきたいと考えてございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。



○12番（根本謙一君） 夜間訓練のことです。これは、専門家の助言を相当いただかないと多分難しいことになるのではないかなと思います。今課長言われたように、子供にどう絡んでもらうかと。でも、実際起こったらこれはもう当たり前のことになりますので、そういう危機感を持った取組の仕方というのは当然専門家に聞かないと分からない部分だと思いますので、そこはしっかり対応していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長、國分利則君。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、当然町といたしましても初めての訓練でございます。当然実施に至るまでは計画の中でやはりいろいろな課題があると思います。そういったことを専門家、さらには先進自治体と申しますか、これまで実施しております自治体のほうへも確認をいたしまして、より効果が上がる訓練としたいということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

以上で政策名「安心して安全な暮らしづくり」に関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） なしの声でありますので、以上で「安心して安全な暮らしづくり」に関する質問は終了します。

ここで昼食のために午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時44分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○委員長（星 次君） 再開します。

これより政策名「健やかで人にやさしいまちづくり」の質疑を行います。

まず、施策名「保健体制の充実と医療の確保」、事業名「精神保健事業」について、11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） それでは、精神保健事業についてお伺いいたします。

令和4年度は、精神的な苦痛を緩和するための相談体制の充実や精神疾患への正しい理解を図るため、啓発活動、人材の育成などの事業により自殺予防を図り、町民の心の健康づくりや自殺予防につなげ、自殺者数の減少につなげる。引き続き、精神科医師、臨床心理士による相談体制を整えるとありますが、啓発活動の詳細、人材育成による自殺予防、自殺者数の減少につなげる手段としての内容、また令和3年度までの効果検証、実績を踏まえての令和4年度の詳細について伺います。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 堤委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、啓発活動の詳細につきましては、乳幼児健康診査、健康相談時の助言、指導、自殺予防月間の周知、健康診査の問診により必要時個別相談、こころの健康講演会の開催等で行っております。人材育成による自殺予防と自殺者数の減少につながる手段につきましては、こころの健康相談の開催、こころの健康講演会の開催、ゲートキーパー研修会の開催を通して人材育成に取り組むとともに、地域における連携、ネットワークにより自殺者の減少につなげたいと考えております。地域の自殺者の背景にある主な危機経路としましては、身体疾患から病気に対する苦痛、悩み、そこから鬱状態で自殺、または失業から生活苦、介護等の悩み、あと身体の疾患、そこから自殺といったような流れとなっているところでございます。この経路を断ち切るためにも、介護事業として家族介護支援事業、地域包括支援事業、例えば障がいの施策としては障がい者相談支援事業などに取り組んでおります。令和3年度におきましては、現在のところこころの健康相談を10回、精神科医による相談を4回、ゲートキーパー養成研修会を1回実施したところでございます。悩んでいる方の負担軽減を図るために、最も重要な傾聴の点で効果があったものと考えております。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、傾聴研修会を2回、ゲートキーパー研修のステップアップコース、あとこころの健康相談会を中止しているところでございます。令和4年度につきましては、こころの健康相談、ゲートキーパー養成研修会、こころの健康講演会を引き続き実施するとともに、関係機関との連携を図りながら事業展開をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） ありがとうございます。今ほど多々会議研修だったり、支援事業という答弁をいただきましたけれども、これでどのぐらいまで自殺者数を抑えられたのかといった部分の……数字的にはちょっと今無理なのでしょうけれども、その辺の検証。あと、ここ2年、3年という形でコロナ禍になっております。そのコロナ禍による影響がどのぐらい関連していたのかという、その辺ちょっとお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、自殺者数の減少の数値ということですが、自殺者数についてこちらのほうで数字的なものは把握していないところでございます。あと、コロナ禍での影響による自殺者数という部分でよろしかったでしょうか。そちらのほうについても、申し訳ございません、手元のほうに数値は現在持っていないところでございます。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） その辺をしっかりと、数字的なやつも今後の必要なのかなと思いますので、できる範囲で結構ですので、それをやっていただきたいと思います。判断的に難しいとは思いますが、相談体制整えることによって相談件数、あまり相談件数は伸びていないようではございますけれども、そういった部分をしっかりと個人的なプライベートの問題になってくるとは思いますけれども、その辺

はしっかりとした体制を整えていただいて守っていただきたいと思います。これに関連してですけれども、ひきこもりであったり、先ほども出ました介護疲れだったりということで出ています。ヤングケアラーとの関連性、その辺まで把握しているかどうか分かりませんが、その辺について今後令和4年度こういった取組でいくのかだけ、その辺決意だけお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどありましたプライバシーの保護を重視しながら、悩める人、心に不安を持っている方の相談に対して対応していきたいと考えております。あと、ひきこもりの方や自殺者、自殺希望を持っている方等、そういった悩んでいる方に対しまして町のほうといたしましても、この3月にひきこもり等の相談窓口として、町のホームページのほうにも健康ふくし課が相談窓口となりますということを周知させていただいたところでございます。今後広報紙等にもさらに相談窓口等を周知して、町民の方の相談に対応できるような体制を整えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） これで堤信也委員の質問は終わりました。

次に、事業名「健診等事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） それでは、健診等事業について質問いたします。

健康寿命延伸推進事業としての取組をしてきておりますけれども、一人一人に寄り添った対応が肝腎と考えております。現在の課題認識と令和4年度の具体的な内容を伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 根本委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、課題認識につきましては、疾病別の傾向としまして高血圧症、心不全や不整脈、脳血管疾患といった循環器系の疾患が高い傾向にあることです。特に脳血管疾患に係る医療費が同規模町村、県、国と比較しても高い傾向にあるところでございます。このことから、循環器系の疾患の中でも特に脳血管疾患は町の課題であり、生活習慣病の重症化予防、再発予防に取り組むことが必要であると認識しているところでございます。令和4年度の具体的な内容につきましては、重症化予防の取組としまして特定健康診査、レセプトを分析し、そこから抽出されるハイリスク者に対しまして受診勧奨、保健指導を引き続き実施してまいりたいと考えております。なお、新型コロナウイルスの状況によっては訪問指導が難しいことも想定されますが、その場合は電話等により保健指導を実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） またお尋ねしたいと思います。

私も経験者として、脳血管疾患の部分では大変貴重な経験をさせていただいております。リハ

ビリが何より大事だかということも身をもって感じておりまして、今も鋭意続けておりますけれども、人それぞれでございまして、軽症なり、あるいは発症場所によっては本当に症状が千差万別でございまして、現場では大変なご苦勞で医療機関の方々は努力されていると。町の行政側としてもしっかり状況把握、あるいは町民の健康状態把握はしっかり押さえておるとは思っておりますけれども、私はいつもここで気になるのは、先ほど言いましたように、個々それぞれお一人お一人皆違う症状なのだということを踏まえると、町で把握している情報は大変な量になると想像します。でも、それはプライバシーの問題がありますけれども、可能な限りしっかりとお一人お一人の状況把握は押さえておくべきだというふうに思っておりますけれども、その点についてのご認識を伺いたいと思います。

それから、この実施計画の事業内容を見ますと、令和4年度はという言い方ですから、また新たな取組がここの中に含んできておる言い方なのかなと思いつつも、昨年度とそう書き込みは変わっていないというところで確認させていただきたいのは、充実の方向には向かっているとは思いますが、何に力を入れるのか、今までの検証から何に力を入れていくのか伺いたいと思います。

2点お願いします。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、1点目の個々の把握状況という点でございしますが、まず健診等で得られました情報、あとレセプト等を活用し、個人の健康状態の把握はできる限り努めているところでございます。それに基づきまして、重症化予防、特にハイリスクの方について保健師が個別に相談、対応をさせていただいているところでございます。健診につきましても、令和3年度より業務委託を行い、保健師がより戸別訪問等ができる体制を整えるということで体制を整えてきたところでございます。

次に、令和4年度ほかに力を入れる点ということでございしますが、内容的には今まで同様、さらに個別相談のほうに力を入れてまいるということでございしますが、あと新たに一般会計以外の部分でも高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施といった部分で新たな事業にも取り組んでいくというところでございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 今課長が言われたように、あるいはこの実施計画の中にも書いてありますように、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、これはとても大事です。現場との意思疎通、情報共有は絶対不可欠だと思います。私がこういう発症事案を抱える以前は、結構個別の対応といいますか、特に健診時における職員の皆さん、関係者各位の働きは本当にすごかったなというふうに思っております。ところが、こういうふうになって以降からすると、意外と罹病者へのアクセスといいますか、接触というのは極端に減ってしまった印象があります。どこまで個人の情報を押さえていいのかという問題はあるかもしれませんが、私は相談される前にこの人、あの人は今現在こういう状況にある、だからこういうのが足りないの、ここを少し助言してあげなければ、サポート必要で

すよね等のことを職員で情報所有しながら、抜かりなくしっかり潰してくれという言い方がどうかありますけれども、しっかりここに当たっていく、相談されたときにやるのではなくて、こっちから積極的にアプローチしていくという姿勢が、私は行政としてとても大事なことだと思うのです。特にこの一体的取組の中では。そこはしっかりやっていただけているか、しっかり見ていただいているかなという確認を1点させていただきたい。

それから、2点目ですけれども、コロナ禍ですので、訪問指導なかなか厳しいということでもあります。でも、町内にはいろいろ民間の事務所ございます。そちらとの情報共有もしっかりされているのかどうなのか。私は、その部分の情報共有はちょっと少ないのではないかと。どんな認識をお持ちなのか伺って終わります。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、1点目の積極的な取組ということでございますが、令和4年度、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に取り組んでまいりますと申し上げました。75歳以上の高齢者に対して、介護保険の保健事業と介護保険事業を一体的に活用しながら事業を実施していくということでございます。あと、集いの場など、そういったものを活用しながら、保健事業として疾病予防、重症化予防と、あと介護の生活機能改善を一体的に行いながら、例えばフレイル状態にある高齢者を早めに発見し、積極的に対応していきたいと考えております。あと、個別健診等で見つかりましたハイリスク者に対して、こちらのほうから積極的にお声かけをして対応していきたいと考えております。

あと、関連機関との連携につきまして、情報の共有につきまして、なかなか個人情報という部分がございます。できるものとできないものがございます。極力できるものについては、共有をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、施策名「子育て支援の充実」、事業名「子ども家庭総合支援拠点事業」について、11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） それでは、子ども家庭総合支援拠点事業についてお伺いいたします。

子ども家庭支援員を配置し、コミュニティーを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。子ども家庭支援員は保健師と連携し、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に福祉に関し必要な支援に係る業務全般を実施するとありますが、業務全般の詳細及び支援策の計画についてお伺いいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 堤委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、業務の詳細につきましては、業務についてはまず窓口、電話などによる子育ての相談、母子健康手帳交付時の面接、要支援、要保護児童、ハイリスク妊産婦への家庭訪問、1歳児家庭訪問、未入園児及び乳幼児健診未受診児の把握と家庭訪問、子育て支援教室での子育て相談の業務などが挙げられます。また、支援策の計画につきましては、第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画に掲げており、乳児家庭全戸訪問事業、子育て支援事業、予防接種事業、子育て親子の交流促進、子育てサークルの育成と活動の支援などを実施することによって子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） ありがとうございます。今ほど答弁いただきましたけれども、体制づくりも大変だとは思いますが、今ほどいろいろ窓口であったり、電話だったり、家庭訪問、全戸訪問等々説明ございました。今現在何人体制でやって、今後何人体制でやって、それで十分な対応、支援ができていくのかという部分についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 現在の子ども家庭総合支援拠点事業の人員体制につきましては、専門員が1名、あと保健師1名の2名体制となっております。ただ、相談窓口につきましては、子育て支援センターのほうにも業務を委託しておりまして、窓口としては2か所設置している形になっております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） それで果たして全部クリアできるのかというのは、ちょっと大変なことかなと感じます。それで、この令和4年度、今年度の4月から不妊治療に対する支援等も始まってまいります。それについてもしっかりとした対応、当然個人のプライバシー等々も出てくるとは思いますけれども、その辺について今の体制、プラスアルファの部分が必要になるのではと思います。不妊症治療に対する支援が結構ボリューム的に多くなってきました。その部分、当然対応していかなければならないという部分もありますので、その辺もしっかりと踏まえて、これが少子化対策であったり、子育て支援等々に我が町の独自のあれが出てくるとは思います。しっかりとやっていただきたいのですが、それについて一言だけいただければと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） これからの対応ということでございますが、先ほど対応のほうで職員のほう、専門員1名と、保健師1名と申し上げましたが、申し訳ございません、母子保健担当2名ございますので、専門員1名と保健師2名ということで訂正をお願いいたします。

今後の対応、新たに保険対象になります不妊治療の部分でございますが、町といたしましても今ま

で補助を実施しておりました。窓口におきましては相談体制、相談をしながら対応してきたところがございます。やはり不妊治療に関しましては、専門的な知識が必要となってまいります。医療機関との相談、あとこちらのほうで対応できる相談についてはやはり今までどおり対応していきたいと考えているところがございます。

○委員長（星 次君） これで堤信也委員の質問は終わりました。

次に、同じく「子ども家庭総合支援拠点事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 子ども家庭総合支援拠点事業について伺います。

同僚委員の質問によって一定程度理解が進みました。昨年度体制づくりをしていた年だったと思っております。子育て総合支援事業の取組から見える本町の課題と令和4年度の事業内容について、まず伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 根本委員の質問にお答えさせていただきます。

本町の課題につきましては、令和3年度において子ども家庭支援員が家庭訪問や電話相談、乳幼児健診等で関わった内容としまして育児不安、発達の遅れ、不適切な養育といった相談がございました。また、警察署や児童相談所などからの情報提供、支援依頼のケースではDV、児童虐待、不登校などもございました。このように多種多様なケースに対応しなければなりません、対象者には関係機関、関係者が連携し、チームで対応しているところがございます。現在課題として捉えている点につきましては、やはり育児不安、不適切な養育等、相談で対応できる部分のところ結構多いところがございます。あと、令和4年度につきましては、窓口、電話等での子育て相談、1歳児家庭訪問、乳幼児健診未受診児の把握と家庭訪問といった従来の事業を継続するとともに、妊娠後期の妊婦宅を全戸訪問し、体調確認や育児協力者の確認等を行い、育児不安の早期把握、早期支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） より見えてきた部分がございます。ご苦労さまです。本当に大変な事業の中身だなというふうに、まずこの実施計画を読んだときからそう思っていました。間口が広いという、また今次の時代的な課題が全てここに入ってきているということからすると、大変なお仕事だなというふうにもうかがい知れます。そういう中で、この体制づくり昨年度やってきたわけですけれども、専門員1名、保健師が2名ということですが、所管総力挙げて情報共有を図って、いろんな連携の中でしっかり対応していただきたいなというふうに思います。

1つ伺っておきたいのは、4年度の事業でこの書き込みです。最終行です。社会的自立に至るまで包括的、継続的な支援に努めるというふうになっております。社会的自立というと、範疇はどこまで想定されてのことなのか、この部分について伺っておきたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） いつまでということですが、本事業につきましては対象者は妊娠期から18歳までということ対象としているところでございます。そういった方々が悩み、迷い、困っているとき相談等対応していくということで、社会一律という部分、年齢的に18歳という部分がございまして、そちらを対象としているところでございます。

以上です。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。想定はしてはいたけれども、そうすると相当長い期間、本当に法的に大人になるまでということですので、行政の仕事として本当に幅広くしっかり事業を継続していかなければならないという部分を想定しますと、大変な取組だなというふうに再確認いたしました。それで、その体制の中で事業費、予算額を見ますと6万5,000円となっていますよね。国庫支出金というふうに書いてありますけれども、これは何に当たる事業費なのか。あまりに少な過ぎて何だろうな、まさか間違いではないですよ。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 事業費6万5,000円の計上で、こちらにつきましては専門員の研修等に出席するための特別旅費ということでございます。本来ここに専門員、支援員の人件費が入るところでございますが、会計年度任用職員、年間を通して採用しているということでそちらのほうに180万円が別途計上となっているところでございまして、この事業につきましては全体では186万5,000円の事業ということになります。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、事業名「児童クラブ管理運営事業」について、7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） それでは、児童クラブ管理運営事業について伺います。

令和4年度も放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業を実施とありますが、事業内容を伺います。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、村松委員のご質問にお答えしたいと思います。

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業につきましては、厚生労働省の放課後児童支援員の経験等に応じて処遇を改善する事業であり、国、県の子ども・子育て支援交付金を活用し、歳出予算の3分の2である213万2,000円を歳入予算で見込んでおります。内容といたしましては、放課後児童支援員の資格を有する者で常勤の放課後児童支援員1名につき月額1万円を支給するものです。また、各児童クラブをまとめるマネジメント的立場にある支援員1名に月額1万5,000円を支給するものであります。令和4年度の歳出予算の内訳は、放課後児童支援員23名分の276万円と、町で委託しております児童クラブのマネジメント的立場にある者に対しまして54万円を計上しております。



なお、この事業につきましては、放課後児童支援員認定資格研修を修了している支援員を配置し、児童の安全、安心な居場所を確保するとともに、研修実績に応じた支援員の処遇の改善を図るものがあります。また、経験年数がおおむね10年以上でマネジメント的立場にある支援員を配置し、各児童クラブの運営改善を図るものであります。

以上です。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） 大体内容は分かりましたが、今年度ですか、令和3年度もキャリアアップ処遇改善事業をたしかやっていると思うのですけれども、基本的に令和3年度も、令和4年度も内容的なものに関しては変わったところというものはないのか、その1点だけ確認させてください。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、ただいまのご質問でございますが、令和3年度よりこの事業を実施しておりまして、令和4年度についても内容的には同じものでございます。

以上です。

○委員長（星 次君） これで村松尚委員の質問は終わりました。

次に、施策名「障がい者福祉の充実」、事業名「地域生活支援事業」について、7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） それでは、地域生活支援事業についてお伺いいたします。

令和4年度は、日常生活用具の種目を追加することにより給付対象者の拡大を図るとありますが、種目の追加内容は何かを伺います。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 村松委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、排せつ管理支援用具の種目に紙おむつ等を追加する予定でございます。対象者といたしまして、ストーマ用具装着困難者、高度の排尿機能障がいもしくは高度の排便機能障がいを有する方、脳原生運動機能障がいによる排尿もしくは排便の意思表示が困難な方を対象として追加するものでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） 大体内容は分かりましたが、この種目の追加によって対象者の拡大となっておりますが、大体想定されるような人数というものの、大まかな部分というのはつかんではいらっしゃるでしょうか。用具対象者がこの種目を増やすことによってこのくらい拡大するだろうという把握みたいところというのはできているでしょうか。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 対象見込み数でございますが、今現在こちらのほうで把握しているところで、まず4名が該当するであろうということでございます。

○委員長（星 次君） これで村松尚委員の質問は終わりました。

次に、同じく「地域生活支援事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 地域生活支援事業についてお伺いします。

令和4年度事業において、日常生活用具の種目の追加で給付対象者の拡大を図るとしております。大変喜ばしいことではありますけれども、実情と内容を再度伺いたと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 根本委員のご質問にお答えさせていただきます。

日常生活用具の令和3年度の現在までの給付実績、状況につきましては、ストーマ用装具が36名、パルスオキシメーターが2名、電気式たん吸引器が2名、移乗用シートが1名、ネブライザーが1名の利用となっているところでございます。種目の追加につきましては、排せつ管理支援用具に紙おむつ等を追加する予定です。対象者は、先ほど申し上げましたように、ストーマ用具装着困難者、高度の排尿機能障がい、高度の排便機能障がい、脳原生運動機能障がいによる排尿もしくは排便の意思表示が困難な方ということで考えております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 丁寧な説明ありがとうございます。理解が進みました。それで、これは町独自の支援事業として予算化されているのか、あるいは国、県からも支出が出ておりますけれども、対象拡大により予算化したということなのか、その姿勢を伺いたと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） この事業につきましては、財源につきましては国県補助事業になります。ただ、給付内容につきましては町での裁量ということで、今回新たに町として紙おむつ等を追加するというところでございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 確認ですけれども、今続けて答弁されましたので、この事業は国県事業だけれども、おむつ給付については町独自の支援事業として上げたということでいいのですね。それだったらなおすばらしいことですが、その点の確認だけさせてください。

○委員長（星 次君） 答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） ご説明が足らなくて申し訳ございません。この事業につきましては、財源としましては国、県の補助金が財源となっております。ただ、事業の内容につきましては、給付物については町で決めることができるということでございます。財源はあくまで国、県ということに……町も一部負担するという形で、財源的には国、県、町の財源を元にして事業を実施するというところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（星 次君） 健康ふくし課長、今の1回、2回でちょっと同じような内容で答弁していて、回答がちょっと分かりづらいので、この追加で説明できますか。

では、認めます。それでは、答弁、健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 説明不足で申し訳ございません。まず、この地域生活支援事業につきましても、財源が国、県、町、国が50%、県が25%、町が25%を負担するという事業となっております。その事業の給付細目、例えばストーマ用装具、パルスオキシメーター等、給付するものにつきましても町の裁量に任されているということでございます。そのために今回新たに町として紙おむつを給付物に対象としたということでございます。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

以上で政策名「健やかで人にやさしいまちづくり」に関する質問は終了いたしました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） 以上で「健やかで人にやさしいまちづくり」に関する質問は終了します。

ここで次の政策に移りますので、それでは55分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時44分）

---

再 開 （午後 1時55分）

○委員長（星 次君） 再開します。

これより政策名「元気と賑わいのある産業づくり」の質疑を行います。

まず、施策名「農業の振興」、事業名「耕作放棄地策事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 耕作放棄地対策事業について伺います。

令和4年度より国の支援を受けてタブレット端末を導入し、農地の出し手、受け手の意向調査や現地調査等の効率化を図り、円滑な情報収集に努めるとしております。もう少し分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、農業委員会事務局長、金子吉弘君。

○農業委員会事務局長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

農業委員会では、毎年の農地パトロールといたしまして、農地法に基づき利用状況調査を行っております。その調査の際に、現在は紙の図面を現地で開いて記入している状況でございます。その際は、現地の確認に時間もかかりまして、現場の誤認があるなど、非効率な状況となっております。さらに、現地調査後に所有者に対して行います意向調査においては、紙で報告されたデータを再度入力する必要があり、二度手間となっております。調査に時間を要しているというふうな状況でございます。このような状況であることから、タブレットを活用すれば紙の図面は必要なくなりまして、GPSによる現在地の確認もできるため、現場での誤認や転記ミスを防ぐことができまして、効率化、正確化

が図られ、農業委員、推進委員の負担が軽減されます。また、紙の図面や報告書を使用しないことで、町が進めておりますSDGsの取組でありますペーパーレス化を進めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。この書き込みの事業のそのものの内容は分かりましたけれども、そもそもの耕作放棄地の対策として減少させるための取組、これはどのようになっているのですか。ただ調査とか意向調査が効率よくできるようにしていくのだと、その前段の部分、これが大事だと思うのですが、その点のご認識を伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、農業委員会事務局長、金子吉弘君。

○農業委員会事務局長（金子吉弘君） 再度のおただしにお答えさせていただきます。

この耕作放棄地の取組でございますが、現地を確認いたしまして、その後意向調査をすることによりまして、所有者のほうに現在の状況を把握してもらいまして、今後農地を耕作放棄しないように自らの耕作をまずは促してまいります。また、希望がありましたら耕作者を探したり、管理の方法をご案内したりしておるところでございます。これらについてすることによりまして、農地が放棄地となることに対しまして未然に防ぐというふうな活動を今実施しているところでございます。この取組を進めることで耕作放棄地を防いでいきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 私は農業のほうは本当に門外漢なので、あまり分かったふうなことでご意見申し上げるのは控えさせていただきますけれども、少なくともこういうところで行政に関わるようになってからやはり無関心ではいられない事例でございます。今課長の答弁の中で、所有者は自分の耕作放棄地がどこであるかなんて分からないわけはありませんよね。ただ、事務作業の中で職員が確認しづらい、あるいは効率的に対処していく必要がある、一定程度のICTを使って効率化を図っていくというのは時代の推移で当然取り組んでいかなければならないでしょう。そういう中で、そもそもこれをなくすにはやっぱり農地の集積、集約、それから集落営農というのはそんなに簡単なことではないでしょうけれども、こういう山間地なりの耕作放棄地の利活用方法は当然あるはずです。このたび、これ行政でも配られていると思うが、地域づくり活性化センターから出されている事例集です。私は、これ毎月もらっています。ここの中に、長野県の富士見町というところの取組が載っております。これは、民間で取り組んでいる事業ですけれども、当然国の補助を使って、いわゆる水田の汎用化ということに取り組んでいるのです。それで耕作放棄地をすごくなくしているという、これは大々的な取組になるのでしょうかけれども、いずれにしてもそういういろんなことを考えて、どうしたらなくせるかという、あるいは農業の収益を上げるための利活用の方法はどんなことがあるのだとか、いろんな視点を持った取り組み方は私はあると思います。先進事例はたくさんございます。そういうことも含めて、そもそもを洗い直し、あるいは確認し直し、ぜひやっていただきたい。その上で、こ

ういうICTを使つての効率化を図っていく、事務手続のスピード化を図る、これはぜひやっていただきたいと思ひますけれども、ご所見を伺いたひと思ひます。

○委員長（星 次君） ちょっと休憩します。

休 憩 （午後 2時01分）

---

再 開 （午後 2時02分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

答弁、農業委員会事務局長、金子吉弘君。

○農業委員会事務局長（金子吉弘君） 再度のおたひでござひますが、まずこのタブレットを導入する一番の目的といたしましては、やはり今手間がなくて土地を放さなければいけないというふうな農家が多数増えてきているというふうな現状を踏まえまして、その方ができなくなったときに安心して次の担ひ手の方にバトンタッチできるというふうなところが非常に重要でありまして、それを農業委員、あと推進委員のほうで情報を共有化して、それぞれ相談を受ける、そういったシーンが多く出てまいりますので、そのときにリアルタイムに情報を見ることができて、さらにその場で相談を受けれるというふうなのが最大のメリットだというふうに考えております。そのためこのタブレットを活用をさせていただくわけですが、先ほど委員が申されておりました活用事例等につきましては、やはり場所によってはいろいろな形の水田の利用の方法だったり、畑の利用方法だったりあると思ひます。ただ、やはり山側のある程度日当たりの悪い場所等に関しましては、今現状で水田等に復元したといたしましてもなかなか担ひ手が見つからないような、そういう状況でござひますので、農業委員会といたしましては非農地化のほうの判定、活用なんかも含めて検討してありまして、そうした場合、林業のほうの事業でもって緩衝帯等を整備するような事業もござひますので、いろいろ問題点をしっかりと把握した上で様々な手法でもって耕作放棄地を解消してまいりたいというふうを考えているところでござひます。

〔「答弁に答えて。私は水田の汎用化と言つた。汎用化というのは、田んぼでなくて畑にするということ、簡単に言うと。そして、活用するという方法で成功している事例がいっぱひあるということ。そういうことを言つてその所見を伺いたひと言つたと思ひうんです。その点に関して答えなくて、水田をまた水田に再生するみたいなことの答弁をされているので、それをちょっと勘違ひされたかなと思ひます」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） それでは、答弁漏れだと思ひますので、農業委員会事務局長、金子吉弘君。

○農業委員会事務局長（金子吉弘君） 大変失礼いたしました。水田の活用方法につきましては、今現在も土地利用型作物への転換というものは我々のほうで促しておるところでございます。なかなか田んぼを通常の畑の作物に変えていくというふうなことになると思いますと、やはり土壌を改良しなければならないといったような、そういった問題いろいろ出てくるとは思います、その辺も踏まえてどのくらいの費用がかかるかですとか、その辺もしっかりと検討させていただいて、農業者の方々に提案してまいりたいというふうに思います。

○委員長（星 次君） 先行事例の部分でちょっと触れてということで、それ見ているかどうか。局長は確認しているの。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金子吉弘君） 先進的な活用事例につきましては、大変申し訳ございませんが、ちょっと知り得ないところでございますので、その辺につきましてもしっかりと今後勉強させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、事業名「六次産業化支援事業」について、11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） それでは、六次産業化支援事業についてお伺いいたします。

農産物の付加価値向上を図るため、農産物加工に取り組む農業者の機器購入支援や販売力の強化を図る。令和4年度は、産業活性化支援事業として加工から販売まで農業者の販路拡大を支援する。また、コロナ禍で県外における対面販売の機会が減少していることから、町内でのマルシェの開催も支援し、6次産業に取り組む方の販売力が低下しないような支援を行うとございます。支援策の詳細、今後の具体的な取組について伺います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） 六次産業化支援事業につきましては、今まで農産物加工場整備や加工機器の導入費用に補助金を交付し、支援を行ってまいりましたが、今後は加工だけではなく、6次化商品のパッケージデザインやチラシ広告料についても補助金を交付いたしまして、単に商品を作るだけでなく、販売促進につながるような支援を行ってまいります。また、農業者が自ら販路拡大のためにイベントに出展する経費につきましても継続して支援をしていく予定でございますが、コロナ禍で県内でのイベント等の中止が相次ぎ、農業者が対面販売する機会が減少していることから、コロナ禍であっても農業者の意欲を低下させないために、農業者が町内においてマルシェを主催する場合、その経費について支援を行いまして、農業者の意欲向上と販売促進につなげてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） ありがとうございます。コロナ禍で県外での対面販売の機会が減少したとございますが、今ほどもタブレット云々という話もございますけれども、コロナ禍であるがゆえにオン

ライン販売等々に向けての形も施策といいますか、そういった部分も必要ではないかと思えます。あと、農産物の販売等の中には、やはり地元商店街、商店のコラボ等々も考えて、これはもう数年も前からそういった話が出ていますけれども、一向にそういった部分が目に見えて進んでいない。今年度はそういった形で予算組みしてやっていくのだろうと思えますけれども、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、コロナ禍におきますオンライン販売等の支援の部分でございますが、これにつきましては農業者自らがやはりこういう状況でございますので、対面販売が難しいというふうな中で新たにオンライン販売等を実施する場合がございますが、そういった場合の必要な経費を令和4年度支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、地元商店とのコラボレーションにつきましては非常に大事な視点であるというふうに私どもも思っております。今現在、今年度からで既に実施している取組といたしまして、地産地消に向けて地元農家と町内商店さんをつなぐ、そういった方策というのを進めているところでございます。今6次産業化と申しますと、1次産業掛ける2次産業掛ける3次産業のそういった取組が主流のものになっておりますが、今年度から2次産業掛ける3次産業の新たな取組も進めておるところでございます。この取組といいますのは、2次産業に従事される方々が町内の農作物を利用していただきまして、新たな商品開発に関わる部分の応分の費用負担をさせていただいているというふうな新たな事業も進めているところでございますので、そういった事業をしっかりとマッチアップを行政でさせていただいて、新たな取組で波及するように努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） 今ほど今年度に向けてそういったことで2次産業、3次産業、2次、3次といった形でやっていくということでございますが、本当に数年前からそういった部分で騒がれていますが、一向に先が見えない状態で進んでいました。その辺は、しっかりと行政のほうとしてもバックアップしながらやっていただきたいと。当然第6波でコロナは終わるわけではないでしょうから、今後またこういった形で、7波、8波と続いていったときに、やはり地元の地産地消を利用しながら、先ほどおっしゃいましたようにオンライン等々にも力を入れていただきながらやっていただいて、町のPRを兼ねながらそういった部分をしっかりとやっていただきたいと。そうすることによって、やはり農産者の方なんかもしっかりとそれに対応できるような形で、バックアップして行っていくのだろうと思えますので、今ほど課長のほうから意欲的なことはお伺いしましたけれども、またそれについて最後お願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがいでございますが、町をPRしていくのは当然必要な

ことだというふうに思っております。いろんな手法を使いまして、どんどん町のおいしい農産物、さらには加工商品を売り込んでいって、町のPRにつなげていきたいというふうに思っております。さらには、周知が不足している部分というのは確かにあるのかなというふうなところもございまして、皆さんにこういった事業があるというふうなことをしっかりといろんな方法を使いましてお知らせしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） これで11番、堤信也委員の質問は終わりました。

次に、事業名「有害鳥獣防除事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） それでは、有害鳥獣防除事業についてお伺いします。

令和4年度は、豊かな森林づくり事業としてICTを活用したわな見回りシステムを導入し、実施隊の負担軽減を図る。さらに、鳥獣専門員を配置し体制を強化することで、出没の要因把握や被害防除策を集落単位で継続的に実施できるような対策を講じると言っております。このことについて、もう少し詳細な説明を求めます。よろしく申し上げます。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） ICTを活用いたしましたわな見回りシステムについてでございますが、野生動物がわなにかかった場合、わなに設置いたしましたセンサーが作動しまして、捕獲情報と位置情報が事前に登録しました実施隊のメールアドレスに送られてくる仕組みとなっております。これにより毎日実施しておりましたわな見回り負担が軽減されます。現在鳥獣被害対策につきましては、主に熊やイノシシから農産物や農地を守るために農業者個人が電気柵を設置いたしまして支援を講じておるところでございますが、個人対応では限界があるため、集落または地域単位での面的な取組が必要になってまいります。令和4年度につきましては、野生動物の生態に詳しい専門家の指導の下、集落の皆さんと鳥獣専門員と一緒に集落内での出没箇所や原因を話し合い、それを地図に落とし込み、見える化いたしまして、出没の要因となるものを検証することで出没箇所の環境改善を図り、被害の減少につなげてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 内容は具体的に分かりました。これは、町長の肝煎り施策でありますので、やっとなんか具体化して、ここまで具体化を提示してこられたなというふうに受け止めたいと思います。やはり専門家の助言というのはとても大事ですし、これを有効活用して、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。推移を見守ることは必要になりますけれども、そもそもいわゆる鳥獣の被害が発生する要因として里山と言われるエリアが本当になくなってきているということがあるというふうに伺ったと思います。その再生の町として取り組んでいる事業も理解しているつもりですけれども、これ併せてやることでいかないと、ただただ事案対象の防除策ではいけないと思っています。そもそものところからやらないと後にエリアがどんどん広がっていくということも容易に



想定されるわけですし、この有効策を活用しながら、そもそものところの取組をしっかりやっていた  
だくべきではないかなと思うのですけれども、その辺もしっかりなされていくのかどうなのか確認さ  
せていただきたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えをさせていただきます。

鳥獣の発生原因となっております大きな要因でございますが、これにつきましてはやはり山林の環  
境というのが一番大きく影響しているというふうに思っているところでございます。当然山の環境を  
よくすることによりまして、木の実がやはり豊富になる、そのことによって野生動物が人里に下りて  
こなくなるというふうなのが理想の形でございますので、それを目指しまして、いわゆる森林環境税  
等を利用しまして、奥山の環境も整備してまいります。さらには、人里と山際の境界になってい  
るところにつきましては緩衝帯の事業ですとか、あとはふくしま森林再生事業等を利用させていただき  
ながら、しっかりとすみ分けをさせていただいて、野生動物が人里に下りてこないような対策を同時進  
行で進めていくというふうなところで、新たに森林環境対策室というものを立ち上げさせていただく  
というふうなことで進めておるところでございますので、その部分をしっかりと進めて実施してまい  
りまして、野生動物による人的被害、さらには農作物被害を完全になくしてまいりたいというふうな  
強い意思で進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） その方向で私もいいのかなというふうには伺って思っているところです。そ  
の先にこの鳥獣対策室のメンバーに観光関係者が入ってくる、いわゆる想定しているという以前の説  
明がそこで本当に生きてくるのだらうと思います。まず、その前段でしっかりやるという、ここが大  
事だと思うので、そこを踏まえてやっていただきたいなというふうに思います。再度の答弁でお願い  
したいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございまして、先ほども申し上げましたが、我が  
町におきましては野生動物による被害を完全になくすというふうな強い意志を持って事業に当たって  
まいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、施策名「観光の振興」、事業名「観光対策事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 観光対策事業について伺います。

令和4年度取組において、体験型ツアーの商品化に向けたモニターツアーを実施するとともに、単  
発イベントから波及継続型への転換を図り充実化すると述べております。具体的な内容をお伺いた  
いと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

体験型ツアーの商品化へ向けたモニターツアーの実施につきましては、本町でしか体験できない魅力を掘り起こしまして、ツアーとして売り出すものでございます。モニターツアーの構築に当たりましては、町観光協会、観光事業者による連携と地域おこし協力隊の参画によりまして、寺社仏閣、会津本郷焼、地元農産物、ワイン、日本酒など、本町の資源や魅力を生かしました体験ツアーとしまして、参加者がまた参加してみたいと思っていただけるようなツアーを実施してまいります。単発イベントから波及継続型への転換を図り充実化につきましては、素朴であっても本町でしかできない特別感のある体験メニューやソフト事業を継続的に実施することによりまして、他の観光地との差別化を図りまして、またここに来たいと思っていただけるような事業により、会津美里町のファンの獲得を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 再度お尋ねいたします。

意味するところは理解できました。いわゆる体験型ツアーの商品化へ向けたモニターツアーを実施とあります。過去にも何度かこのモニターツアーは取り組んできた経緯があるかと思えます。つまり本町はこの体験型でしかなかなか魅力を共有していただけない、魅力を体感していただけないということは言わずもがなだと思っております。過去の実績はどのように継承されて、現在ワインの評価が高まっている中で商品化も一定程度進んでおります。そのほかの事例も含んで取り込みながら、このツアーを実施するというところだろうと思えますけれども、まず過去の実績をどういうふうにかすのかというところの視点はどんなふうにお持ちなのか伺いたいと思えます。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのおたしでございしますが、過去の実績といたしまして、以前実施しましたモニターツアーでインバウンド向け、いわゆる外国人観光客に向けた取組が1つありました。これは、有名なインフルエンサー等を当町に招聘いたしまして、当町の魅力を知っていただく、PRして外国人観光客を誘客するというふうな事業でございましたが、今新型コロナウイルスが流行しまして、そのモニターツアーの実績が生かされていないというふうなところはございます。ただ、今回実施しようとするツアーでございますが、やはり対象としては美里のコアな体験をしていただいてリピーターになっていただくというふうなものを目指すものでございまして、具体的に今現在考えているものといたしましてはナイトハーベストと地元食材の朝食と温泉ツアーと名づけまして、要は中身でございますが、深夜にワインブドウを収穫するというふうな特別な体験を売り物にしていくというふうなところでございまして、そこに参加される全員の方が協力しましてブドウを収穫することで一体感が生まれまして、その後会津盆地を照らす朝日を新鶴ワイナリーで浴びていただいて特別感が生まれるというふうなところでございます。さらにはその後本町の食材をふんだんに使用しました朝食とおいしいパンを食べていただいて、新鶴温泉で汗を流していただくというふうなそう

いったツアー、ほかにもいろいろなモニターツアーを用意しております、そういったものから当町をしっかりとPRしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 具体的なことも出てきまして、大変町民をそそるような言い方だったなというふうに思いますけれども、地域おこし協力隊の皆さんからもいろいろご協力いただきながら取り組むこともうたっております。当然外の視点というのはとても大事ですし、前段に申し上げた過去のモニターツアーもいわゆる観光人口づくりへの取組が私は欠けていると思っております。せっかくあれだけ費用をかけてやってきて、一定程度の情報をもらっただけで終わっているのではないかな。2年前からですかね、このクラフトツーリズムのことも具体的な取組になっていくんだらうというふうに思っておりますけれども、そういう面はなかなか打ち上がってきていない。やっぱり本町ならではの取り組み方というのがあるはずで。過去の取組をしっかりと検証して、いいところはしっかり継承していかないと駄目です。あれは何だったんだという積み残しはやってはいけないと思います。新しいもの、新しいものという、新しい発想は当然大事ですが、そこに過去の実績をしっかりとつないで生かしていく、そういうことは私は必然だと思っておりますけれども、それがなかなか見えない。だから、毎年新しい取り組みをやるけれども、なかなか継続性がないようなところを私は感じて仕方がありません。ぜひその点も頭の隅に置いてやっていくべきではないかなというふうに思いますが、このあれをもう一回取り組む中でぜひ生かしていただきたいと思いますけれども、ご認識を伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

当然過去の取組というものは重要でございまして、コロナ禍においてなかなかそれを生かし切れていないというふうな部分はございます。今の対策にしてもそうですし、グリーンクラフトツーリズムにつきましてはこれからしっかりと伸びていくものかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても過去の振り返りをしっかりとさせていただきながら、今現在当課で考えている部分とうまく絡み合わせながら、いろんな手法をもって誘客できるようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、事業名「観光誘客事業」について、7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） それでは、観光誘客事業について伺います。

ゲーム会社とのコラボレーション事業の内容と、また新たに任命する会津美里町観光大使はどのようなことを行うのか、内容を伺います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

ゲーム会社とのコラボレーション事業の内容につきましては、向羽黒山城跡を活用し、観光誘客を図るため、観光協会のホームページに向羽黒山城の専用サイトを構築するもので、戦国時代に活躍した有名な武将が登場いたします人気歴史シミュレーションゲームの制作会社への委託を想定しております。専用サイトの内容につきましては、シミュレーションゲームに登場し、向羽黒山城に関係の深い武将のキャラクターや音楽を使用いたしまして、歴史ファンやゲームファンがここを訪れてみたいと思えるような山城跡の魅力をPRする動画によりまして通年の誘客を図るものでございます。また、事業の実施に当たりましては、通年の誘客によりまして山城跡散策後の休憩や飲食、さらには向羽黒山城をモチーフにしましたお土産の販売などにつなげるとともに、観光協会及び観光事業者、地域住民と町が三位一体となりまして、向羽黒山城を盛り上げていくことで一見さんのお客様から何回もここを訪れていただけるファンを獲得するための成功モデルになるよう取り組んでまいります。

会津美里町観光大使につきましては、本町への観光振興を図るため、観光の象徴的存在として広報活動に協力していただく方でもございまして、観光業、有名企業、芸能関係者など、町外に在住し、本町にゆかりのある方をお願いしたいというふうに考えております。活動の内容につきましては、観光協会のホームページへリンクするQRコードを貼りつけました観光大使専用の名刺により、広い人脈と影響力を生かして本町の観光拡大の取組をPRしていただくものでございます。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、向羽黒山城の専用サイトなのですけれども、こちらのほうは一度完成品ができてしまうと定期的な、例えば四季に応じて内容を変えていくとか、そういうようなところまで見ているのかどうかと、あとこの観光大使になる方は1名なのか、それとも複数名を想定してらっしゃるのか。あと、今現在観光協会さんにはキャンペーンクルーという存在もまたありますが、そちらのほうの継続とかという部分はどう見ていらっしゃるのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目のいわゆる専用サイトの部分でございますが、これにつきましては完成後の変更等にも対応できるような、そういうコンテンツを計画的に作ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと続きまして、観光大使でございますが、これにつきましては町の観光振興計画でございますが、観光振興計画の中では、最終的には20人を任命したいというふうなところで進めているところでございますが、令和4年度につきましては最低でも5名程度を観光大使の方として任命をさせていただきたいというふうに考えております。

あとは最後、3点目でございますが、キャンペーンクルーでございますが、この方々を設定するかどうかにつきましては、今のところの観光協会との話合いの中ではキャンペーンクルーは用いないで、別な手法をもってPRをしていくというふうな話になっているところでございます。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） 大体の方向性は見えてはきたのですけれども、そうしますと実際観光大使になれる方、5名の方がいらっしゃるけれども、5名の方を例えば一くくり、観光大使の例えばバナーにしてしまうのか、専用のホームページにしてしまうのか、その辺はちょっとやり方的には様々あると思うのですけれども、その5名の方を一括してしまうのか、どなたがなったか、例えば5名がなったとしてもなかなか知名度がある方であったり、芸能部門だったり、様々な部門で知名度によって見方が変わると思うのですけれども、その辺のコンテンツ自体の作り方というのですか、制作の仕方というのは、今の現段階でもお考えの中で結構なのですけれども、観光大使という専用のバナーを張りつけるような形でのお考えなのか、最後その1点だけお聞かせください。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございまして、観光大使につきましては、やはりちょっと初めての取組でもございますので、取りあえずはある程度数はやっぱりいたほうがそういうアピール効果といいますか、町を周知できるというふうに捉まえておりますので、なるべく早い時期に、こちらで今想定している方々というのにはおりますので、その方々にオファーを出させていただいてご承諾いただくような形で進めていこうというふうに思っております。それで、実際委託して活動していただいた後に、どのくらいの観光大使として町を周知、PRできるのかというふうなところである程度見えてくる部分もあるかなというふうに思いますので、それを踏まえてさらに今後どういった取組を重ねていくかというふうなところで、そういったもので進めていければいいかなといいますか、進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（星 次君） これで村松尚委員の質問は終わりました。

次に、同じく「観光誘客事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 観光誘客事業について伺います。

同僚委員の質問でもありますが、また違う視点からお尋ねしたいと思うので申し上げます。令和4年度事業において、あやめ苑にポケモンマンホールの設置や向羽黒山城専用サイトを構築としております。詳細に説明を改めて求めたいと思います。また、観光大使の活用実績等についてご認識を改めて伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

あやめ苑に設置するポケモンマンホールにつきましては、株式会社ポケモンが様々な県との連携によりまして観光振興、県産品の消費拡大、復興支援等を目的といたしまして全国的に行っている観光振興の施策の一つでございます。ポケモンのコンテンツ力を活用いたしまして、地域にちなんだポケモンをデザインしたマンホールの蓋を観光地に設置することで、ポケモンに関心のある方などを地域に集客する効果がございます。本町におきましては、福島県と株式会社ポケモンとの連携協定に基づ

きまして、ポケモンマンホールが譲渡される見込みのため、重要な観光地であるあやめ苑に設置することによりまして、ポケモンのコンテンツ力による集客が見込めるだけでなく、あやめ祭りなどのイベント開催時にもさらなる集客効果が見込まれます。

向羽黒山城専用サイトの構築につきましては、向羽黒山城跡を活用し観光誘客を図るため、観光協会のホームページに向羽黒山城の専用サイトを構築するものでございます。制作に当たりましては、歴史系人気ユーチューバーによる山城跡を現地踏査する動画などを配信することで、歴史ファンやゲームファンに対しまして実際に行ってみたいというようなモチベーションを喚起するようなサイトを構築してまいります。

観光大使の活用の実績等につきましては、町観光振興計画後期計画に基づきまして本町の観光事業を拡大するため、本町にゆかりのある町外在住者を外部サポーターとして委嘱しまして、本町のPR活動に協力していただくため、令和4年度より実施するものでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 再度お伺いします。

まず、あやめ苑のポケモンの件ですけれども、いつとき大変なブームが起こったことは記憶に新しいことですが、私自身はあまり関わっていないので、いまいちイメージ的に湧かないのですが、これは通年で可能な、生かして楽しめるということになるのだろうかというふうに理解したいのですが、その辺どうなのか、もう少し具体的に楽しみ方も含めてご披瀝いただきたい。

次に、向羽黒山城の専用サイトですけれども、私はこれを読んだときに同時期に新聞報道で三春城がよみがえるという見出しでVR映像が完成しましたという披露会が開かれております。私は、これに取り組むのだなというふうに勝手に思ってしまったのです。といいますのは、去年の暮れに本郷の生涯学習センターにおいて向羽黒山城の発掘調査の報告会がありました。そこで専門家からの事例と、それから生かし方の提案でこのVR映像のことが出ました。全くタイムリーに、ああ、あれかというふうに思ったのですが、今話を聞くとただホームページに載せるだけで、動画もあるというふうに言っていますけれども、どの程度の訴求力があるのかなというのは私はちょっと首をかしげるところであります。やはりやるならばそこまでいかないと時代的にもちょっと遅れてしまうのかなと。あれだけ魅力のあるところですので、お伺いしたいと思います。

あと、観光大使ですけれども、令和4年度から取り組むというふうにおっしゃっています。町の広報に過去に観光大使に任命されたような記事が載っていたかと思えますけれども、これ4年度からの取組ということでいいのですか。何か前あったように私は記憶しているのです。ですから、何人に今度なるのだろうかというふうに思うところもありまして、ですから実績等はどのようなのですかということをお伺いしたつもりなのですが、勘違いだったら訂正してください。よろしく申し上げます。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがしでございすが、まずポケモンの活用についてでございすが、これにつきては通年で対応可能でございすが、楽しみ方としましては、ポケットモンスターのカラクターがその場に行く、ゲーム上なのですが、取得することが可能になりまして、それでポイントといひますか、そういったものがもらえるというふうな、そういう楽しみ方になっていまして、うちのほうでは1か所を想定してございすが、それが各市町村それぞれの場所でポイントがもらえるというふうな楽しみ方で各地を巡っていただけるというふうなものでございす。

次に、山城の活用についてでございすが、今現在私どものほうで考えている部分でございすが、実際山城をVR映像等のバーチャルではなくて、専用のアプリを使っただいて、実際に山城を歩いていただくというふうな想定で進めているところとございす。まずはそこから始めさせていただきます、最終的にまた一歩進んだような取組として、その後にある程度VR等の画像もあったほうがより誘客が図れるのではないかとというふうな、そういった結論に達しましたらそういったことも検討してまいりたいというふうな考えているところとございす。

あと、最後でございすが、観光大使の取組につきては、あくまで令和4年度からの取組でございす。過去におきては、観光百人衆というふうなところでありまして、観光百人衆を委嘱いたしまして、それぞれ町のPRをさせていただきますというふうなところは今現在もございす。当然観光百人衆のほうもそのまま継続して活動していただいているというふうなところで、今の主な活動といたしましては町のInstagram等へ投稿していただくというふうなことを重点的にしていただいているところとございす。

以上でございす。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） ポケモンについては、これ以上聞いても私の知識ではちょっと追いついていけないところもありますので、これは具体的にになったときにいろいろ楽しませていただきます。

向羽黒山城の専用サイトですけれども、せつかく町の発掘調査の報告会でああいう具体的な、いわゆるはつとするような提案がされるようなものを知ってか知らずか分かりませんが、可能な状態だったら、私は生かしていくべきだと思ひます。せつかくあそこまで向羽黒山城を活用するにはどうしたらいいか、それだけ魅力のあるところなのだからこうすべきだと、ああいう具体的な提案もされているわけですので、ただ単に動画でサイトを持って見ていただければ、歩いていただければいいということでは私はもったいないと思ひますので、できるだけ早いバーチャル映像の取組をすべきでないかなというふうな思ひます。

あと、観光大使ですけれども、最終的には20人程度を想定しておるといふお話でした。令和4年度は5人。費用はどのくらい見ておるのですか。お一人幾らでといふところを含めて。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

まず、山城の取組でございますが、あくまで専用サイトの構築でございますが、これにつきましては、私どもの町にぜひお越しただいて、実際現地を歩いていただくということをイメージしております。それによりまして、おのおのお土産を構築してみたり、さらには飲食店へ入っていただくというふうなところで、来ていただければそういう波及効果というのは必ず生まれてまいりますので、それを目指して、その一つの要因となり得るように専用サイトを構築していくというふうなのが基本的な考え方でございます。

次に、観光大使に係る費用でございますが、これにつきましては、今のところでございますが、無償をお願いをしていきたいというふうに考えております。名刺等につきましては、自前の名刺を町のほうでご用意させていただきます。それをお渡しいたしまして、中にQRコードを貼りつけておりますので、そこにアクセスしていただければ町の魅力がお分かりいただけるというふうなものもございますので、令和4年度につきましてはの予算措置というふうなものにつきましては、特別なというふうなところがございます。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、施策名「商工業の振興」、事業名「商工活性化事業」について、11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） それでは、商工活性化事業についてお伺いいたします。

令和4年度も商工会への補助を実施し、中小企業の振興を図るとともに、空き店舗の目立つ中心市街地の再生のための調査や準備を進めていくとございます。現在までの調査、検証、実質的な課題についてお伺いいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） 中心市街地の再生のための調査、検証、課題につきましては、中心市街地再生の一つの手法といたしまして空き店舗の利活用が挙げられます。本町におきましては、5年前に町が主体となりまして、空き店舗の状況について実態調査を行ったところがございます。調査の結果、高田地域に約40店舗、本郷地域に約20店舗の空き店舗があったところがございます。本町が現在まで取り組んできた空き家対策、空き店舗対策ではありますが、美里あいあいタクシーの中継所、まっぺらん処、さらには高田インフォメーションセンターと3店舗が営業しておりますみさと村、店舗跡を活用した街なか公園、ポケットパーク、空き店舗活用に対する県の補助制度及び町の補助制度を活用いたしましたみさと接骨院などが挙げられるかというふうに思っております。空き店舗の利活用が進まない理由といたしましては、住居と店舗が一緒であること、さらには店舗部分にトイレがないこと、相続登記がなされていないことなどの問題が利活用の障害となっておりまして、その対応が課題であるというふうに認識しております。現在の空き店舗数は5年前より増えておりまして、後継者不在等により今後ますます増加が見込まれるというふうに思っております。町といたしましては、既存事業者の継続支援はもちろん、空き店舗等を活用する新規創業者の支援にも注力していきたいと



考えておりますので、令和4年度におきましては商工会と連携いたしまして、空き店舗の調査、現状把握、検証、分析を実施してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） ありがとうございます。今ほど空き店舗利活用云々の中で、二、三店舗は大体分かりますけれども、その中でみさと接骨院、それも空き店舗の利活用の部類に入ると、ポケットパークなどもそういった部分に入ると、みさと村、それもそういった部分に入るというご説明でしたよね。それ空き店舗利活用云々の対象になってくるのですか。ポケットパークとかみさと村とかというのは、それだけちょっと教えていただければと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、先ほど申し上げました空き店舗の活用実績でございますが、広い意味でご紹介をさせていただいたというふうなことでございまして、実際町として後継者問題をクリアしまして中心市街地、商店街を活性化するというふうな観点からすれば多少違うのかなというふうには思っているところでございますが、もともと商店であった場所にそういった形で新たな活用形態でそこに入っているというふうなところから、広義の意味でここに載せさせていただいたというふうなものでございます。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） 苦しいところなのでしょうけれども、大体その辺については分かりましたけれども、これ十数年前から商工会などもやっているのです。先ほど課長がおっしゃったように、一般住居兼用でそこで商店がやめたので、空き店舗、そこを有効活用させていただけないかというような相談もいろいろしながらやってきて、当然トイレがないだとか、あと仏壇があつたりとか云々、そういった部分でなかなか本当の意味での空き店舗の利活用にはなっていないというのが実情だと思うのです。ですから、その辺はこういうご時世ですので、それこそ中身ちょっと飛んでしまうのであれなのですけれども、移住していただける方にそういった部分を利用していただいたりという部分もあるのかな、これはちょっとずれてきますので言いませんけれども、ですから本来の意味での空き店舗の利活用というのは進んでいないというのが現状だと思います。ただ、こういう形で今年度予算をつけながらやっていくということなので、それについてはしっかりとした対策を練りながら進んでいきたいと思っております。それについても課長から一言、本年度の部分でお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） 最後のおただしにお答えさせていただきます。

確かに委員おっしゃるとおり、利活用の進まない原因というふうなところはいろいろ原因がございます。今回新たに調査をかけまして、実際今度はもっと突っ込んだ形の調査というものを考えております。例えば実際貸してもいいのか、売ってもいいのか、さらには改修してもいいのか等々、こんな形でやらせていただいて、今コロナ禍でありますので、ある程度……ちょっとこれは他の所管になり

ますが、リモートワークですとか、あとサテライトオフィスですとか、そういったことも町全体の問題として捉まえて、あくまで商店を再度活性化するというだけにとらわれず、全体的な議論の中で進めていきたいというふうに思っておりますし、また個人創業者というのがこういうコロナの状況において今現在多くなってきておりますので、そういった方々とうまくマッチングできるようなところまで突っ込んで実施してまいりたいというふうなところで考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） これで堤信也委員の質問は終わりました。

次に、同じく「商工活性化事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 商工活性化事業についてお尋ねします。

令和4年度の取組で、公団において空き店舗の目立つ中心市街地の再生のための調査や準備を進めていくと述べていることについて、具体的に詳細な説明を求めたいと思います。それで、同僚委員の今ほどの説明で大きなところは理解できましたけれども、私はまた違う視点でお尋ねしたいと思いますので、まずはご用意されている内容をご披瀝いただきたい。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

空き店舗の目立つ中心市街地の再生のための調整や準備についてでございますが、まずは商工会と連携いたしまして、空き店舗の調査、現状把握、情報分析を実施してまいります。その調査結果を基にどのような方法で再生化を図っていくか、専門家、商工事業者を交えて協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。そのためにも住居と店舗の問題、さらには相続の問題など、売買や賃貸借契約の障害となっている最新の状況を把握いたしまして進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） それでは、再度お尋ねします。

今商工会と連携をして、それから専門家を交えてというお話がありました。専門家は、どういう専門家を考えておられるのか。私は、一般質問でも申し上げたように、これは単に街なかの中心市街地の活性化だけを見ては、やはりあまりにも小さ過ぎると思っております。高田地域全体でここはどうあるべきなのだという大きな視点で見ないと、私は小ぢんまりした活性化事業になりやしないかというふうにして懸念するものです。大きな視点というのは、この町は合併自治体ですので、3地域があります。3地域のそれぞれの特徴を生かした中心市街地の活性化を考えなければならないということは絶対外してはいけないと思っております。それによって特徴が出されていくわけですので、そういう中で専門家がとても大事だと思っております。具体的に申しますと、会津大学の短期大学のほうだと思えますけれども、都市デザインの専門家がおられます。合併前の本郷時代は関わりを持っていただいたこともあります。商工会としてもお世話になった事業もありますし、今ばりばりのやり手のそう

いう専門家を招請しまして、いろいろご助言いただいて練り上げるというのは大変有用なことだと思います。商工事業者だけではなくて、やっぱり一般市民の声もしっかり聞いていかないと偏ってしまうのではないかなという懸念もありますので、その辺はどのように踏まえていらっしゃるかなということをお伺いしたいと思います。

それから、最新情報を集めるというのはとても大事だと思います。過去にいろいろ調査もやってきたはずですけども、時代は変わっていますし、代替わりにもなっておる実態からすると、やっぱり現状をしっかり把握して過去の検証を生かす、そういう段取りは大変大切だと思いますので、再度の確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、専門家の方の想定と申しますか、どのような方を考えているのかというふうなおたただしだと思いますが、これにつきましてはやはり町並みの再生事業、さらには都市計画に精通している大学の先生とかを想定しているところでございます。確かに専門家の方につきましては、一つの商店街だけを考えればいいというふうなものでは決してないというふうに私どもも思っております。その地域全体を捉まえて、どのように街なかを活性化していくかというふうな視点というのは非常に大事だというふうに思っておりますので、そこは大事にしつつ、商店街をさらに活性化するというふうなところを目指して専門家を招聘したいというふうに考えているところでございます。

次に、最新情報の把握というふうな意味で、新たに令和4年度進めて、商工会と連携しまして調査を進めてまいりたいというふうには思っております、前回の調査のそういった結果を生かしながら、さらに突っ込んだ調査となるようにしっかりと構築してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 専門家の件ですけども、専門家によりけりというところも大変ありますので、町はどうしたいのだということではなくて、どうしたらこの街なかが生きていくのだ、活性化するのは、住民が来やすい、あるいは交流しやすいところになっていくのだというふうに大事な視点は大体忘れないでいただきたい。町が考えていることを先に言ってしまうと、町が望むことを言ってしまうと、やはりそこに吸い寄せられるように物事は運びます。今までの事例が全くそのとおりですから。そうではなくて、本当に真っさらなところからやっていただきたい。そのためには商工会関係者だけではなくて、住民も含めて若い人の意見をととても大事にして取り組んでいていただきたいなというふうに思います。調査検証、これ本当に時間かけてやっていただきたい。これすぐ出る話ではないと思います。今日まとまったなと、これでいいかなと思っても、次の日、また違うアイデアが出るのがいろんな事業に取り組んでいるとありますよね。これは、経験値として皆さんお持ちだと思いますけれども、ぜひこれでいいのか、これでいいのかということをやって、最終的に町長の判断を仰ぐ

と、そういうすばらしいプロセスを踏んでいただきたいと思いますけれども、再度の確認をさせていただきます。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしにお答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、この事業をやっぴりなし得ていくためには住民のご意見というのがベースになってくるというふうに思っております。しっかりと行政が行政だけで考えるのではなく、いろいろな方々のご意見をお伺いしながらこの事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

以上で政策名「元気と賑わいのある産業づくり」に関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） なしという声がありますので、以上で「元気と賑わいのある産業づくり」に関する質問は終了します。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会としたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 （午後 3時13分）

# 予算特別委員会

(第 3 日)

令和4年会津美里町議会（予算特別委員会）

第3日

令和4年3月10日（木）午前10時00分開議

委員長 星 次 君 副委員長 長 嶺 一 也 君

○出席委員（14名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
4番	荒川佳一君	11番	堤信也君
5番	山内豪君	12番	根本謙一君
6番	長嶺一也君	13番	根本剛君
7番	村松尚君	14番	横山義博君
8番	小島裕子君	15番	鈴木繁明君

○欠席委員（1名）

3番 渡辺葉月君

○説明のため出席した者

町 長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
総務課課長補佐	渡部充君
総務課総務係長	高橋力也君
政策財政課長	鈴木國人君
政策財政課課長補佐	猪俣利幸君
政策財政課課長補佐	大竹淳志君
政策財政課政策企画係長	鈴木聖崇君
政策財政課人口減少対策係長	國分政和君

町民税務課長	児	島	隆	昌	君
健康ふくし課長	平	山	正	孝	君
健康ふくし課 課長補佐	安	部	賢	辰	君
会計管理者	原		克	彦	君
産業振興課長	金	子	吉	弘	君
産業振興課 課長補佐	小	林	隆	浩	君
教育長	歌	川	哲	由	君
教育文化課長	松	本	由佳	里	君
教育文化課主幹	福	田	富美	代	君
教育文化課 課長補佐	渡	部	雄	二	君
教育文化課 課長補佐	鵜	川		晃	君
教育文化課長	佐	藤	勝	利	君
教育文化課長	梶	原	圭	介	君
教育文化課 本郷生涯学習 センター長	佐	瀬	博	巳	君
代表監査委員	小	島	隆	一	君

○事務局職員出席者

事務局長	高	木	朋	子	君
総務係長	歌	川	和	仁	君

開 議 (午前10時00分)

○委員長(星 次君) それでは、昨日に引き続き会議を再開します。

これより政策名「学びあい未来を拓く人づくり」の質疑を行います。

まず、施策名「子ども教育の充実」、事業名「教育研究事業」について、6番、長嶺一也委員。

○6番(長嶺一也君) それでは、早速ですが、教育研究事業につきまして質問させていただきます。

令和4年度より、幼小中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトが本格的に開始されるところでございます。継続事業とはいえ、一部新規事業も認められております。年次計画の説明は受けておりましたが、1つ目、当該プロジェクトについて令和4年度はどのように事業を進めていくのかお尋ねいたします。

2つ目、本プロジェクトを推進するに当たり、私立のこども園との連携について、私立の立場というか、運営方法を尊重する必要があると思いますが、どのように進めていくのかお尋ねします。

○委員長(星 次君) 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長(松本由佳里君) それでは、長嶺委員のご質問にお答えしたいと思います。

1点目の人材育成プロジェクトを令和4年度どのように進めていくのかにつきましては、当該プロジェクトは令和3年度からの継続事業であります。令和4年度からロードマップに基づき、本格的に進めてまいります。具体的には小中学校教員の相互のリレーを進め、学力の基礎力を高めるためのリーディングスキルテストの実施や、コミュニティ・スクール化としての学校運営協議会の設置などのソフト事業に取り組むとともに、本郷小中学校の義務教育学校化に向けた施設整備などのハード事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の私立の認定こども園との連携につきましては、これまでもこども園から小学校への円滑な接続を目指したスタートカリキュラムの実施や、美里っ子育成のための、園小中連携プログラムの実践により連携を図ってまいりましたが、今後も情報の共有化や交流事業の推進などによって、より一層連携を密にした取組を図ってまいります。

以上です。

○委員長(星 次君) 6番、長嶺一也委員。

○6番(長嶺一也君) ①のプロジェクトの進め方につきましてですが、学校運営の協議会、リーディングスキルテストの実施時期、学校運営協議会の設置時期、あとリーディングスキルテストにつきましてはその分析とあると思うのですけれども、時系列にタイムスケジュールをお伺いします。

2番目なのですが、こども園に対して事業をどのように理解してもらって、本郷、新鶴と同じように進めていくのか。このようなこども園運営をしている中で、町の方針に協力してもらえるかちょっと疑問を感じておるのですが、見解をお尋ねします。

○委員長(星 次君) 答弁、教育長。

○教育長(歌川哲由君) お答えをさせていただきます。



まず、1点目のプロジェクトの今年度のタイムスケジュールについてでございますけれども、まず年度当初より小中学校教員の相互乗り入れができるように、現在兼務の申請が必要な教員について、校長から教育委員会に申請をするように伝えているところであります。加えまして、学校運営協議会も年度当初から設置できるように、現在委員の推薦、意見を校長から求めているところでございます。

それから、リーディングスキルテストの実施時期につきましては、現在分析とその後の活用等を考えまして、1学期中の実施を想定して進めているところでございます。

2点目の私立の認定こども園の件につきましては、現在全国的に幼児教育の質の向上、これが叫ばれておりまして、国においても様々な審議会、検討委員会等で議論されているところであります。当町においても、高田地区においては公立のこども園がないため、幼児教育の充実という観点からは、私立であってもある程度子どもと教育の理念を共通に持ちながら実践をしていく必要があるというふうに考えております。そのため、プロジェクトの中では幼児期からの非認知能力の育成等を中心にしながら、町が定めております美里っ子育成のための園小中連携プログラム、これを各園においても十分理解の上実施していただけるようお願いをしながら、そして私も含めて時々参観をさせていただきながら、園長をはじめとする教職員と懇談を重ね、共通実践ができるよう進めてまいる考えでございます。

○委員長（星 次君） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時08分）

---

再 開 （午前10時11分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

6番、長嶺一也委員。

○6番（長嶺一也君） まず、①の部分につきまして改めて質問いたします。

学力向上につきましてなのですが、教育事業の成果はすぐには現れず、成果が現れてくるのは数年後となるのがほとんどだと考えております。本事業の事業評価の指標をどのように考え、事業の成果についてどのようになることを目標としているのかお聞きいたします。

②についてでございますが、高田、本郷、新鶴各地区なのですけれども、高田につきましては、こども園につきましては私立、本郷につきましては公立ということなのですが、格差を生じさせないような方策をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

○教育長（歌川哲由君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目のプロジェクト全体に係る指標の設定等のご質問につきましてであります。これについてはプロジェクトそのものが様々な細かな施策から成っておりますので、その施策それぞれに指標を設けていく必要があろうかというふうに思っております。なお、委員ご指摘のとおり、教育の成

果をすぐに数字で表していくことは非常に困難なことと考えておりますので、例えば保護者あるいは児童生徒等も含めたアンケートであるなり、様々な学校評価などと絡めながら推しはかっていく必要があるかというふうに考えております。もちろん数字で表せるものについては、数字でも表していく考えでございます。

2つ目の私立と、それから公立のこども園の格差解消というふうなお話でございましたが、教育の方針、内容につきましては当然個々の園に任されている部分が非常に大きいかというふうに思っております。特に私立については、その理念の下に園の経営をされているというふうに考えておりますので、私どもは強力に介入することは差し控えるべきというふうに考えております。なお、先ほどの答弁でも申し上げましたが、町として町の子供の育成に関わる部分としてこれだけは共通してやっていきたいというものは、これは断固進めていくというふうに私は考えておりますので、繰り返しになりますが、美里っ子育成のための園小中連携プログラムなどを基にある程度小学校入学時まで育てたい姿などを共有しながら、共通の教育実践を進めていければすばらしい幼児教育が実現できるものと考えております。

○委員長（星 次君） これで長嶺一也委員の質問は終わりました。

次に、同じく「教育研究事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） それでは、教育研究事業のことについて質問いたします。

令和4年度の取組の中において、読解力向上を図るためとしてのリーディングスキルテストの内容と、対象として中学校1、2年生、そして全教職員としたことについて説明を求めたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、根本委員のご質問にお答えいたします。

リーディングスキルテストの内容につきましては、人材育成プロジェクトで取り組む基礎的、汎用的読解力の育成のために実施するものでありまして、背景には子供たちの読解力不足が挙げられ、リーディングスキルテストは子供たちの読解力の実態を調査するものです。リーディングスキルテストは、人が文章を読む際の文節に正しく区切る、誰が、何を、どうしたのような構造を正しく認識する、常識や知識から推論して未知の用語の意味を位置づけるなどの読解に必要な力を7つの問題タイプで多面的にはかることで、原因となる学習スキルの習得不足や基礎的な知識の欠落といった読解力の実態を把握するものです。対象者の設定につきましては、リーディングスキルテストの内容が小学校6年生までの学習内容を含むものであることと、中学3年生はその後の追跡調査ができなくなることから、中学1、2年生を対象としております。あわせて、教職員につきましてはリーディングスキルテストの概要と重要性を理解し、読解力を意識しながら以降の授業に生かしていくよう全教員に体験してもらうこととしております。

以上です。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 再質問させていただきます。

このことについては、私どもも教育委員会のほうから資料を頂いて、十分に説明していただく機会がありました。でも、なかなか読めば読むほど分からないところも出てきますし、いわゆる追跡調査をした知見に基づいての成果をそのまま受けているというような印象もあります。確かに有意義なテストなのだろうというところは理解できるにしても、この追跡調査、説明ですと1、2年生で中学生の時代の中で追跡ができるというように受け止めましたけれども、これは中学校だけで追跡して、それで終わってしまうにはいかなものかなというふうなところもあります。これが何らかの手法で一定程度の年齢までは追跡できるようなことになるのか。私は、それでもって初めてここで取り組んだ成果あるいは検証がしっかりできていくのかなというふうに思うところでございますので、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問でございますけれども、リーディングスキルそのものは先ほどの課長答弁にもありましたとおり、小学校6年生程度までの学習の知見がないと受けられないということで、この主催者も対象を小学校6年以上というふうにしております。したがって、そのもの、年齢の人達が対象というふうになるということで、先ほど別の委員のご質問にお答えしたとおり、1学期の実施を想定しておりますので、6年生の1学期に6年生に実施することは難しいということで、中学校1、2年生を対象としたいというふうに考えているところであります。加えまして、その後の追跡調査という部分でございますが、実は今まで20万人以上が受けているこのテストの分析の結果、中学生以降はあまり基礎的、汎用的読解力の伸びが普通の学習をしている段階では見られないというふうな結果が出ております。なので、私どもの町でも1年生、2年生と追跡は一応させていただきたいわけですが、実際にどういう教育をすればどの程度伸びるのかという検証も含めて、当初は中学1年生、2年生、3年生ぐらいまでの追跡をさせていただきたいというふうに考えております。しかし、実際に教育の効果は小学校6年生までの間にどのような教育をするかというのがその後の読解力の育成に大きく関わってくるというふうな検証結果も出ておりますので、中学生の結果を中学生の変容調査だけではなくて、その知見、得られた分析結果を小学生やもっと小さい子供の教育にどう生かしていけるか、そういうところにも焦点を当てながら幼少期からの読解力の育成にもこの分析結果を充てていきたいというふうに考えているところであります。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 再度お尋ねします。

分かりました。なるほどなと思うところもございます。基礎的、汎用的読解力で6つの観点から能力を測定しますという説明にもなっております。実際の模擬テスト的なこの用紙、私もやってみましたけれども、これを小学生が取り組む、あるいは中学生が取り組む、なかなか簡単そうで難しい面もあるなというふうに思いながら、最後の7番目までやってみましたけれども、これによって一定程度

の能力を推しはかれるとして、それをもって次の段階、個々のサポートになっていくのか、あるいは全体でのサポートでこれは取り組める内容になるのか、最後にその点だけお伺いしておきたいと思えます。

○委員長（星 次君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

○教育長（歌川哲由君） ただいまの活用に関するご質問でございますけれども、私はこれは今委員ご指摘のものを両面から取り組んでいく必要があるだろうというふうに思っております。当然検査結果も、テスト結果も、個々人の結果も出ますし、それから集団としての結果も出てまいります。その分析から、私はまず集団としての結果から全体的な何か陥没点があれば、そこを注視して補強するような対策を考えていかなければならないというふうに思っておりますし、それから個人的に大きな特徴があって、非常にできるところとできないところがあった場合には、できなかった領域を補強するような対策も考えていかなければならないというふうに思っておりますが、ただこれにつきましては全国的にも始まってまだ5年とか数年しかたっていないテストでありますから、対応が非常に難しくなっておりまして、主催者側におきまして、ではこの陥没点を補強するためにどうしていったらいいのかというのはまだ手探りの状況であります。ですから、そういう先行の知見も活用しながら、私どもも検査結果を有効活用できるように授業等で様々な方策を模索しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

事業名「小学校管理運営事業」について、11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） それでは、小学校管理運営事業についてお伺いいたします。

児童の安全な学習の場として、小学校施設の維持管理及び設備の修繕を行い、教育環境の充実、改善を図る。令和4年度は、学校設備の保守委託、施設管理に係る修繕工事を実施するとありますけれども、保守委託、修繕工事の詳細、またP T A連合会からの要望に対してどのように反映したのかをお伺いいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、堤委員のご質問にお答えしたいと思います。

学校設備の保守委託の主なものにつきましては、エアコンや暖房の空調設備保守委託、自家用電気工作物点検保守委託、プール循環装置保守委託、エレベーター点検保守委託、消防設備点検業務等を計上しております。

次に、施設管理に係る修繕の主なものにつきましては、高田小学校におきましては防火シャッター修繕、校舎東側外階段修繕等、宮川小学校は防火シャッター修繕、屋内消火栓設備修繕、本郷小学校はカーテンレール、網戸修繕、新鶴小学校は体育館裏フェンス撤去等を予定しております。工事請負につきましては、高田小学校は正面玄関防水及び軒天塗装工事、宮川小学校と本郷小学校は暖房機器改修工事を予定しております。また、P T A連合会からの要望に対しましては、小学校環境整備に関

する要望が2件出されており、うち1件については令和3年度予算で対応いたしました。要望書の提出が1月だったこともあり、令和4年度の当初予算には反映できておりませんが、残り1件につきましては大規模な改修工事に係る要望であるため、個別計画とともに全体の優先順位により検討してまいります。

以上です。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） それでは、令和4年度のこの予算の中では、PTA連合会から上がってきた要望に対しての対応はできないという解釈ですか。1月に上がってきているということは、それは予算に間に合わないの、それに対しての対応はできませんという答弁でよろしいのですね。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほどの答弁で申し上げましたが、PTA連合会から出されたものが2件ございました。1件につきましては、今年度予算で既に対応しております。ただ、もう一件につきましては令和4年度の当初予算には反映できておりませんということで、全体の優先順位によりまして次年度以降計画してまいりたいと思っております。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） 令和3年度予算で対応したのが1件あったと。これは、令和3年度の連合PTAからの要望で行った工事なのか、それともそれについては令和2年度の要望の物件、それに対してのことなのかについてちょっとお伺いしたいのですけれども、あとそれで毎年PTA連合会からの要望書が1月に上がってくるので、予算に反映できませんということを毎年述べているのです。これ、以前は我々総務厚生常任委員会でやったときに、PTA連合会のほうと意見交換会をやったのです、五、六年前に。そのときには、当然そういった形で遅いので、翌年の予算には反映されていませんのでという話だったので、その後は8月、9月の段階で要望書を出して、次年度の予算に組み入れてやっていただくような体制を整えていたはずなのです。ただ、ここの例年1月になって出てきています、1月の要望なので対応できませんという答弁をずっとなさっているのです。これ、だったら次年度の予算にこれは間に合うようにするのであればいついつまで出してくださいねということをやはり言うべきではないですか。出てこないから、私たちはやりませんよという話ではないと思うのです。それをお願いします。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご質問でございますが、今年度対応いたしました1件につきましては今年度の修繕費として持っておりました予算の中で、残予算の中で対応したものでございます。

毎年1月に要望書を提出している所以对応できないという答弁を繰り返しているということで今委員のお話でしたが、今年度は1月に提出されました。昨年度は12月でしたっけ、その前は11月

あるいは10月とか、確かに委員おっしゃるとおり予算計上に間に合うような形で提出していただいております。昨年度と今年度につきましては、コロナ禍のため、PTAの集まり等ができていないということで、こちらとしても町PTA連合会の事務局校のほうには再三要望書の件についてもお話はしていましたが、PTAのほうの会議が持たれなかったために遅かったというふうに聞いております。来年度以降、早く提出していただくように話をしていきたいと思っております。

○委員長（星 次君） これで、堤信也委員の質問は終わりました。

次に、事業名「小学校ICT教育環境整備事業」について、7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） 小学校ICT教育環境整備事業についてお伺いいたします。

タブレット端末及び電子黒板の運用保守の実施とありますが、その内容を伺います。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） タブレット端末及び電子黒板の運用保守につきましては、学校での使用時における動作不具合があった場合のトラブル対処保守、定期的なプログラム更新による運用保守を予定しております。さらに、タブレット端末については教員の異動、児童の入学、進級に伴う年次更新作業として、ユーザー登録等に係る運用保守、アプリ、ソフトウェアの追加設定を予定しております。電子黒板を含むICT機器の運用保守を行い、授業での使用に支障がないよう実施してまいります。

以上です。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、主にソフトウェア関係の入替えであったり、様々なそういったところの保守なのかなと推察しますが、ちなみに今タブレットを使用している上で、電子黒板もそうですけれども、早いところであれば導入してもう3年、4年近く多分、3年くらいになるのですか、電子黒板なんかは。そうしますと、その保守、不具合というのですか、機械系のトラブル、またタブレット等の例えば子供たちが使っている最中に壊してしまったとか、そういったところの保守というものは今のところはないと理解してよろしいですか。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご質問でございますが、電子黒板等の故障ですとか、そういった不具合についてでございますが、今のところ導入以来、電子黒板につきましては特に故障ですとか、大きなトラブルはありません。また、児童生徒のタブレットにつきましても、今のところ子供たちが例えば壊してしまったとか、何か破損してしまったというようなことは起きてはおりません。

○委員長（星 次君） これで村松尚委員の質問は終わりました。

次に、同じく「小学校ICT教育環境整備事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） それでは、小学校ICT教育環境整備事業のことについて質問いたします。

コロナ禍第6波のさなかにあつて、小中学校における学級閉鎖や閉校措置が取られていることで必要性を実感するオンライン活用について、令和4年度の目途はあるのか、またICT支援員の充実は図られるのか伺いたと思います。

○委員長（星次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの根本委員のご質問にお答えしたいと思います。

タブレット端末のオンライン活用につきましては、臨時休業等の措置に対して有効であることから、令和4年度においてもオンライン授業の実施や、デジタル教材を導入してICT機器を有効に活用しながら学びの保障に努めてまいります。また、ICT支援員の充実についてであります。令和3年度の小学校への訪問回数は2人体制で66回でありましたが、令和4年度は1人体制で164回とし、より効果的な学習支援に努め、ICT機器を活用した授業を進めるとともに充実した授業支援を実施してまいります。あわせて、学習サポーターの活用により、学校におけるさらなるICT支援の充実を進めてまいります。

以上です。

○委員長（星次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） まず、オンラインの活用ですけれども、基本的にやっていくのだと。今年度やってきているような話と受け止めましたけれども、十分にそれは活用されたという認識なのか。まだまだ緒に就いている段階で、これからいろいろ改善して、スムーズな取組にしていくのだということなのか、その辺がはっきりしないので、私は4年度の目途はあるのか、今までやっているとは思っていませんでしたので、調査不足で申し訳なかったですが、4年度はそれは常時必要に応じてもう使っていけるのだということなのかを伺いたい。

それから次に、ICTの支援員ですけれども、今年度は2人体制と、4年度は1人体制で、百四十数回で充実を図っていくってどういうことなのか、私にはちょっと理解できない部分がありますので、もう少し分かりやすく説明いただけませんか。どういうことが充実になっているのかを言っているのか、お願いします。

○委員長（星次君） 教育長、歌川哲由君。

○教育長（歌川哲由君） 今のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のオンラインでの活用等についてでございますが、まず全ての学校でやっているのかというところではございませんで、現在オンラインでの、これは2つありまして、校内でのオンラインの授業、それから家庭への持ち帰りによるオンラインの授業とございますが、この2つを考えておりますけれども、学校内では3校ほど実際にオンラインによる授業、教室を分けて、コロナ対策で子供の数を少なくしながら、一方ではオンラインで授業を受けていただくような取組を試験的にやっているところもございます。それから、持ち帰りにつきましては、一応全ての学校で自宅への持ち帰り、通信テスト等を進めておりますけれども、ご家庭によってはICTを活用するに当たって家庭でのW

i-Fi環境等の整備に否定的なお考えを持っていらっしゃるご家庭もございます。これは、各学校によって数件ずつありまして、これにつきましてはなかなかご理解がいただけないので、すぐにオンラインでの授業が家庭でできる環境をつくっているのは難しいかというふうに思いますので、そういうご家庭については別に例えば紙媒体の学習教材を活用するなど、別な手だてが必要になってくるものと考えております。なお、現在家庭でオンラインで授業を配信してということはなかなか難しい状況でありまして、今般のコロナ対策においても学校の臨時休業や学級閉鎖が決まるのが大体夕方から夜という子供たちが下校してからの対応が必要になってきますので、持ち帰っていないまま活用できないという状況が続いておりました。したがって、今年度は一応目標としましては、普通に学校からタブレットをできるだけ多く持ち帰って、そういう不測の事態においても家庭で使えるような状況を生み出していけるよう努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

それから、2点目のICT支援員につきましてですが、これは委託している業者のほうの都合もございまして、昨年度までは2人体制で1台の車で各学校を回っているような状況で活用しておりました。今回1人体制としましたのは、実際日常的に例えば教員が授業、教育業務に当たりながら、支援員が2名参っても十分に活用できる場合と、あるいは空き時間等で教員があまり職員室等いなくて、十分に活用できないような場面も想定されます。ですから、そういう部分では持て余すことないように、1人の方を数多く活用したほうが機能的でもあるというふうな見解の下、今回こういうふうな措置を民間業者と相談しながら進めてまいることにしたわけでございます。せっかくの重要な機会ですから、ぜひ十分な活用が図れるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 大変具体的で現場の姿がうかがい知れるような説明でありました。まず、感謝したいと思います。課題がいろいろあるなということも見えてきました。ですから、外から見てどうしてやらないのだろうとか、やっているのだろうかと、どのぐらい取り組む意欲があるのだろうかという、ただ単に外から見ただけの印象的な勝手な思いというところがありましたけれども、現場での課題、いろいろご苦労がうかがい知れましたので、理解は相当進んでおります。感謝したいと思いますけれども、そうはいつでもいづれにしてもこれはやっぱり今後のことを考えても、これでコロナはまず心配ないのですよという状況はまだまだ先の話だというふうに私は認識しております。専門家はまず5年は続くだろうと当初言われていました。まさにそこに今入ってきているかと思えます。ですから、このオンライン活用はもう即応体制でしっかりやれるということの備えはしておくべきだろうというふうに思います。その点だけ1点目は伺っておきたいと思えます。

2点目ですけれども、これも分かりました。なるほどなというふうに思うところあります。当然スキルも上がってきていまいしょうし、子供たちにしろ、先生方にしろ、日常、それこそ平常的に使っていることなので、スキルは当然上がってきているので、支援の本当に必要な部分というのはだんだん、だんだん高度なものになっていくのかなというふうに想像しますけれども、現場でそういう判断して



のことなのだということでしたので、これで終わります。

1点目だけお伺いしておきます。

○委員長（星 次君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

○教育長（歌川哲由君） オンラインでの活用につきましては、委員ご指摘のとおり、今後も現在のコロナ禍が繰り返されるというふうなことも想定しなくてはならないと思いますし、一方コロナ禍がなくても文科省が言っているとおり、やはり対面的な授業とオンラインでの授業とのベストミックスといえますか、やっぱりこの調和が必要になってくるというふうに考えております。それぞれの利点をよく評価しながら、オンラインでの授業であったり、あるいはタブレット端末による学習が効果的なものについては今後とも強力に進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、事業名「中学校管理運営事業」について、11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） では、中学校管理運営事業についてお伺いいたします。

生徒の安全な学習の場として、中学校施設の維持管理及び設備の修繕、改修を行い、教育環境の充実、改善を図る。令和4年度は、地域と共にある学校づくりと幼小中教育の連携による次代を担う人材プロジェクトとして、学校設備の保守委託、施設管理に係る修繕工事を実施するとありますが、保守委託、修繕工事の詳細、またPTA連合会からの要望に対してどのように反映したのかをお伺いいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、堤委員のご質問にお答えしたいと思います。

学校設備の保守委託の主なものにつきましては、エアコンや暖房の空調設備保守委託、自家用電気工作物点検保守委託、プール循環装置保守委託、エレベーター点検保守委託、消防設備点検業務等を計上しております。次に、施設管理に係る修繕の主なものにつきましては、高田中学校においてはテニスコートラインテープ張り替え修繕、プール循環ろ過装置修繕、本郷中学校は体育館外壁修繕、新鶴中学校は屋上オイルポンプ庫、屋根修繕等を予定しております。請負工事につきましては、高田中学校は女子トイレ洋式化改修工事、本郷中学校はポンプ室改修工事、自動火災報知設備改修工事を予定しております。また、PTA連合会からの要望に対しましては、中学校環境整備に関する要望が4件出されておりますが、先ほども申し上げましたが、要望書の提出が1月だったこともあり、令和4年度の当初予算には反映できておりません。また、大規模な改修工事に係る要望がほとんどであるため、個別計画とともに全体の優先順位により検討してまいります。

以上です。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） ありがとうございます。まず、先ほども申し上げましたように、4件あって、そのうち当然何も手つかずのままになってしまうのか、それともこの4年度の予算の範囲内で、

例えば修繕なり優先順位をつけてそういった部分に対応できる部分があるのか、そういう面で連合会のほうに対しても1月に要望書が来たにしてもそれなりの答えは出して、答弁はしているのかと思いますけれども、その辺についての詳細ちょっと分かれば教えていただけますか。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） 今ほどの町PTA連合会から出されております4件につきましては、例えば高田中学校の防球ネットとか、校庭の水道の設置ですとか、あと新鶴中学校の校庭の暗渠整備、あとは机、椅子等の整備ということになってございますが、いずれにしても修繕工事の規模が大規模な改修工事になるような要望がほとんどでございますので、先ほども申し上げましたとおり、ほかにも全体的には大規模な改修工事が以前から上げられているものもございまして、そういったものと併せまして全体的に優先順位を検討しまして、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（星 次君） では、11番、堤信也委員、もう一度。

○11番（堤 信也君） 1月に要望書を頂いて、それに対して答弁書か何か出しているわけでしょう、学校に。その後の詳細はどういった形で出したのかということで聞いたのです。今の答弁は、要望書の工事の内容しか返ってきていないのです。分かります、言っていること。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） 大変失礼いたしました。要望書についての回答書につきましては、もう既にPTA連合会のほうに出しております。内容につきましては、先ほど申し上げましたとおりの内容でございます。

以上です。

○委員長（星 次君） これで、堤信也委員の質問は終わりました。

次に、事業名「中学校ICT教育環境整備事業」について、7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） それでは、中学校ICT教育環境整備事業についてお伺いいたします。

タブレット端末及び電子黒板の運用保守の実施とありますが、詳細を伺います。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、村松委員のご質問にお答えしたいと思います。

さきの小学校ICT教育環境整備事業の質問でも答弁させていただいておりますが、タブレット端末及び電子黒板の運用保守につきましては、学校での使用時における動作不具合があった場合のトラブル対応保守、定期的なプログラム更新による運用保守を予定しております。さらに、タブレット端末については教員の異動、生徒の進級に伴う年次更新作業等として、ユーザー登録等に係る運用保守、アプリ、ソフトウェアの追加設定を予定しております。電子黒板を含むICT機器の運用保守を行い、授業での使用に支障がないよう実施してまいります。

以上です。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） 先ほどと大体中身は一緒かなと思うのですけれども、1つご質問させていただきたいのは、アプリの追加であったり、そういったお話が今あったのですけれども、このタブレット対応しているものに関しては子供たちが一度預かったものを卒業するまで継続的にその一台を活用する形なのか、その活用体制のほうをちょっとお伺いさせてください。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） タブレット端末につきましては、小学校で引き続き小学校卒業まで1台、中学校で新たに替わりまして中学校1年から3年まで、卒業までということで、小学校で1回、中学校で1回ということで引き続き使っていただくような設定でございます。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、基本的には最初に1年生の当時に頂いたタブレットをそのまま継続して6年間使用するという多分今の答弁の内容だったかなという感じなのですけれども、その確認と、あとソフトウェアの更新です。そうしますと、例えば専門家であったり、委託業者だったり、そういったところに一度出してアプリの入力をする形なのか、それとも生徒たちが直接タブレットを使用しながら、みんなで学校単位で、学年単位でこういったアプリが、このボタンを押してくださいよと言いながら操作していくのか、その辺だけ最後お伺いいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまのご質問でございますが、まず先ほど申し上げましたとおり、小学校入学時に一旦端末機器を貸与しますと、そのまま6年間卒業までずっと引き続き使っていただくような形になります。

もう一点ございます。アプリについてでございます。ソフトウェアの更新についてでございますが、ソフトウェアにつきましては管理上一括設定ができますので、全員に一括で反映するような形になっております。

○委員長（星 次君） これで、村松尚委員の質問は終わりました。

次に、施策名「生涯学習の充実」、事業名「生涯学習センター施設管理事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 生涯学習センター施設管理事業について質問いたします。

本郷庁舎大規模改修によって、役場支所機能、生涯学習センター機能、老人福祉センター機能、そして災害時に備えた機能を併せ持つ、本郷地域のコミュニティー拠点として整備すると述べております。町民説明会において、求められていた施設の在り方や町の姿勢として、生涯学習のまちづくりについてどのように生かしていくのか、認識を伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課主幹、福田富美代君。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 根本委員のご質問にお答えいたします。

新しく整備いたします本郷生涯学習センターは、地域の子供たちが気軽に立ち寄れる学習コーナー、図書室には子育て世代が利用できるよう読み聞かせなどブックスタートにも対応できる図書キッズコーナーや、事前予約申請なく高齢者世代でも自由に利用できるフリースペースをそれぞれ確保しております。また、これまでの自主的活動に加え、多世代にわたって誰もが気軽に利用していただくことにより、地域の人々が集まる活動の場を充実させながら、地域交流ネットワークを主体的に形成できるよう支援してまいります。事業展開といたしましては、本郷地域の文化活動、交流活動の活性化を促しながら、青少年講座、成人講座を継続的に開催いたします。さらには地域の人材を活用しながら地域の子供たちを育てる地域学校協働活動の場としても活用いたします。本郷の地域の方をはじめ、町民がいつでも誰でも学べるよう生涯学習を推進し、地域交流の拠点として様々な学習活動を支える施設運営に努めてまいります。

以上です。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） では、再質問させていただきます。

説明会において、具体的な指摘あるいは要望、それから問題提起、たくさんございました。それを真摯に生かすことによって、本当に地域にとってなくてはならないコミュニティー施設というふうになっていくと私は思っております。その声を聞く場に町長をはじめ町の幹部が毎度出席して聞いているという姿は誠にすばらしいと、これは本当に評価したいと思います。問題はその後なのです。その声を聞いた後、どういうふうに生かしていくか。今主幹がおっしゃられた内容、すばらしい内容になっております。これは、会津美里町のどこの地域の生涯学習センターでも享受できるようなものにしていかなければならないと。本郷だけなればよいという話ではありません。そういう中で、運営の在り方がまた一つ問題になってくるのかなと思いますけれども、教育振興計画の中に将来的には指定管理も検討するやの文言も入ってきておりますよね。ここに入ってきていますよね。私は、基本的にはこれはあるべきではないと思っているのですけれども、議論の余地はあるにしても、地域の人が大いに関わった運営の在り方でこの生涯学習センターが生き生きとして活用されていくという姿が最高に望ましいことだと思うのです。町長に向かって、ある方が生涯学習のまちづくり宣言しませんかという呼びかけがありました。私は、すばらしい問いかけだと思っております。まさにこれでまちおこしをやっているところもある。ですから、その町のありようは一つ一つの住民の声がどう生かされていくかということにもなっていくしますので、この生涯学習センターの施設管理事業という大きなくくりで今話していますけれども、具体的には町民の声がどれだけ生かされて運用されていくかということだと思うので、その点を再度認識を伺いたいと思います。町長には生涯学習のまちづくり宣言しませんかということについて、あのときは一言もお答えになりませんでした。そのことについても伺っておきたいと思っております。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課主幹、福田富美代君。

○教育文化課主幹（福田富美代君） まず、1点目についてでございますが、今年度何回か町民懇談会等で町で決めました本郷庁舎活用基本計画の説明と併せて、本郷生涯学習センターの整備につきまして町民の多くの声を聞いてまいりました。今回今年度設計を行ったわけなのですけれども、そういったご意見、ご要望、また関係各課の担当との検討を踏まえた結果を反映した設計となったものと考えております。これを令和4年度に整備、工事等を行っていくところなのですけれども、それを踏まえて先ほど将来的には指定管理ということですが、一応現在のところ支所機能、さらにはこれから新しく生涯学習センターを整備していくところなので、現段階のところについては指定管理のほうは考えておりません。

運営についてであります。生涯学習センターとして利用の申請受付等の管理に関しましては生涯学習センターのほうで行っていきたいと考えております。ただ、今現在本郷庁舎でもあるので、そういった維持管理費等の担当のすみ分けについては今後担当課と進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（星 次君） 答弁、町長、杉山純一君。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

生涯学習のまちづくりの拠点の宣言という言葉でございました。非常にこの町にとっても大事な件だというふうに思いますし、かつてこの町でも宣言をしてやっていた時期もあると今聞いております。そういった意味を含めまして、十分検討して進めてまいりたいと思います。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、施策名「地域文化の振興」、事業名「遺跡調査・整備事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） それでは、遺跡調査・整備事業について質問いたします。

令和4年度事業において、向羽黒山城跡調査整備計画の見直しと二曲輪地区の調査整備最終年度で報告書を作成するとしております。現状の課題と内容について伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの根本委員のご質問にお答えしたいと思います。

平成23年度より実施してまいりました向羽黒山城跡調査整備事業は、それまで知られていなかった城の痕跡などが数多く確認され、新たな知見も多数得られました。これらの学術的成果を今後多くの方々に文化財としての価値をどのように認識していただくかが課題となっております。今後の事業展開につきましては、現行計画書の第2期事業は令和4年度が最終年度となり、文化庁よりこれまでの学術的成果について整理し、全体計画を見直すよう指導があったため、関係機関と調整しながら計画の見直しを進めております。また、報告書の作成につきましては、調査整備委員会の意見を踏まえつつ、令和4年度中には第2期事業の事業報告書としてまとめる予定としております。

以上です。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。長きにわたってこの山城跡の調査整備は続けられてきております。限られた財源の中で毎年新たな驚きと感動、それから昔にいぎなうあの状況をやっぱり町民皆さんと共有していかなければならない。ですから、情報提供の広報、それから現場での体感的な説明会、大変重要だと思っております。所管としてのご努力には評価を申し上げたいと思いますけれども、年に1度か、やって2度ぐらいのことですので、その説明会等、これをやっぱりもう少し濃密な提供ができないかなといつも思っております。この点についてはいかがでしょうか。調査整備の最終年度であります。私も現場、3年前になりますけれども、それ以来なかなか行く機会がない。一応これで終わってしまうのかと思うような見え方もしております。そのことは、これからの計画づくりなのでしょうけれども、いずれにしても町民皆さんに対するまず情報提供あるいは現状報告、これはしっかりやっていただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（星 次君） 答弁、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの根本委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、年に1度の説明会の開催ということで、もう少しできないかというようなお話だったかと思うのですが、説明会はその年度の調査事業をしましたその場所について現地説明会ということで開催させていただいております。今後コロナ後においては、何回か、数回実施することも可能かとは思いますが、コロナの状況などをよく検討しながら、また説明会の持ち方等につきましてはこれから計画してまいりたいと思っております。また、例えばですが、公民館事業や本郷生涯学習センターの事業などでも向羽黒山城跡を訪れてみるとか、そういった別な角度での説明のような機会、町民の皆様にご紹介するような機会も設けるなど、そういったことの連携をしながらの事業展開もしてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。マニアックな対象だけでは、私はいけないと思っております。やっぱり町民、皆さんが口の端に上るような誇りのある山城跡の現況と、それから歴史をしっかり認識していただくという取組はもっともってやっていてもいいのではないかなというふうに常々思っております。話それますけれども、天海大僧正のことについてもそうです。もっと濃密な取組をやっていただけたらなというふうに思っています。そこで、最終年度における報告書の作成ですけれども、これはいつ我々の目に見えることになるのでしょうか。

○委員長（星 次君） 答弁、教育文化課長補佐、鵜川晃君。

○教育文化課長補佐（鵜川 晃君） 来年度が最終年度ということで、整備計画の報告書の作成を来年度実施する予定でございます。皆様のほうにいつ手に渡るかということのご質問なのですが、そ

れにつきましては大変申し訳ないのですが、再来年度、令和5年度になるかと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（星次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

以上で、政策名「学びあい未来を拓く人づくり」に関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星次君） 以上で「学びあい未来を拓く人づくり」に関する質問は終了します。

ここで11時25分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時15分）

---

再 開 （午前11時25分）

○委員長（星次君） 再開します。

これより政策名「魅力と個性のある地域づくり」の質疑を行います。

まず、施策名「地域活動の推進」、事業名「地域おこし協力隊事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） それでは、地域おこし協力隊事業について質問いたします。

令和4年度取組としまして、人流創出事業の具体的な内容と新たな隊員募集採用があるのかについて伺いたいと思います。

○委員長（星次君） 答弁、政策財政課長、鈴木國人君。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、人流創出事業につきましては、地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくるということから、重点事業として地域おこし協力隊と移住、定住事業を位置づけてございます。この協力隊の部分でございますが、令和4年度の取組として実施いたします事業につきましては、地域おこし協力隊制度の活用につきまして、持続的に地域おこし協力隊の受入れ態勢を構築するということから、令和3年度では総務省地域力創造アドバイザーとして活躍されております弘前大学大学院の平井教授を講師にお招きし、本町における地域おこし協力隊受入れ態勢の構築検討に取り組んだところであります。この令和3年度での取組を今回人流創出事業として位置づけまして、令和4年度でも継続して実施し、継続した採用につなげていきたいと考えてございます。なお、具体的には町の受入れ担当課、受入れ先やサポーターとなり得る団体と連携をしまして、専門家の意見を取り入れながら町の課題解決と定住、関係人口の創出につながる取組として協力隊の受入れ態勢の構築を進めているということでございます。

また、新たな隊員募集はあるのかということでございますが、現在のところ具体的に決まった内容での隊員募集の予定はございませんが、今後人流創出事業に取り組む中で、地域おこし協力隊との協働で事業を推進したいといった機運を高め、地域おこし協力隊の採用につなげていきたいということ

で考えているところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） この事務事業は地域おこし協力隊ですので、あまり横道にはそれではいけないと思っているのですけれども、この人流創出事業とうたう限りはいろんな間口は広くしていかなければならないと私は思います。定住関係人口の創出という言葉を使っているのですけれども、地域おこし協力隊でこの間口の広さを担う、あるいは関与していくには私は限界があると思っております。過去に先進事例で、関係人口から定住へ結びつけて人口増を図っている成功事例は結構ありますよね。これは具体的に言うまでもなく、ご存じでしょうけれども。そういうところの取組は、本当に提案してもしてもなかなか入っていかなくて、この地域おこし協力隊に注力しているようにしか私には見えていません。この受入れ態勢を構築するために、総務省のアドバイザーになっている平井教授の指導をいただいておりますけれども、そこではどのような指導、この町にとってこうあるのが望ましいとかという具体的には指導もあったかと思っておりますけれども、助言、それをぜひご披瀝いただきたいなど。

それから、後段の隊員募集、採用は具体的にはまだ決めていないというところですが、でも受入れ態勢を構築して、順次計画的に地域おこし協力隊を採用しながら事業を推進していくのだというふうにしては、具体的なことはまだないというのも何かちょっと奇異な印象を受けるのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、平井先生のお話であります、地域おこし協力隊を受け入れるに当たって必要なことはやはり地域でのサポートだと、そういったサポート体制を構築しつつ根差していくというのが一番理想形だということからお話をいただいております、実際のところは、まず庁内の各セクションにおいてそういった課題創出の中からいわゆる協力隊にお願いすべきところがないかどうか、そういったお話を平井先生と共に行いました。その後任意団体、いわゆる関係団体とNPOにお集まりいただきまして、またこれはオンラインでありましたが、先生からお話をさせていただくなりなんなりさせていただきました。その中では、非常にいい制度だから、ぜひ町内に浸透させてほしいというようなお話も参加者の中からはいただいたところでございます。今後平井先生の望ましい受入れ態勢について、1つずつ積み上げてまいりたいという考えでございます。

あと、2点目は具体的にということではございますが、1点目の質問あれだったのでございます。

○12番（根本謙一君） 具体的にないということは、継続的に受入れ態勢をつくってやっていくと言いつつ、具体的に今ないというのはどういうことですかということなんです。

○政策財政課長（鈴木國人君） 失礼しました。それでは、2点目でございますが、今平井先生と共にご教示を賜りながら受入れ態勢整備を進めております。町だけでやっていくのか、いわゆる関係の



人たちと集まって受入れを進めていくのか、それは大きな違いがあると思います。そんなところから、関係の方々だとか、いわゆるそういったNPOの方々も含めまして、町と一緒にあって体制を構築していく必要があろうということから、今まだ具体的にイメージしているというものはございませんけれども、できれば民間主体でそこが稼働していけばいいわけですが、一つ一つ積み上げていくということが必要でありますので、現在そういった形で構築を進めているということでご理解賜りたいと存じます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） そういう考え方なのだなというふうを受け止めたいと思いますけれども、町として過去ここまで事業を展開して積み上げてきた中で、当然町のサポートが大事ですよ、住民のサポートが一番大事ですよ、肝ですよというのは、これはどの関係書物を読んでも明らかに出てくることです。このことは、教授から教わるまでもないことだと私は思っております。また違う目的があって、アドバイザーとして設置して構築していくのだというのかなと思って聞いていましたけれども、だからそういう印象はどうしても受けない。そして、新たな地域おこし協力隊、具体的にはまだないということですから、長いスパンの戦略的な取組として構築していきたいのだ、1つずつ積み上げていきたいって、それも一つのやり方かもしれないけれども、ここまでやってきて何またそんなこと言っているのというのがどうしてもこっちの印象です。これだけの実績とこれだけの活躍、あるいは自立している方もいらっしゃいますよね。そういうのを使ったら、私はまだまだそんなこと言っているのではなくて、私はここでしっかり自前でもできるのではないのというふうな印象を持っています。それだけ皆さんは知見も踏まえていらっしゃるし、経験もしてきているわけですから、どうしてまだまだそんなところにいるのですかというのが印象です。再度ご答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 私申し上げました平井先生につきましては、いわゆる受入れ態勢を構築していくという部分でのお話をさせていただきました。協力隊の人たち、今年度何をするかという部分に関しましては、そういった議論もありますし、今まではテーマを設定させていただいて、そこに応募していただいております。今グリーンクラフトツーリズムもそうではありますが、そういう形でお願いをしてございます。ただ、これも一つ地域課題を見つけて、アプローチをして、募集をかけていくという方法も当然ございますが、もう少し地域課題について、例えばもっともっと提案制もあっていいのではないかとということもありまして、そこは固定せずに考えていきたい。それから、今後話合いの中で、例えば福祉施設の方々から、いわゆる福祉関係の業務でこういうのはどうなのだろうといった場合にはそういった部分で携わっていただく。ほかにも農業関係でありますとか、そういった部分でまず地域の人たちの意向も聞きながら受入れをしていく、そんなことが大事なのだろうということから、今年度は具体的にここに入れるということは決めてございませんが、今後そういった話合いを進めていってテーマを決めるなり、もしくは提案制にするなり、そこら辺はこれから構築して

まいりたいという考えで申し上げたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、施策名「多様な交流と連携の推進」、事業名「移住促進事業」について、11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） それでは、移住促進事業についてお伺ひいたします。

令和4年度は、町内の若者世帯の定住と町外からの移住者に対し、住宅取得等への補助金を交付し、また東京圏から移住する世帯に対し、一定の条件の下移住支援金を交付する。また、本町への新たな人の流れを創出することで、関係人口の創出や移住者の増加を図るため、テレワークニーズに対応したサテライトオフィスを整備する民間事業に対し補助金を交付するとありますが、現在考えられる事業者を含め、具体的な内容、課題についてお伺ひいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、サテライトオフィス等についてでございますが、サテライトオフィスにつきましては一昨年の12月にテレワーク交付金という制度がございまして、そちらで検討を進めていたところでありますが、まず直営でサテライトオフィスをやっていくか、もしくは民間支援でやっていくのか、様々なアプローチの方法がございました。今回改めまして、それがデジタル田園都市国家構想推進交付金ということで、地方創生テレワークタイプという制度が12月にできたところであります。これ、事業内容を簡単に申しますと、自治体で直営する場合につきましては自治体で当然整備をします。整備をしたら、そこに5年後には県外から企業を1社連れてきなさいということでありまして、1社以上ですかね、それを想定しましたところ、美里町で公共施設の整備をして、募集をかけて入れていくということになりますともう先行事例として会津若松市がございまして、違う手法、アプローチの仕方が必要なのかなというふう考えたところでございます。

今回につきましては、そういったところでもうできれば一定程度の産業の中で何か一緒にやっていける人たちとチームを組んでサテライトオフィスを開設していく、それを町民の方々にオープンしていただく、そういうイメージを持って公募をかけました。12月の末にちょっと皆様にお話ししたところでありましたが、そのサテライトオフィスを整備する事業者として1社手が挙がりまして、事業者と具体的な内容でございますけれども、林業、木材業を営む企業でございまして、本郷地域の民間所有の空き事務所を再利用し、セキュリティが保持される個室ブースや、プライバシーを確保した個別ブースのほか、コワーキングスペース等を設け、テレワーク機能を備えた施設の整備を行うということで申請をしてございます。町は、国庫補助金を活用し、施設整備に要する費用の2分の1の額及び企業誘致のためのプロモーション費用を補助するものでございます。

課題といたしましては、企業誘致のプロジェクト推進と企業ニーズへの的確な対応により、利用企業を確保し、適切な稼働率での継続的な施設運営を図ることがございます。また、サテライトオフィスの整備によりまして地域の雇用でありますとか、にぎわいの創出による地域経済の波及効果、関係人口の創出、滞在、移住人口の増加など、地域への好影響につなげていくことが課題かなと思ってお

ります。よって、地域企業とのビジネスマッチングでありますとか、地域住民との交流等を通して地域との良好な関係を築いていく必要があると考えているところでございます。事業者さんからの申請を受けまして、現在国のほうに計画書を提出しているところでありますが、まだこれは決定されておられませんので、今後の進捗によりますけれども、そんなことで個々の事業としては構築したところでございます。

以上であります。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） ありがとうございます。大体分かりました、サテライトオフィス等々の関係については。それで、昨日いみじくも産業振興課長から答弁、商工活性化事業、商店街の利活用云々という話です。その中でも、産業振興課長のほうからサテライトオフィス等々の話も出ました。移住、定住で今そういった形でサテライトオフィスを本郷地区、そういった部分で、それが商店街かどうかというのはまた別問題にしても、今後やっぱりそういった部分で伸ばしていくためには空き店舗であったり、空き家であったりという部分の利活用も当然必要なだろうと。ただ、それが賃貸なのか、買い上げなのかという部分もいろいろ出てくるのでしようけれども、これをやはり今後はどうしても1課だけではなくて、町挙げてね横断的にこれはやっていく必要があるだろうと。昨日も商工会云々の話も出ましたが、商工会と、あと町と行政、いろいろ合体しながら、横の横断的なつながりを持ちながら、おのこの意見を出しながら町を盛り上げていく必要もあるだろうと思うのですけれども、令和4年度についてどの辺までのそういった部分で移住者を考えているのか。まさしくこの中でいくと、東京圏からということであっていますけれども、東京圏だけではなくても地元、県内、近隣の市町村からであったり、そういった部分もあると思うのですけれども、それに対しての移住支援金というのはどういった形で、変動があるのか、差異があるのかという部分について、ちょっと説明いただければと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 実施計画の73番に記載いたしました移住関係の補助金につきまして、これは今までもう継続してやっている部分で、コーディネーターの委託事業でありますとか移住支援金、若者定住のものでありますとか住宅の取組、これを継続して行っていくよということを記載してございました。今回申し上げております田園都市構想につきましては、デジタル田園都市のほうに手を挙げているという部分に関しましては少し大きな事業でございまして、今回我々想定したのは民間事業であります。民間事業の場合は、事業費4,800万と記載ございますが、補助金は4,320万で、事業費の半分でございます。民間がこの施設を開設するには、要は1億から資本を投下するということでございます。現在その事業計画におきましては1億5,000万をかけて改修し、さらにそこにテレワークのオフィスを開設するというものでありまして、少し大きな部分であります。今回そこに民間でありますから、半分程度ですね、半分にもなりません、それを今国のほうに手を挙げているとい

うこととございます。今ほどありました県外からどういった想定をしているのかということとございますが、冒頭申し上げました森林関係の事業でございまして、まずはそこを固め打ちしてございますので、森林関係の事業者さん、一流の大きな会社さんがこちらにおいでになるということは、従業員1人と申しますか、こちらの拠点と申しますか、テレワークをする人ですから、そういった形で想定をございまして、今のところ3社ほど手当てできるかもしれないということとあります。ただ、25年までの成果でありますから、これから変わるかもしれませんが、そこはご了承いただきたいと思っております。

商店街振興との部分であります。またこれは少し商店街、空き店舗を改装して、テレワーク環境を整備していくという事業になってきますと、ちょっと今想定している事業、令和4年度に想定している事業とは少し違ってくるのかなというふうに思っております。それは、商店街活性化でありますとか、そんな中で将来的にいわゆる改修、改造の費用も必要になってまいりますし、そういったことを捉まえながら今後取り組んでいく事業かというふうに考えているところでございます。

○委員長（星 次君） これにて堤信也委員の質問は終わりました。

次に、同じく「移住促進事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 移住促進事業についてお尋ねします。

同僚委員の前段の先行の質問で一定程度分かりました。具体的な内容にも再質問の中で細かく説明されていますので、分かりましたけれども、一応再度お伺いします。令和4年度事業費に国庫支出金4,320万円の内容と事業取組について伺いたいと思っております。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、4,320万円の国庫支出金ということとございますが、内容であります。2種類の国庫補助金がございまして、1つには、今ほどちょっと答弁いたしました、デジタル田園都市国家構想推進交付金2,400万円。この内訳といたしましては、施設整備分で町補助金4,500万円の2分の1の額、2,250万円です。プロジェクト推進分300万円とございまして、これも2分の1の額で150万円となっております。もう一つは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でありまして、デジタル田園都市国家構想推進交付金の補助裏であります町負担分の2,400万円の10分の8、1,920万円が充てられることになっております。結局町の負担は1割となります。4,800万円の事業費に対しまして、結果1割町が負担すると、480万円とございます。この事業の取組につきましては、今ほど堤委員の質問に答弁した内容となりますけれども、民間事業者が本郷地域の民間所有の空き事務所を再利用し、テレワーク機能を備えたサテライトオフィスを整備するという事業でございまして、よろしくお願いたします。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 再質問としましても、ただ国庫支出金があまりにも大きいので、再度確認させていただきたいなと思ったのです。サテライトオフィスを整備するということですので、来年

度申請ということですか。これが採択されると、いつ完成するということになりますのか、分かれば。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） この事業につきましては、昨年12月16日に全員協議会で若干説明をさせていただきました。当初ですと、その説明のときには国のほうで令和3年度の事業としなさいというふうになったもので、もしこの申請が通って、何とか内示受けられれば臨時議会と申しますか、議会開催していただいて、補正予算何とか位置づけてほしいといった中身ではありますが、その後12月20日から1月21日までにいろいろ補助申請者募ったり、1月24日までに国へ提出期限がございましたから、そういった部分を整えまして申請してございまして、その間に国のほうからこれについては3月中に採択されたものについては、採択が4月1日ですかね、内示は多分3月にあったとしても、4月1日交付決定ということになりまして、令和4年度の当初予算に今回組み込んだということでございます。ですので、申請は民間から上がってきていまして、町もそれを中身見まして、国のほうに今出しているというところでございます。それから、実際工期につきましては補助事業であります。交付決定を受けまして着手しまして、年度内完成が基本でありますので、4年度内に完成させるということで考えているところでございます。

以上でございます。採択されればということであります。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、事業名「ネウボラ推進事業」について、7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） それでは、ネウボラ推進事業についてお伺いいたします。

地域の縁結びサポーターと協力しながら出会いの支援や相談を行うと、また民間団体による出会いの場を提供するイベントへの支援とありますが、具体的な内容と目標があれば伺います。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） それではまず、具体的な内容でございますが、地域の縁結びサポーターにつきましては、出会いや結婚を望む独身者への結婚相談や仲介、出会いに関するイベント情報の提供など、縁結びにつながる支援を行うボランティアとして、町に登録していただいた方となっております。現在縁結びサポーターといたしまして、12名の方が活動していらっしゃる。結婚・子育てコンシェルジュと協力して、独身者から出会いに関する相談やお引き合わせ等の出会いのきっかけを提供する活動を行ってございます。これまでの支援を行ってきた中で結婚に結びついたカップルもあり、今後も出会いや結婚を望む独身者への支援や相談を行って、一組でも多くのカップルが成立するよう支援しているところでございます。支援してまいります。

また、民間団体による出会いの場を提供するイベントへの支援につきましては、今年度におきましても独身男女の出会いの場を提供する婚活事業に取り組む町内の民間団体に対し補助金を交付してございまして、令和4年度におきましても引き続きそういった機会を積極的に提供する事業として、民間団体に対しまして、予算の範囲内でございますが、補助金を交付して支援をしていくという考えで

ございます。

また、目標であります。目標につきましては第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、出会いと結婚の支援のKPIといたしまして、婚活事業によるカップル成立数を目標値3件、婚活事業または結婚相談員による結婚成立件数、これを目標値として5件を設定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） ありがとうございます。カップルまでは比較的そういう出会いの場等々でできやすいのかなと思いますが、それから先の部分というのは、これはもう人間同士のお付き合い、人と人のお付き合いですから、これはやはり結婚まで結びつくというのはなかなか大変な事業ではないかなと感じるところではあります。ただ所管として人口減少の一つの要因であるというふうにして捉えているものものでありますし、またカップルの件数3件、KPIの中でもまた結婚件数5件とある程度数字を持った上で、事業を行っている内容でありますので、一人でも多く町内の若い方々にそういった出会いの場を創出していただけるような事業を今後とも、下支えしていただければありがたいなと思います。回答は結構でございます。

○委員長（星 次君） これで村松尚委員の質問は終わりました。

以上で政策名「魅力と個性のある地域づくり」に関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） なしの声がありますので、以上で「魅力と個性のある地域づくり」に関する質問は終了します。

間もなく昼食の時間となりますが、質疑が終了するまで延刻したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） なしという声がございますので、全ての質疑を終了するまで延刻といたします。

ここで次の政策に移りますので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時58分）

---

再 開 （午後 零時00分）

○委員長（星 次君） 再開します。

これより政策名「町民に信頼される行政の推進」の質疑を行います。

まず、施策名「効率的な行政運営」、事業名「職員研修事業」について、11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） それでは、職員研修事業についてお伺いいたします。

令和4年度は、職員研修計画の重点項目である管理監督職及び管理職の養成、育成、職場研修、若手職員の育成に優先的かつ重点的に取り組み、職員の人材育成を推進するとございます。現在まで行われた研修についての効果検証、課題、また令和4年度計画している研修の詳細についてお伺いいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、職員研修事業についてでございますが、令和元年度までの職員研修につきましては主に対面型により実施してきたところでございます。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から研修の中止や延期となる中で、オンライン型の研修方法を積極的に導入してきた経過がございます。今年度は対面型とオンライン型を併用いたしまして、効果的な研修を実施したところでございます。課題につきましては、現在の職員研修計画が単年度の計画であるため、目標の達成が不明確でございました。その研修がやはり受動的な講義型の研修では、それ自体が成果となり、職員の研修に対するモチベーションが低いことが課題として考えてございます。こうした課題を解決するため、令和4年度におきましてはこれまでの単年度の計画を3年間の中期計画に見直すことによりまして、研修目標の明確化と戦略的な研修を実践いたしまして、毎年度計画の評価と見直しを行い、次年度の計画をローリング方式により策定していく考えでございます。新たな令和4年度から令和6年度までの職員研修計画では、重点項目としてまず管理監督職員及び管理職の養成と育成、次に職場研修、次に若手職員の育成の3つを掲げまして、人材育成を推進してまいりたいと考えてございます。

まず、管理監督職及び管理職の養成と育成につきましては、これまで単発での研修ではなく、年間を通した研修カリキュラムによりまして、管理監督職の育成と次期管理監督職の養成を戦略的に行うものでございます。次に、職場研修におきましては、人材育成の基本はOJTということを位置づけまして、各職場におきまして管理職や先輩職員が効果的にOJTを実践するために必要な知識やコミュニケーション能力の習得、さらには向上を目指してまいりたいと考えてございます。もう一点の若手職員の育成につきましては、これにつきましてはより実践的な研修を充実させまして、柔軟な発想力と政策立案能力のスキルアップを目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） ありがとうございます。重点項目の管理監督職から若手職員の育成までということいろいろ説明いただきましたが、期間的にはどういった期間で受けているか、それとも町独自でやっているのか、その辺。あと、講師として呼んでいる業者と申しますか、コンサルタント業者なのかどうか。あとは、基本的に町職員というのはサービス業であろうと私は思うのです。それに関して、民間企業もかなりサービス業に関しての取組をやっているところが多々ございます。そういったところは、研修を受けるあれにはないのかどうかという部分についてちょっとお伺いしたいので

すけれども。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、何点かのご質問でございますが、まず研修の期間でございますが、これまでの課題としてやはり単発だったということでございますので、研修期間については1年を通して年数回程度の研修期間を設けたいと考えております。これにつきましては、主に管理職員の研修について年間を通して数回程度の研修をやりたいと考えてございます。当然OJT、職場につきましても、これは職場において4月から3月まで年間を通してやっていくというような考えでございます。研修の方法でございますが、当然これまで県の自治研修センター等も活用してきましたので、これと併せて来年度はさらに町が個別にそういった業者に委託をしまして、そういったスキル研修を行いまして職員のスキルアップ、さらには人材の育成を図ってまいりたいと考えてございます。あと、民間企業についてでございます。現在もこれまで、主に銀行系ではございますが、そういった場に職員を出しまして、そういった研修を受けているという実績はございます。あと、福祉施設への研修等も行ってまいりました。これにつきましては、ちょっと現在なかなかコロナ禍の状況でありますので、なかなかそういった研修はちょっと厳しいものなのかなと思ってございますが、やはり民間のそういった研修も併せまして、町の人材の育成を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） 大ざっぱに取組方法というのは分かりましたけれども、令和4年度目標としている部分で、こういったところで、例えば管理職のをやってくるとか、若手職員はどういったところで研修させるとか、それは当然自前でやるのはちょっと厳しいと思うのです。その辺について、こういった考えを持っているのか。あとは、人事交流の派遣等々もあるのであれば、その辺についてちょっと教えていただければと思います。最後です。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、研修の方法でございますが、まず先ほどもちょっと若干申し上げましたが、まず1点は福島県の自治研修センターを活用する点が1点でございます。あと、年数回と申しましたが、これにつきましては町に講師を呼びまして、多分これはオンラインでやるということになると思いますが、それについてはそういったスキルのある業者に委託をいたしまして、年間数回程度の研修を行ってまいりたいと考えてございます。あと、もう一つでございますが、人事交流でございますが、現在2名の職員が福島県のほうに交流してございます。1名につきましては本年度末で、3月末で帰町いたしますが、2年の計画でございますので、来年度については県の人事交流ということで1名が行く予定となっております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） これで堤信也委員の質問は終わりました。



次に、同じく職員研修事業について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 私も職員研修事業について伺います。

令和4年度取組において、優先的重点項目を3点挙げております。事業費が前年比16.8%増であることから、これまでとの違いなどを改めて詳細にお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、職員研修事業でございますが、令和4年度におきましてはこれまでの単年度計画を3年間の中期計画に見直すことで、研修目標の明確化と戦略的な研修の実践を目指しまして、毎年度計画の評価及び見直しを行いながら、次年度の計画をローリング方式により策定していく考えでございます。令和4年度から令和6年度までの職員研修計画におきましては、重点項目を管理監督職及び管理職の養成と育成、職場研修、若手職員の育成の3つを掲げまして、人材の育成を推進してまいります。まず、管理監督職及び管理職の育成と養成につきましては、これまで単発の研修だったものを年間を通した研修カリキュラムによりまして、管理監督職の育成と次期管理監督職の養成を戦略的に行うものでございます。また、職場研修におきましては、人材育成の基本はOJTと位置づけまして、職場におきまして管理職や先輩職員が効果的にOJTを実践するために必要な知識やコミュニケーション能力と習得、さらには向上を目指すものでございます。もう一点、若手の職員の育成につきましては、実践型の研修を充実させまして、柔軟な発想力と政策立案能力のスキルアップを目指してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 再質問させていただきます。

私もいろいろなところに研修に行かさせてもらっております。デスクワークを当然中心にやるわけですけれども、私のつたない経験からしてもデスクワークだけで人をつくり上げていくなんていうのはあり得ません。私が思うのは、そこでの人と人との交わり、関わり、あとはネットワークをそこで幾らつくっていくか。自分の研修目的だけではなくて、行政職ですから多岐にわたるわけです。その地域、地域の持っている課題が見ているのもあれば、全く違うのもあるわけです。そういうことも含めてコミュニケーションを取って、いろんなところの知識あるいは情報を持って帰る。それが自分のストックになっていく、引き出しの中にしまわれていくということだと思っております。その積み重ねが課長職を担う管理職の知識を根底で支える知識になっていくと思っております。今課長の説明ですと、研修目的の明確化って、これ聞いていて私びっくりしました。研修目的は実際はあるわけです。はっきりしているわけです。ただ、それだけで帰ってきては駄目ですよということを上司や、あるいは幹部たちが教えてあげなければいけない。そういう関係性の中で、人がつくられていくのだろうというふうに私は思っています。改めてこういう視点で、人材育成を図ってくれと、これはこれで取組いいでしょう。それだけで帰ってきてはもったいないですよということをしっかり教えてあげないと、私

はいけないと思います。それが幹部皆さんの大事な仕事でもあろうかなと思います。その点のご認識を伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確かに根本委員がおっしゃるとおりだと思っております。確かに幹部職員として部下の職員にそういったスキルなり、ノウハウを教えながら、人材を育成していくということが大事と考えてございます。そのために、これまで毎年度管理職に対しても研修を行ってまいりましたが、会津美里町の人材育成基本方針であります「町民の明日を考え行動し 未来を拓く 町職員を目指して」という目標を掲げてございます。これを目標に研修をしてございましたが、その目標だけではなくて、やはり毎年度長期的な新たな項目を立てまして、その目標に向かって研修を行っていききたいということでございます。そういったことで来年度からはそういった項目を立てまして研修を行いまして、人材の育成を図っていききたいと考えてございます。やはりその研修を受ける中であった場合、当然人ととのコミュニケーション、それも大事になってございますので、それはやはり職場内の研修、OJTの中でも強く部課なり各班内でよく話し合いなどをしていききたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） これ3つの重点項目があります。当然これでやっていっていただきたいのですけれども、願わくば当然大勢職員いるわけですから、それぞれ個々に秘めた能力あるいは得意分野、関心を多く持っている部分、それは上司のほうでは当然把握しておられると思っております。そういう持っているものを生かすという意味での人材育成、これもぜひ図っていただきたいなというふうに思うわけです。オールマイティーの人材をつくっていくというのも一つあるかとは思いますが、得意分野をしっかりと発揮していただくという視点も私は大事だと思っております。その点についての認識はどんなふうでしょうか。私、生かされていない職員が多いようにお見受けして仕方ないのです。得意分野をみんな持っていらっしゃるというふうに思うので、お願いしたいと思っております。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、確かに職員に個々能力、スキルいろいろございます。当然その職員一人一人が持った能力を伸ばすことも、この研修の一つだと思っております。ただし、やはり公務員としての基礎的な知識、研修は必要だとは考えてございます。その上で、個々の能力を独自にどう開発するのか、どう伸ばしていくのかというご質問でございますが、今の研修制度の中で、自主的に自分がこういった研修を受けやりたいのだという、自分から企画する研修制度もございます。そういった事業も職員内で通知をいたしまして、活用をしていただきたいなと思っております。さらに、今年度から、これは若手5年目の職員でございますが、新たな研修を始めさせていただきます。この研修につきましては、自分たちが自ら研修を企画いたしまして、研修の後にどういった政策形成なりできるのかと自分が企画いたしまして、それを職員の前で発表していくという

研修も今年から始めました。合計約10名程度の職員が参加していただきましたが、非常にこれについては効果があったものと思っておりますので、これについても引き続きこういった研修も行いながら、職員全体の人材の育成を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、事業名「地域振興事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） では、次、地域振興事業についてお伺いします。

令和4年度取組において、オンライン注文決済システムのニーズ等可能性調査を行うは、どのような地域課題を持つての会津大学との連携なのか、また人材育成もうたっております。詳細を伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、ただいまのご質問でございますが、近年飲食店のテークアウトを利用する機会が増えている中で、町内飲食店ではインターネットでの注文が十分にできる状況にはないのかなというふうに思っております。オンラインによる注文決済システムの仕組みがあれば、利用者側はいつでも注文ができ、決済まで行えるなど、利便性が向上し、飲食店側では正確な注文を受付と売上げ向上が期待されます。このようなシステムに対するニーズが利用者、飲食店側の双方にあるか調査を行うとともに、システム利用による波及効果なども探るため、地元大学と連携し、調査研究を行いたいというものでございます。また、職員の研修であります。令和3年度におきましては新たな取組といたしまして若手職員の企画力と創造力向上のため、講演会やワークショップを開催いたしました。結果、事業立案に対する考え方において、非常に有意義なものとなったようでありました。令和4年度におきましては、研修業務委託により定期的に研修を行い、さらに理解を深め、今後の事業立案や行政運営を担う職員の育成に努めてまいりたいというものでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 再質問します。

前段の部分ですけれども、確かに今次こういうコロナ禍の中で大変重要なインフラにもなっていくのだろうというふうに思いますけれども、これが行政で行って、どういうことを行政としてやれるという想定の上でのことなのか教えていただきたいと思っております。後段の人材育成の部分ですけれども、素晴らしい取組だと思っております。自発的にそういう構想になって、企画をして、自分で発表する、これとてもスキルアップには効果抜群の取組だと思っておりますので、これは強力で進めていくべきだというふうに思います。再度の答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、地域課題とこの地域振興事業におきましては、いわゆる地域

課題についても学官連携でいろいろ行っていきましょうという事業が位置づけられてございます。こういった部分で、いわゆる地元の大学生……令和3年度は会津大学生からいろいろ提案を受けた、MaaSではないのですが、いわゆるデマンド交通を使って会津若松市まで行く場合にどのくらいの時間がある、幾らかかるといような研究をしていただいて、事例発表も行っていただきました。今回につきましては、いわゆる町内飲食店においてそういったニーズが多分あるのだろうという、あれば非常に有効活用できるということから、庁内の関係課と相談いたしまして、そういった事業を地元大学と調査できればということで、今回50万でございますがその中で行いたいと。最終的にそれが物としていいコンテンツとして上がってくれば、町としても行政としてもそれを支援するという事になっていこうかと思えます。

それから、人材育成の取組でございますが、昨年は入ってから3年、それから3年から9年目の若い職員に受講していただきまして、今年度その中から6人の選抜と申しますか、具体的にプランニングを一つつくっていきましょうということで令和4年度実施していきたいと思っておりますし、また同じような研修を行っていくということで、これから具体的ないわゆるイメージを持ちながら事業を構築していく、そんなことを例年そういった若い人たちにやっていただきたいということで、まず2年目ではあります、そんなところで成果を出してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（星次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 後段は分かりました。ぜひ実り多い事業になりますよう期待しております。

前段ですけれども、再度伺いましたけれども、行政でそこまでやって必要性がありますよねと、これは時代的にも当然あったほうが良い仕組みかなというふうには思いますけれども、それが民間で取り入れる場合に行政がどうサポートをできるのかという、これは必要なのだ、必要なのだからどうぞどうぞと言うだけでなっていくものではないと思いますので、その辺のイメージがいまいちちょっと入ってこないの、もう少し分かりやすく教えていただいたらありがたい。

○委員長（星次君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 調査を行いまして、研究をさせていただいて、システム的な部分もございまして、それを今度地元の飲食店の方々、商工会の皆さんに伝えていく必要があると。それは、今回調査研究をさせていただいた後具体的なプランニングに入ってまいりたいというふうに考えております。あくまで令和4年度につきましては、調査とそういった部分を含めた研究をさせていただきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（星次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

次に、施策名「町民参加の推進」、事業名「町民参加推進事業」について、12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 町民参加推進事業について伺います。

令和4年度取組において言っております、ライン等を活用した周知を行い、町民参加のさらなる機

会提供には、令和3年度からでございますけれども、タイムリーな情報発信が肝腎とも考えます。効用とその認知、進捗についての認識を伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 令和3年度に実施しましたパブリックコメントや会計年度任用職員の募集のホームページ閲覧数等々を分析いたしますと、ラインをきっかけに閲覧した割合が約65%でございました。町民参加を推進するツールとして効果があるものと認識しているところであります。町からの情報発信だけではなく、町民が知りたい情報だとか問合せしたい内容などを入力することによって、ホームページを検索することなく瞬時に情報を得ることができるというラインの特徴の一つでもありますので、これについてはさらなる普及が必要かなというふうに考えてございます。認知、進捗であります。現在の登録者数で申しますと約1,100名でありましてまだまだであります。今後は、ラインの利便性を周知しつつ、ラインの活用方法を探りながら登録者数を伸ばしていくというふうに考えているところでございます。そのラインを使いながら、例えばワクチンの予約をしましたり、県内では、またオンラインの申請を行ったりという部分の自治体もございまして、そういったところではやはりライン登録数というのは上がってございます。そんな部分も踏まえながら、今後増やしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 今65%という数字を伺ってびっくりしたのですけれども、ただ登録者数が1,100名、私も登録しましたが、確かに便利で瞬時に入ってきますし、検索で確認もできます。本当に便利だなというふうに思います。これから増員に向かってまた周知啓発されていくのでしょうけれども、これは手取り足取りやっぱりやらないとなかなか初めがとっつきにくいのです。ですから、そのことも踏まえてぜひ取り組んでいただきたい。これはもう有効だというふうに私も認識できましたので、ぜひ応援したいと思っています。再度答弁をお願いします。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） いろいろ創意工夫しながら、いわゆるアクセス数もそうですが、登録をしていただくために、先ほど申し上げましたとおり、例えば町村ではワクチンの予約などもしているということもありますし、ダウンロードしてオンライン申請ができるなんていう自治体もございまして、そこを研究しながら本町のラインの登録者数の増につなげてまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（星 次君） これで根本謙一委員の質問は終わりました。

以上で政策名「町民に信頼される行政の推進」に関する質問は終了しました。質問漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） なしという声がありますので、以上で「町民に信頼される行政の推進」に

関する質問は終了します。

以上で通告された質問は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて延会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） 異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

延 会 （午後 零時30分）

# 予算特別委員会

(第 4 日)

令和4年会津美里町議会（予算特別委員会）

第4日

令和4年3月14日（月）午前10時00分開議

委員長 星 次 君 副委員長 長 嶺 一 也 君

○出席委員（15名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
総務課課長補佐	渡部朋宏君
総務課課長補佐	渡部充君
総務課長	高橋力也君
総務課長	大竹祐介君
総務課長	齋藤優君
政策財政課長	鈴木國人君
政策財政課長補佐	猪俣利幸君



課長補佐 財政政策課	大	竹	淳	志	君
課長 財政政策課	鈴	木	聖	崇	君
課長 財政政策課	川	田	浩	泰	君
課長 財政政策課	國	分	政	和	君
課長 町民税務課	児	島	隆	昌	君
課佐 町民税務課	阿	部	満	枝	君
課佐 町民税務課	後	藤		淳	君
課長 町民税務課	栗	城	嘉	則	君
課長 健康ふくし課	平	山	正	孝	君
課佐 健康ふくし課	宮	下		寛	君
課佐 健康ふくし課	安	部	賢	辰	君
管理者 会計	原		克	彦	君
課長 産業振興課	金	子	吉	弘	君
課佐 産業振興課	小	林	隆	浩	君
課佐 産業振興課	佐	藤	文	彦	君
課長 産業振興課	横	山	美	代子	君
課長 産業振興課	佐	藤	健	太郎	君
課長 産業振興課	鈴	木	俊	幸	君
課長 建設水道課	鈴	木	明	利	君
課佐 建設水道課	加	藤	定	行	君
課佐 建設水道課	酒	井	新	一	君
課長 建設水道課	小	林	正	裕	君
課長 建設水道課	松	本	健	一	君
長 教育課	歌	川	哲	由	君

教育文化課長	松	本	由	佳	里	君
教育文化課主幹	福	田	富	美	代	君
教育文化課 教長補佐	渡	部	雄		二	君
教育文化課 教長補佐	鵜	川			晃	君
教育文化課 学校給食センター所長	馬	場	雄		一	君
教育文化課 教務係長	佐	藤	勝		利	君
教育文化課 子ども教育係長	榎	森	正		典	君
教育文化課 文化係長	梶	原	圭		介	君
教育文化課 宮川生涯学習センター長	田	中			信	君
教育文化課 本郷生涯学習センター長	佐	瀬	博		巳	君
教育文化課 新鶴生涯学習センター長	新	國	一		弥	君
農業委員会 事務局次長	立	川			昇	君
代表監査委員	小	島	隆		一	君

○事務局職員出席者

事務局長	高	木	朋	子	君
総務係長	歌	川	和	仁	君

開 議 (午前10時00分)

○委員長(星 次君) これから本日の会議を開きます。

それでは、予算特別委員会4日目の質疑を行います。

これより予算書による質疑を行います。予算書による質疑は、歳入については一括して質疑をし、歳出については議会費と総務費、次に民生費と衛生費、次に農林水産業費、商工費及び土木費、次に消防費と教育費、最後に災害復旧費、公債費、諸支出金及び予備費の5回に分けて質疑をし、その都度休憩を取り、説明員の入替えをいたします。最後に、歳入歳出全般に関し総括質疑を行います。その質疑が終了後、討論、採決を行います。

なお、本特別委員会ではまずページ数と質問事項を全て通告し、その後質問ごとに一問一答方式で行います。質疑時間の制限はいたしません。質疑、答弁とも簡潔明瞭をお願いいたします。

これより歳入を一括して質疑を受けたいと思います。質疑者は、挙手にてお願いいたします。

12番、根本謙一委員。

○12番(根本謙一君) それでは、私の歳入に対しての質問をさせていただきます。

まず、ページ数申し上げます。3ページの町民税、固定資産税について、それから6ページの地方交付税、3点目が18ページの基金繰入金、4点目が22ページの町債についてでございます。まず、1点目の町民税、固定資産税についてでありますけれども、町長の施政方針の中で一定程度の説明はされております。自主財源である云々の入り方で、新型コロナウイルス感染症の影響により見通しが不透明な状況が続いているものの、その影響は最小限に抑えられている状況にあるというふうに言われております。この要因は、どのように踏まえてのことなのか。固定資産税の軽減措置の終了等の説明もありますけれども、もう少し詳しく頂戴したいと思います、お願いいたします。

○委員長(星 次君) 根本委員に申し上げますが、この予算書の固定資産の何を聞きたいのか、ちょっとその辺もう少しおっしゃらないと町側で分からないのでお願いします。

根本委員。

○12番(根本謙一君) 町長の施政方針の中で説明されていますよね。税収について、町民税。コロナの影響を相当受けて、経済的にダメージを受けているだろうなというふうに基本的には認識を持ちますけれども、でも来年度の予算ではそんなに影響はないという旨の説明になります。だから、それは何を根拠にして、あるいは何を踏まえてそういう判断したのですかということ聞いたのです。固定資産税のことについては、軽減税率がもう終わると。だから、元に戻るから、確かに増額になっています。そのことも含めて、もう少し詳しく……根拠ですよ。そう判断した根拠を教えてくださいませんかということ尋ねています。

○委員長(星 次君) 町民税務課長、児島隆昌君。

○町民税務課長(児島隆昌君) それでは、12番、根本委員の質問にお答えをしたいと思います。町民税と、それから固定資産税の絡みがございますので、一緒になって一応説明をさせていただきたい

と思います。

まず、自主財源である町税の収入については、コロナの影響は実際あるものの、その影響については税のほうに出ていないという判断の根拠は何かということをございますけれども、まず町民税につきましては現状普通徴収と特別徴収がございます。現状本町の場合は特別徴収、いわゆる給与所得者等の収入のほうが多し、納税義務者も多いという現状でございます。その中で、コロナの中ありましたけれども、コロナの場合は令和元年12月に中国で発生して以来、日本では令和2年1月になってその感染者が確認され、2年度の1年間において、当初予算において減額を一応見ていたわけですが、現状収入済額を見てもはるかに超えていたというような現状も踏まえて、所得そのもの自体が大きく影響するということはあまりないというような現状を踏まえまして、まず町民税については、コロナの中ではあるのだけれども、その収入の大きな変動はないというふうに見込んでいます。それから、固定資産税につきましては、施政方針のほうでも話をしておりますけれども、コロナの減免、こちらについては令和3年度の段階では2,000万程度を見込みまして減額をしていると。しかしながら、令和4年度におきましてはその減免がなくなるということで、その分自然増という形で判断をしております。そのような形で積算をしたというところをございます。

○委員長（星 次君） 根本委員。

○12番（根本謙一君） ご丁寧にありがとうございました。そこで、4年度ですから、コロナの影響が3年目に入っています。そういった意味では、この後は必ず影響が出てくるのだろうというふうに普通考えてしまいますけれども、4年度についてはその影響はそんなにないだろうということですが、再確認させてください。これは、5年度、6年度はまたちょっと違って来るかもしれませんが、4年度はそう影響はないのだろうという判断だということでもいいですね。

○委員長（星 次君） 答弁、町民税務課長。

○町民税務課長（児島隆昌君） 再質問のほうについてお答えをしたいと思います。

令和4年度につきましても、現状その影響自体は出ていないという判断でございますが、実際にコロナが収束をしていくという予測の下であったとしても、現状全く出てこないのかと言われればそれはなかなか判断は難しいところではございますが、令和2年度の段階でも減額を見て、令和3年度でも当初予算の減額を見てという状況の中、令和4年度分も減額ということになりますと相当な額を減額して見込むという話になってしまいますし、令和3年度の現状の収入状況を見ますと当初予算よりも少し上回る状況で収入を見込んでいるということですので、令和4年におきましてもそのような形で大きな減額という形にはならないというふうな判断での見積りということになっております。

○委員長（星 次君） 根本委員。

○12番（根本謙一君） では、次、地方交付税に参ります。地方交付税、説明ですと今年度、令和3年度と同額に見ているという説明があったかと思えます。特別交付税については、臨時分が2,500万ですが、そのほかに5,000万ということで49億5,000万の計上額になっております。このことに

については、臨財債絡みもあるのですけれども、同程度に見込めたというその背景をまず改めて教えていただけませんか。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、ただいまの普通交付税の部分であります。令和3年度のいわゆる決算ベースが49億6,000万程度ございます。そこから全国都道府県、財政課長及び市町村担当課長合同会議というのがございまして、そこで地財計画等々の資料も出ているわけでございますが、その中で我が町に置き換えて算定した部分で個別算定経費の合計として約2億1,800万ほど減になると。また、包括算定という部分でも5,200万ほど減になる。合わせまして、2億7,000万程度の減を見込みまして、46億8,900万程度になりましたが、まだ詳細まではチェックできていないという部分もありまして46億5,000万とさせていただいたところでございます。それから、特別交付税であります。特別交付税につきましては地域おこし協力隊の増見込みで約1,300万程度、それから総合行政システムの運用事業関係で250万、あと観光誘客のサイト等で約400万、それから林道整備、それは復興特交であります。林道整備関係で2,700万ほど復興特交に該当するだろうということで、大体プラス5,000万程度で見込んだところでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。地方交付税については終わります。

18ページ、基金繰入金について、財政調整基金繰入金のことですけれども、令和3年度では特別臨時交付金が入ってくるまでの一時のやりくりの中で繰入れているという状態もあったように認識しております。今般来年度予算については、比較しますと2億5,000万近く増になっております。このことについての説明があまりなかったかと思っております。令和3年度のどのようなやり方がここに含まれての計上なのか、もう少し詳しくお願いできればというふうに思います。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 令和3年度につきましても財源調整分、それから人口減少対策分ということで計上させていただいております。決算見込みにおきましては財源調整分は全部繰り入れずに戻せたような状況になりました。人口減少分について、財政調整基金として使用しているというところでございます。そういった部分で、まず令和4年度につきましては財源調整分で2億7,920万、人口減少分が1億7,640万ということで、4億5,560万円ということでございます。今年度につきましても、いわゆる一般財源見ていただければ一般財源が1億9,000万ほど増えております。全体事業費がございまして、一財でリカバリーするという部分で当初計上してございまして、その部分につきましては繰入れで賄うということでもありますので、その内容につきましては冒頭、施政方針ですかね、予算編成の中でお話しさせていただくかもしれませんけれども、デジタル関係の事業で約4億5,000万程度増えておりましたり要因がございまして、そんなことで当面そういった事業を組まさせていただいているということでございます。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 確認ですけれども、令和3年度のような、後ほど交付金で来るから調整の部分で繰り入れるというようなことが、今後特別なことがない限りはこの計上の範囲内でやっていけるだろうという判断だということ踏まえてよろしいですか。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） おっしゃるとおりでございます。これを超えるということは、基本的に今の現状ではないかなというふうに考えてございます。逆に事業費等々確定していきましたら、また繰入れを戻していくというような形になろうかと思えます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） では、次に参ります。22ページの町債の臨時財政対策債のことです。来年度の計上額は9,000万になっております。この背景、当然国の施策によってこういうふうに少額で済むようなことになっているという、簡単に言えば。それは、一定程度私も調べさせてもらって、理解はしているつもりですけれども、発行可能額も含めてこの9,000万の背景をちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 臨時財政対策債につきましては、昨年3億幾らか予算措置させていただいておりますけれども、いろいろ報道等もございましてご存じかと思えますけれども、いわゆる普通交付税は伸びているということで、多分出口ベースでは伸ばすということになっておりましたが、要は臨財債の部分につきましても交付税のほうに振っているというふうに理解してございます。ということなので、美里町としては9,000万がほぼほぼ上限かなという見込みの中で今回組まさせていただきましたということでございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。今までですと発行可能額がありまして、満額は使ってきていなかったというふうに認識しておりますので、今回リスク枠でちょっと調査できなかったのは残念だったのですが、発行可能額の限度想定額ではなくて抑えたのだなというふうに思えたのです。そう判断したことを、この施政方針にもありますように、町税収入にそんな影響はないというような判断の内容になっておりますので、この臨財債の額についても相当抑制してのことなのだというふうに私は踏まえたのです。当然国の対策を見ますと、意外と経済のダメージが受けていないと。大型の補正が組まれていることによって経済を下支えしたのだなど。減額想定以上の上振れの税収があったという説明もされてきておりますから、それによって地方交付税が増えることになって臨財債の発行もぐっと抑えられた。通常の地方債の発行額の3分の2減できるような状況にもなっているということ踏まえた数字のようでございますから、そういう中で本町としてもこの計上はぐっと抑制した

のだなというふうに思ったのですけれども、一応満額の上限に近い数字を想定しての計上だということとでよろしいのですね。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 令和4年度の地方交付税につきましては、国のほうでいわゆる全額地方交付税満額出せないの、臨時財政対策債で補ってくださいという制度でございしますが、昨年、令和3年度の話もございましたけれども、これはマックスで措置をさせていただいておりました。県内調べましても、ほとんどがそんな状況だったので、昨年そんな説明をさせていただいたかと存じま。令和4年度におきましては、要は折半分、臨時財政対策債部分に関しましては国のほうで交付税に振っているのだというふうに、お考えいただければと思います。なので、臨時財政対策債の枠が減少しているということでもあります。そこで、美里町の上限としては、マックスとしてはやはり9,000万程度かということと算出したところでございますので、上限を抑えたと申しますか、理論上使える起債のルールでありますので、その分については昨年も申し上げましたとおり有効に活用させていただくという部分から、9,000万を措置させていただいているということとでございます。国全体として、そういった今回示し方をされているようだと申し上げたいと思います。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 私はずっと10年来ですけれども、このことに関心を持って調査をしてきております。私はなるべく使う必要はないと、後から交付税措置されるものをわざわざ地方債という形でやっている必要はないのではないですか、発行可能額は後年度交付税措置されるわけですから、わざわざ使っている必要はないのではないですか、一つのモラルハザードに向かう必要はないのではないですかということと申してきました。ですから、昨年度は確かに満額って今課長おっしゃいました。その以前は、6割か7割程度で抑えてやってきたということはあるかと思えます。そういう中で余剰金を3億も4億も分捕れるような決算をずっと見てきていけば、何も無理して使っている必要はないでしょうという意味合いで問題提起してきた経緯がございます。ですから、今回もまさか上限値、満額が載っているとは私は思いませんでしたので、お尋ねをいたしました。でも、満額、上限値だという踏まえ方なので、それはそれとして踏まえさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（星 次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） 質疑なしの声がありますので、これをもって歳入の質疑を終了いたします。説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 （午前10時26分）

---

再 開 （午前10時30分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

歳出の質疑を行います。1款議会費、2款総務費の質疑を行います。質疑者は、挙手にてお願いします。

7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） それでは、ページ数が38から39にわたりますが、総務費の1項の総務管理費、9目の電算管理費の中で1点だけお伺いさせていただきます。

12節委託料の中で高速通信網整備委託料と、1億7,180万9,000円今年度予算を計上しておりますが、先日実施計画の中でも若干伺ったデジタル社会をする上での防災スピーカーに対しての設置費用等とかの委託料かなと内容的には考察するのですけれども、この辺の内容を少しお聞かせください。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、この事業につきましては町内の居住エリアを中心といたしまして、そこにWi-Fi網、Wi-Fi環境を整備しようという事業でございます。その事業の中には併せて高齢者等のスマホなり、そういったパソコンに不慣れな方の講習費用も含んでいるという事業でございます。この事業につきましては、国の交付金を活用することを予定してございます。国の交付金でございますが、この事業は本年、年明けにこの事業の内容が国から示されました。1月の中旬に事業の説明があり、その後町は2月中旬頃国のほうへ申請しているという状況でございます。国のほうから、申請したということでございますので、内示なり指令は当然まだこれからということではございますので、国の動向を見てそういった事業について着手をしたいなと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、まだ国からの内示が出ていないという状況でありますので、それいかんによってはできない可能性もあるというふうな考え方をしておいたほうがよろしいのでしょうか。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 国のほうとは1度、オンラインではございますけれども、相談というようなことでさせていただきました。そこで申請書の内容、計画の内容等も1度協議はさせていただいたところでございます。それを受けまして、2月中旬に申請をしたということでございますので、万が一採用が指令なり決定がなされない場合については、事業についても当事業費の約9割を交付金で活用してございますので、事業をちょっと違う事業に振り替えるか、さらには2次募集等をさらに待つかというようなことがございますけれども、この申請が許可が出ない場合についてはそういった一度凍結なりを考えるしかないのかなと思ってございます。

○委員長（星 次君） 2番、大竹惣委員。



○2番(大竹 惣君) 25ページ、2款総務費、1項総務管理費、1節にあります会計年度任用職員報酬について伺います。

この部分には、地域おこし協力隊の報酬が含まれていると存じますが、この2,528万7,000円のうち地域おこし協力隊分の報酬は幾らになるのか。また、地域おこし協力隊の人数とそれぞれの配属先の内訳を伺います。

○委員長(星 次君) 政策財政課長。

○政策財政課長(鈴木國人君) 地域おこし協力隊につきましては2名を予定してございますが、まだ具体的にどういったところに配属するかということでは、新規要望につきましてはこの後いろいろ具体化した中で考えていきたいというふうに考えております。2名につきましては、令和3年度採用しました2名につきましては、有害鳥獣のほうの産業振興課のほうに配属をさせるということで、2名で12か月分ここで想定してございまして、人件費であります。現状の方が大体400万ほど、今の2人の分です。あと、具体的に業務が、これからいろいろ任意団体の方、それからNPOと話をしていきますけれども、具体的に決まった方、これから決めていって予算といたしましては2名6か月を想定してございまして、それは令和4年度の採用分です。そこで約200万ほど計上させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長(星 次君) 大竹惣委員。

○2番(大竹 惣君) 今のお話ですと、地域おこし協力隊の2名を森林環境対策室の鳥獣被害対策班のほうに配属ということだと思っておりますけれども、この鳥獣被害対策班のうち2名を地域おこし協力隊にした理由と、あとその2名の年齢、専門的な知識や経験があるかなどをお伺いいたします。

○委員長(星 次君) 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、お答えさせていただきます。

まず、その資格要件、鳥獣専門員の資格等でございますが、まず募集条件といたしましてそれぞれ麻酔銃の資格がある方、または資格を取得する意思のある方、さらには狩猟免許、わな、猟銃があるわけでございますが、それらを有する方、またその資格を取得する意思のある方ということで、募集要件に条件を付させていただいて審査をさせていただいたということでございます。

〔「年齢」と言う人あり〕

○産業振興課長(金子吉弘君) 大変失礼いたしました。年齢でございますが、26歳と24歳の2人でございます。

〔何事か言う人あり〕

○委員長(星 次君) 産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) 応募につきましては複数人数おりましたが、採用者につきましては2名というふうになってございます。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） すみません。私がもう一つ聞いたかったのが、地域おこし協力隊に鳥獣被害対策班を選んだ理由というところをお聞きしたかったのですけれども、よろしくお願ひいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、今回なぜ協力隊として募集したのかというご質問だと思います。いろいろな募集方法は庁内でも考えました。しかしながら、やはりこの協力隊につきましては全国から多くの方がいらっしゃっております。さらに、当初も一つとして町の職員として採用しようという案もございました。しかしながら、やはりこれではなかなか情報発信力がちょっと低いのではないかと。ましてこの業務につきましては町としても初めての業務、全国的にもあるのかもしれませんが、そんなに数もそういった取組も少ないというところでございます、やはり県内にとどまらず、広く全国のほうから募集したいということがありまして、それでは協力隊というようなことで協力隊で募集しようという経緯になったということでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 9番、渋井清隆委員。

○9番（渋井清隆君） ページ番号27ページ、総務管理費の節の12委託料ですが、弁護士委託料、これ毎年計上されております。そこで、この業務の内容と、また同じ弁護士事務所を頼む想定なのか、取りあえずそれをお聞きします。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 弁護士の委託料でございます。中身につきましては、まず我々職員からの法律的な相談等についてがメインになります。そのほか町民への弁護士の相談ということで、年6回無料相談会を開催してございます。もう一つは、町公益通報制度というのがございまして、その担当弁護士という職務を担っていただいておりますので、以上その3つの業務ということになります。同じ弁護士事務所に委託するのかということでございますが、来年度につきましても同じということで現在考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 渋井清隆委員。

○9番（渋井清隆君） この弁護士さん、事務所は福島ですね。あえて福島から委託業務しなくても、若松だっていっぱいありますよね。なぜ若松では駄目なのですか。理由を教えてください。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 確かに今現在委託しておりますのは、福島にあります弁護士事務所と契約をしてございます。それでは、なぜあの若松にもやらないのかということでございますが、まず合併当初につきましてはこういった弁護士への依頼につきましてはその都度若松の弁護士のほうにお願いをしたという経緯がございます。しかしながら、いろいろな多岐にわたる法律相談等が町にござい

まして、これにつきましては県のほうにも紹介をいただきまして、現在の鈴木法律事務所のほうに紹介をいただき、現在に至っているというようなことでございます。この法律事務所につきましては、いろいろな法務の経験がございまして、町としては適任であると考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 渋井清隆委員。

○9番（渋井清隆君） 先ほど課長が町民の相談ということも言いましたよね、そうすると、町民の人はそこで分からなかった場合はあえて福島まで行かなくてはならなくなるのです。同じ人に聞けばすぐにできる。だから、若松に行って今度新たにやれば相談料また別にかかりますよ。町民からすれば、若松辺りのほうがもっといいと思うのです。ましてや若松辺り、弁護士さんの場合は会長なんかは毎年替わっているわけです、弁護士の持ち回りで。ですから、弁護士さんも行政事務ばかりでなく、むしろ民間の人なんかは行政よりも民事的な要素が多いと思うのです。いろんな相続関係とか。そうしますと、弁護士さんというのは行政より民事なのです。むしろ試験に出るなんかは民法ですから、民法が主体になって出ますよね。ですから、どこも変わらないと思うのです、あえて。ましてやこれ単年度契約ですよ。継続する理由は何もないと思う、私は。もう少しそういうところを考えてみたら、若松にいないわけではないのです。いますよ、結構。そういうところを考慮しながら、私やって悪いとは言いません。もう少し考えて町民のためになるような予算、契約していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、まず今回町が委託しておりますのはあくまでも町の行政的な法律の相談をメインに契約をしております。その一方、町民の方への無料の法律相談会を実施している、年6回ではございますが、当然今委員おっしゃるのは若松のほうが気軽に聞けるのではないかと、近くにいたほうがいいのではないかとというご提案だと思います。そういった考えも確かにあるとは存じております。ただ、やはりこれまでの経過、さらには行政経験なり、そういった業務の内容について現在福島にあるこの鈴木法律事務所のほうに町としては契約を続けたいと考えてございます。ただ、町民からすれば近くの相談、若松のほうが近いのではないかとというご意見だと思いますが、その件については再度ちょっと検討はさせていただきたいと考えてございます。

○委員長（星 次君） 11番、堤信也委員。

○11番（堤 信也君） 3点についてお願いします。

まず、31ページ、財政管理費の入札関連のやつです。あと、37ページ、デマンド交通システム運行事業補助金と、空き家改修、それと若者定住住宅取得支援事業、これ一括でということをお願いしたいです。3点でお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 堤委員、後の部分、もう一回、ちょっと聞きにくかったので。

○11番（堤 信也君） 空き家改修補助金と、若者定住住宅支援事業補助金、住宅取得支援事業補助

金、それについて一括でお願いしたいと思います。よろしいですか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○11番（堤 信也君） まず、1点目の財政管理費、委託料の電子入札システム導入委託料、あと入札参加資格申請受付システム導入委託料について伺います。これについては、理由があったのかどうかもまた別としまして、入札制度の改正を行うと3年度の段階で発信していました。その辺の進捗状況とこれによって4年度はどういった形で入札制度の内容、町独自の方法でいくという話は説明を受けましたけれども、それについてどういった利点があるのか、これを導入することによって。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、電子入札システムの利点というご質問でございます。これにつきましては、今般の町の入札制度を改革の一環として来年度委託業務として予算を計上させていただいたところでございます。まず、電子入札制度の利点といたしましては、まず1点目はこれまで町は入札に関しましては庁舎内で関係する業者を呼びまして、紙による入札を行ってございました。それをインターネット上で行うということでございますので、まずは札を入れる側、業者側にとっては事務所等でも入札ができると、一つのメリットがあると思います。もう一点は、今コロナ禍でございますので、そういった集まる機会、そういう密になる機会がないというのが1つでございます。さらにもう一つでございますが、今般の昨年事件の一端でございましたいわゆる最低制限価格でございます。これにつきましては、この電子入札システムを入れることによって我々職員でも最低制限価格の分からないようなシステムを、ここの中に入れたいと考えてございますので、そういったことがメリットに挙げられるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 堤信也委員。

○11番（堤 信也君） では、なぜ今電子入札システムに移行しようとしているのかについて説明願えますか。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） なぜということですが、先ほどお答えさせていただきましたが、1つは入札制度の改革の一環としてより透明性を確保するということができるだろうということがございます。

○委員長（星 次君） 堤信也委員。

○11番（堤 信也君） これ、他の市町村だったり、県だったり、国だったり、もう既に十何年も前からやっていますよね。それが今なぜなのということで聞いているのです。あれについてはわかりますよ。なぜ今なのですか。もっと以前からそういったのはできなかったのですかということを知りたいのです。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） もう一つ理由でございますが、確かにこのシステムにつきましては国、県等にはもう既に実施してございます。さらに、近隣の若松市等もこういった電子入札システムを導入しております。しかしながら、県内の町村におきましてはまだ導入が実績がないということは確認してございます。その一つの大きな要因といたしまして、やはり今回予算計上させていただきました464万2,000円かかります。そういったことで、やはり導入にかかる経費というのも一つの大きなネックだったと考えております。今般このコロナウイルス関連の交付金というのが、デジタル化というようなこともございまして活用ができるということが分かりましたので、それも一つの要因として今回新たに来年度から取り組むという要因の一つということでございます。

○委員長（星 次君） 堤信也委員。

○11番（堤 信也君） 今年度、3年度から入札制度云々で……4問になっている。

〔「今4つ目です」と言う人あり〕

○11番（堤 信也君） 分かりました。

それでは、次のデマンド交通システム運行事業について伺います。昨年度に比べてかなり予算的に増額になっています。この理由、詳細を教えてくださいと思います。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 今回システム入替えがありまして、その経費を見込んで例年より増えています。そういうことです。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 堤信也委員。

○11番（堤 信也君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、同じ37ページの空き家定住関係の予算額です。おのこの空き家改修だったり、若者定住だったり、住宅支援取得事業補助金等々を予算で上げられていますけれども、どのくらい4年度見込み数というのは何かございましたら教えてくださいと思います。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ほぼ実績に準拠して予算要望しているところでございまして、空き家改修補助金につきましては一応50万の3件分ということで想定してございました。若者定住住宅取得支援事業であります。これは新築住宅のほうで14件、80万の補助、それから中古住宅70万の補助であります。これ3件、210万ということで想定してございました。なお、住宅取得支援事業補助金、こちらのほうは県内からの移住者だとか、県外からの移住者で県加算分がありますから、県内からの移住者で9件、それから県外からということで1件見込んで、1,100万としたところでございます。

○委員長（星 次君） 堤信也委員。

○11番（堤 信也君） ありがとうございます。実績ということですね、今までの。できれば、今後

補正予算でどんどん組めるような形になっていけばいいなと思いますので、最低限数字だけはクリアできるようにだけ頑張っていたきたいなと思います。

以上で終わります。

○委員長（星 次君） 12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 5点お願いします。27ページ、総務管理費、一般管理費で委託料、窓口業務委託料について。2点目、32ページ、財産管理費、7節の報償費、プロポーザル関係です。3点目、33ページの12節普通財産利活用基本計画検討調査委託料。4点目、35ページ、企画費で10節の需用費、印刷製本費について。次、5点目ですけれども、41ページ、諸費、12節の委託料について、一番下の交流ツアー企画等についてです。

それでは、1点目からまいります。27ページの窓口業務委託料についてであります。3年度からしますと700万ほどの増になっております。窓口業務、民間の方々に本当に一生懸命やっていたという印象を持っております。特段私も苦情等は耳にしておりませんが、この増額になった理由と、それから私の耳には届いていませんけれども、いわゆる所管として苦情等も含めてどのような課題認識を持っているのか伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、まず1点目でございますが、予算の増額の理由でございます。まず、1つ目といたしましてやはり人件費の高騰ということがございます。さらに、来年度からさらに窓口業務の内容を少し充実をさせるということで考えてございます。具体的な中身につきましては、本年度途中から始めております、いわゆる指ナビシステムというのを現在町は進めてございます。これは、町民の方が窓口にお越しただいてできるだけ書かない、書かせないというコンセプトの下に一つのタブレットを用いた受付業務ということで本年度から始めてございます。さらに、来年度におきましてはその業務範囲をさらに広げたいと考えてございます。その最初となる受付業務もこの窓口業務の委託の中に含めたいということで考えてございます。

以上でございます。

〔「課題」と言う人あり〕

○総務課長（國分利則君） 失礼いたしました。課題でございますが、まずこちらのほうに所管への苦情等は特にございません。課題としましては、先ほどその増額の理由を申し上げましたが、現在いろいろな業務が多岐にわたって、その制度も複雑化しております。そういった中で、やはり窓口の業務を委託します職員の、これは業者との話し合いになると思うのですが、やはりスキルアップと申しますか、そういった点が課題の一つかなと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） それでは、確認ですけれども、業務が多岐にわたってきていると、内容を充

実らせていくのだということの中で、人数的には特段増やすとか、減らすとか、そういうことは一切なくて、ただ人件費の高騰があって増額なのだということによろしいのですか。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 人数につきましては、現状の人数体制でということでは話を進めてございます。その代わり、やはり先ほど申し上げましたが、業務の内容も追加業務はございます。それに係ります研修だったり、そういうのがございますので、今回の予算ということになったということでございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 財産管理費の報償費で、プロポーザル審査会委員報酬と普通財産利活用検討委員会委員報酬一緒かなとも思われるのですけれども、この内容等に聞いて伺います。多分に一般質問でも答弁いただいておりますように、答弁書を頂いている内容からすると、旧本郷第一小学校跡地利活用に関係したことかなというふうに推察しておりますけれども、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、プロポーザル審査会委員報酬でございますが、これにつきましてはご指摘のとおり、旧本郷第一小学校の跡地に関しての業務でございます。来年度町民を交えたワークショップ等を数回程度開催したいと考えてございますので、ワークショップ等を開催するためのそういった専門業者を選ぶためのプロポーザル審査委員会の報酬ということでございます。普通財産の利活用検討委員会委員報酬でございますが、これにつきましては当然本郷第一小学校跡地も含んでおりますけれども、現在例えば旧高田庁舎跡地とかいろいろ今普通財産が多数ございます。それを方向性なりを検討していただくために、全体的な普通財産の利活用というのを検討いただくための検討委員会ということでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。プロポーザルのほうですけれども、一般質問的なことにならないように控えますけれども、この業者選定の中で発信の仕方、先に専門家から具体的な提案をいただいたほうがイメージしやすいですし、選ぶという中では大変有効な策だとは認識しておりますけれども、特に本町として大きな取組でこの制度を使ったのがこの庁舎建設です。ところが、庁舎建設に至ってはその後のことを見ますといろいろな問題が出てきております。ですから、プロポーザルでやったから全て専門家の知識を使って有効にすばらしいものに向かっていけるのだという思い込みはまたしていけないと思います。この中で町民の方の審査委員会だと思うのですけれども、内容、人数どういうふうに考えているのか伺わせてください。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、内容と人数でございますが、人数につきましては4名程度一般の方から考えてございます。4名を一般の方から募集いたしまして考えたいというところでございます。内容につきましては、プロポーザルの内容でございますが、業者から提案のあった内容をよく検討させていただいて、その中から一番いいだろうということを選んでいただいて、町に提案、提言をしていただくというようなことになると想定してございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） そうしますと、確認ですけれども、プロポーザルは事業内容、整備内容も含めて具体的な提案を受けるといふふうに想像しますと、それで一定程度決まってしまうおそれがなきにしもあらずですね。その後その業者が主導的にファシリテーターの役を担ってワークショップをやる、町民からご意見をいただくということはなかなか厳しい取組になりはしないかという懸念が生じます。ここは、しっかり丁寧に町民の声が十分反映されるように私はすべきだと思います。これ以上は入りません。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 今根本委員のおっしゃることもっともだと思っております。まず、このプロポーザル審査委員会での検討内容でございますが、あくまでも業者を決定することでございますので、事業の中身は当然ありますが、事業の内容も確かに審査項目ありますが、その内容でそのままいくということではございません。あくまでも町は現在の3つの提案を以前いただいております。ですから、その3つのコンセプトをいかに業者が考えるかというのが採点の基準の一つとなると思います。その後来年度町民を交えたワークショップ等がございますので、その中で具体的にどんなふうになるかということになると思います。ただ、基本的な3つの考えが示されてございますので、その理念に従って町民からのいろいろなご意見だったり、ご要望、その中を聞きながらワークショップにおいて積み上げてつくっていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。

次に参ります。33ページです。14節の工事請負費で、34ページに入ってから植栽工事660万というふうに計上されております。これはどこの工事なのか、どのような内容なのか教えていただきたいと思えます。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、工事の場所と内容でございますが、まず場所につきましてはこの庁舎の周辺ということでございます。現在庁舎の東側に町道ができました。その町道と道路と庁舎の間に若干の残地があるというのはご存じかと思っております。今空き地になってございますので、今そこを植栽をして整備をしたいということで考えてございます。



以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。早くやるべきところの一つだったなというふうに私も前から思っておりまして、ただ相当お金もかかるのだなと今聞いてなおびっくりしたのですけれども、植栽の仕方ありますので、どのようなふうにしようとするのか、具体的なことをある程度言っていたくのとやっぱり景観も当然踏まえなければなりません。それから、今後のこの庁舎の南側の広大な空き地、この利活用のことも踏まえて、やっぱり大きなエリアで俯瞰した利活用の中でここの植栽はこうあったほうがいいねという、この目が大事だと思うのですけれども、ぜひそういう視点でやっていただきたいと思っておりますけれども、再度の答弁をお願いします。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） それでは、具体的にどのようにということでございますが、やはり相当あそこの距離といいますか、面積がございますので、考えてございますのはやはり植栽を、木ですか、考えてございます。ただこれもあまり高くない、いわゆる低木を考えてございます。さらに、地面には芝と申しますか、こういった地面を覆うようなものも考えてございます。管理がしやすいということで現在考えてございます。当然冬期間は除雪のことも考えなくてはいけませんので、その辺も考慮しながら植栽を行いたいと考えてございます。今後の南側も含めたというような計画ということでございますが、先ほどちょっと質問の中で答弁させていただきましたが、来年度普通財産の検討委員会ということも立ち上げたいということで考えてございます。その中で、今現在この庁舎の南側の跡地、広大な面積がございます。その検討も含めて、その中で検討したいなということで考えてございますので、今回のこの庁舎の植栽がそこまで関係するのかなというのはなかなか難しいことがございますが、できればそういった意見も踏まえながら整備は図りたいとは考えてございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） より理解が進みました。再度申し上げますけれども、ここは山から直接風が下ろしてくる大変厳しいところですから、冬期間のことをまず踏まえながらのいろいろなことをやらないと。今植栽、低木という話もありましたけれども、除雪で壊すことのないように、やっぱりそこまで考えなければならぬ整備の仕方であろうかと思っておりますけれども、その点再度お願いします。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 当然現在の冬の状況も考慮して、計画を進めたいと考えてございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 次に参ります。35ページで企画費の10節需用費、印刷製本費ですけれども、これ分かりやすい予算書を作る計上額かなというふうに踏まえての質問ですけれども、これ大変内容は充実しているということは評価したいと思います。私は、ここに日々の行政情報も併せて充実させ

たほうがいいのではないですかと過去何度か提案してきた経緯がございます。財政情報が大変詳しく載っております。ただ、専門家でないと、ある程度勉強した人ではないとなかなか理解しづらい。ここまで載せなくてもいいのではないかなという内容も私はあると思っています。無駄だとは思っていませんけれども、そういうことも大事ですけれども、ここに至っては行政情報もぜひ載せていって、内容を充実させる方向にいきませんかということで4年度取り組めないか、それをお尋ねしたいです。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 分かりやすい予算書につきましては、31ページの実は財政管理費の印刷製本費が分かりやすい予算書の科目でございます。今ほどのお話がございます。昨年なんかも一般質問等々を通じましていろいろご意見いただいておりますので、今見直しを行っております。極力分かりやすいように、本当に専門的な部分を相手方に伝わるような、そんな構成を考えております。プラス情報系であります。それについてはもう少し検討させていただきたいということがございます。まず、分かりやすい予算書についてどういった事業をやるのか、そういった部分を今年度は今までのご意見を頂戴しながら、タイトに伝わるようにしたいというふうを考えております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本委員。

○12番（根本謙一君） ありがとうございます。35ページの内容も聞ければなおよかったのですが、特段こだわるものではありませんので、ただ分かりやすい予算書についての今は質問でございます。課長とこの前ラインの話をしましたよね。やはりもうちょっと周知したほうがいいですよねという話もしました。そういうことも含めての情報提供を、これで年1回の案内チラシでそれで終わってしまうのではなくて、広報紙で終わるのではなくて、ここに載せておけばいつでも見えていただく手だての本として使っていただけるように、有効活用できますように内容を充実させたらどうでしょうかという提案でございますので、ぜひご検討いただきたいと思います。再度の答弁をお願いします。

○委員長（星 次君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） ラインの登録ももっともっと必要でありますし、そういった部分から行政情報に入りやすくするというのも当然必要だと思います。そういった部分におきましては、今回の改正の中でいろいろ内部でも検討してございますので、その中にも取り入れてというふうに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 次に参ります。5点目、41ページです。諸費で、12節の委託料、あやめ祭り姉妹友好都市ブース設置等委託料。

○委員長（星 次君） 交流ツアーと言ったのですが。

○12番（根本謙一君） 交流ツアー企画等業務委託料、このことについて内容をお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） 交流ツアーの企画等業務委託料でございますが、これにつきましてはコロナ禍におきましてこの2年実施しておりませんでした美里会の交流ツアーということで、東京のほうに行くツアーの内容でございます。

○委員長（星 次君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） なしの声がありますので、これをもって1款議会費、2款総務費の質疑を終了いたします。

説明員入替えのため、11時30分まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時18分）

---

再 開 （午前11時30分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費の質疑を行います。質疑者は、挙手にてお願いいたします。

2番、大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） 63ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、18節にあります不妊治療費助成金について伺います。

不妊治療が保険適用となる令和4年度において、具体的にどのような支援をする予定であるのか、その支援内容を伺います。

○委員長（星 次君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 大竹委員の質問にお答えさせていただきます。

63ページ、不妊治療助成金180万についてでございますが、委員おただしのとおり、4月から保険適用になるということでございます。4年度の予算180万円につきましては、3月31日までに不妊治療を受けた方に対する経過措置の補助金ということになります。4月1日以降につきましては保険適用ということでございますので、状況等を踏まえて今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） 現段階では、細かいところの調整や判断が難しいというところで、今後様子を見ての検討だと思うのですけれども、今までは本町の不妊治療の支援は県内でも先進的に取り組んでいたと思います。ぜひとも今後も先進地区となっていくことができるように、前向きかつ迅速に取

り組んでいただきたく存じますが、執行部の今後の考え方、その辺の所感を伺います。

○委員長（星 次君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 4月1日以降も手厚い支援をとということでございますが、やはり不妊治療につきましては専門的な知識等も必要になるものと考えております。現在も県で支援を行っているところに町が追加で支援をする、補助をするという体制を取っております。県のほうの状況等も踏まえながら検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。本町の一番の課題でもあります人口減少対策にも関わってくる問題点もありますので、ぜひとも前向きな検討をお願いします。

質問は以上で終わります。

○委員長（星 次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） ないようでございますので、これをもって3款民生費、4款衛生費の質疑を終了いたします。

説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 （午前11時32分）

---

再 開 （午前11時36分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

次に、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費の質疑を行います。質疑者は、挙手にてお願いいたします。

2番、大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） 5款農林水産業費について、3点ほどお伺いいたします。まずは72ページ、1項農業費、18節にありますライフル・スラッグ弾射撃場整備建設負担金について、もう一つ、同じく72ページ、1項農業費、18節にあります農業生産力強化支援事業補助金について、最後に78ページ、2項林業費、13節にあります森林クラウドシステム使用料について伺います。

まずは72ページ、1項農業費、18節のライフル・スラッグ弾射撃場整備建設負担金について、この具体的な事業内容をお聞かせください。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えいたします。

ライフル・スラッグ弾射撃場整備建設費用負担金でございますが、これにつきましては河東にございますクレー射撃場の隣にライフル・スラッグ弾射撃場を建設するものでございます。これは、会津全体での取組でございまして、今現在ライフル等の講習に関しましては他県のほうまで出向いて実際

行っている例が多うございますが、これによりまして隊員の実施隊の訓練等に関しましてかなりの軽減といえますか、労力の軽減化が図られるというふうな事業でございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） それでは、このライフル・スラッグ弾射撃場についてでございますけれども、会津の広域の市町村で合同の事業とのことでしたが、負担金の割合はどのようにして決めているかお聞きいたします。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、負担割合の関係でございますが、これにつきましては森林面積、さらには人口割、さらには猟友会の銃の所持者の割合を考慮いたしまして、ちなみに本町の負担割合につきましては全体事業費の9.4%ほどでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） ライフルなどは、北海道に行って趣味の狩猟をする方が使うことが多いと聞きました。この辺りでは散弾銃で十分、せめてハーフライフルで十分という声もある中で、この事業によってどのような効果が期待できるのかを伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがいでございますが、この射撃場の建設の効果でございますが、今現在熊なりイノシシの被害が増えたことによりまして中型、いわゆる捕獲対象の鳥獣というのは大型化してございます。これを速やかに一発で仕留めるといいますか、負担かからずに処理するためには、やはりライフルの重要性というものがございます。これで、一応研さんを積んでいただいて、命中率を上げていくというふうなのはこれからの鳥獣行政で必要だというふうに思っておりますので、これが射撃場ができることによりまして通年での会津、地元地域での利用が可能になりますので、そういった精度、技術の向上につながってくるというふうに考えているところでございます。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） ありがとうございます。

次に移ります。同じく1項農業費、18節にあります農業生産力強化支援事業補助金について質問をします。令和4年度において今までより支援を強化した部分があると存じますが、具体的にどのような要件緩和、はたまた新たな支援を増やすのかなど、その支援強化の具体的な内容を伺います。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 農業生産力強化支援事業補助金の中身でございますが、この事業につきましては農業生産力の強化を図り、経営安定に資するために農業機械等の導入ですとか技術の習得、あとは園芸施設の導入及び法人の設立に係る経費について支援をしているところでございます。

本年度新たに導入いたしますのは、これから農業担い手の確保対策といたしまして農業法人の設立というのが非常に大事になってまいりますので、この設立に必要な経費につきましても本年度より導入をさせていただいて、取り組みやすくしていきたいというふうな考えでございます。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） 例えばですけれども、水稻の作業機、機械などの部分や園芸施設に対する補助の助成率を上げたなど、そういう具体的な補助の変化というものをお聞きいたします。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございすが、園芸作物に關しますいわゆる施設の導入につきまは従来からも実施しておるところでございすが、本年度につきまは先進的技術の關係の設備、機械を導入する場あにつきまは150万円を限度に補助率3分の1、あと一般枠といたしまして園芸作物の機器等につきまは50万円を限度に3分の1の補助というものは継続してやていきたいというふうな考えているところでございすが。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） この園芸施設の助成というものは、今後高収益作物の振興にはとても大事なことと思ひますけれども、今までのように新規取得もしくは増設の部分が要件となつているか、その辺のことを伺ひます。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございすが、この要件につきまは従来どおり面積の要件というものはございすが。

○委員長（星 次君） 今産業振興課長に答弁やっぱり必要ですか。

休憩します。

休 憩 （午前11時45分）

---

再 開 （午前11時46分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 大変失礼いたしました。園芸施設の導入に關しましては、パイプハウスの購入につきまは従来どおり1アール以上の面積拡大が要件としてついでございすが。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） それでは、次に移ります。

78ページ、2項林業費、13節にあります森林クラウドシステム利用について伺ひます。この森林クラウドシステムの使用料について、これは具体的にどのようなデータをクラウド管理しているのかを伺ひます。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 森林クラウドシステムでございますが、森林の位置ですとか所有者情報、さらには樹種、さらには施業の履歴などのデータをクラウド化しまして、関係団体のほうでそれをするによりまして情報が共有できるというふうなものになってございます。それによりまして、効率的な森林整備の推進ですとか、さらには集約化、さらには施業等の推進を図ることができるというふうなものになっております。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） このクラウドシステムによって、伐採の状況の確認がスムーズに行われたりすると思うのですが、今後のこの森林環境対策において大きな利益となると思いますけれども、実際にこのデータやシステムを用いて森林環境整備促進にどのように役立てていく予定であるのかを伺います。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） このシステムを使った今後の方策でございますが、このクラウドシステムによりまして、先ほど申し上げましたが、様々なデータの共有化が図られるというふうになってまいります。これによりまして、ここの森林に関しては以前どのくらい森林を整備して、どのくらいの期間手つかずになっている、そういったことが今度目で見てもすぐ分かるようになりますので、同じ場所を再度短い期間で手入れするというふうなことがなくなりますので、より効率的に町の森林を整備しやすくなるというふうなところが大きなメリットでありまして、そういったものを目指して活用をしていきたいというふうな考えでございます。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） 森林の管理に関しましては、本来ならば昔のように所有者が手入れをすべきではありますけれども、木材の需要の変化やライフスタイルの変化によって、所有者の山離れが進みまして大変困難な状況であります。そんな中で、これからは役場を中心とした森林環境整備は大変効果的であると思います。環境の保全においても、この森林クラウドシステム使用に対して大変期待しているところでございます。ぜひ最大限に有効活用していただきたいと思います。

以上で質問は終わります。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員の質問は終わりました。

7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） 83ページ、商工費の中での2目観光費、12節委託料であります。その中の観光アプリ制作委託料400万円の中身、そちらのほうについて少し伺いたいと思います。

先日の実施計画の中でウェブサイトを構築するというお話は伺っておりました。その予算に関しては400万計上されておりますが、この観光アプリ制作委託料の400万円、この中身について少し教えてください。

○委員長（星 次君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、観光アプリ制作委託料の中身についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、国の地域情報発信交付金を活用いたしまして、向羽黒山城観光ガイドアプリをつくるものでございます。これによりまして、そのアプリをダウンロードしていただくことによりまして、山城、白鳳山公園を自由に歩くことができまして、その中でいろいろな情報を取り込みながら実際向羽黒山城内を巡って歩いていただくというふうな仕掛けにつながってくるものでございます。

○委員長（星 次君） 村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、この観光アプリに関しては基本的には向羽黒山城用のアプリであると。例えばですけれども、これが例えば町内用にバージョンを上げていくとか、今年度に関しては向羽黒山城を入り口として、今後町の中のイベントの情報であったり、町内の史跡、名勝という部分を歩いていけるような、そういったような中身のデータのアップというものはここを入り口にしてやっていけるのかどうか、その辺だけお伺いします。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがいでございますが、この観光ガイドアプリというものは汎用性がありますので、まず令和4年度につきましては向羽黒山城に特化したものをつくる予定でございますが、汎用性があるというふうなところで、いろんな面から観光活用が可能だというふうな伺っておりますので、ぜひこれを取りかかりといたしまして、いろんな場に波及できるように研究してまいりたいなというふうに思っております。

○委員長（星 次君） 村松尚委員。

○7番（村松 尚君） すみません。最後に、1点だけご質問させていただきます。このアプリというのが携帯電話とかでよく取得するような、ああいうタイプのアプリなのか、それともホームページ、例えば観光協会やそういうところから飛ばしてくるようなものなのか、その辺だけ少し教えてください。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） このアプリでございますが、通常携帯等でダウンロードして使うようなアプリになっております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 村松尚委員の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時54分）



再開 (午後 1時00分)

○委員長(星 次君) 再開いたします。

12番、根本謙一委員。

○12番(根本謙一君) 私は、3点についてお伺いしたいと思います。ページ数が84、商工費、2目観光費、18節の負担金補助及び交付金というところで、あやめサミットについて、あと観光対策についてお伺いします。2点目が7款土木費の2目道路新設改良費の12節委託料で……

〔「ページ数」と言う人あり〕

○12番(根本謙一君) 失礼しました。89ページです。委託料でございます。3点目が92ページ、4項都市計画費で、18節の補助金、空き家の除却についてお伺いしたいと思います。

それでは、1点目からお願いします。84ページで、全国市町村あやめサミット連絡協議会負担金150万となっております。昨年は7万5,000円だったと思いますけれども、来年度は本町においてあやめサミットが開催されるということでの費用が増額されているというふうに推察できます。可能な限り、どのような内容で実施しようとしているのか、差し支えない程度でご説明をお願いしたい。

その節の中で、観光対策事業補助金が載っております。昨年から少しですけれども、計上額が減額されております。70万ほどですけれども、内容的に何が変わるのか、可能な限りご説明をお願いしたいと思います。

○委員長(星 次君) まず初めに、あやめサミットの負担金について。

産業振興課長。

○産業振興課長(金子吉弘君) それでは、お答えいたします。

あやめサミット連絡協議会負担金につきましては、先ほど根本委員おっしゃいましたとおり、本年度、令和4年度、会津美里町において開催されることが決まっております。それに対します応分のいろいろなもろもろの経費を当て込んでおまして、予定しておまして、そのための150万円というふうな金額になってございます。内容につきましては、関係首長によりますいわゆるパネルディスカッション的なものと、あとは当然あやめサミットですので、あやめ園のほうで開会式及び各市町村のご紹介なんかをしていただきながら、その後場所を移させていただいて、いわゆるパネルディスカッション等々を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長(星 次君) 根本委員。

○12番(根本謙一君) もう少し内容的に詳しくご説明できませんか。当然これはやるのですよね。150万という費用ですから、相当何かいろいろ考えているのだなと、企画されているのだなというふうに想像します。パネルディスカッションで相当の費用がかかるとは想定できませんし、あるいはほかの施設を使うわけでもないと思われまます。確かにコロナ禍ですので、いろいろ気遣い、あるいは整備するに当たって、あるいは移動するに当たっていろんな想定以上の経費を考えなければならないと

いうことも言えるのかなというふうに今伺っていて思いましたけれども、当然あやめサミットですからパネルディスカッションして、現場で我が町はこうですよとアピールできればそれでいいのではないですよ。あと、町民との交流、あるいは関係団体等との交流をどうするのかとか、久しぶりの本町での開催ですので、いろんなアピールをする絶好の機会でもあるわけですから、そういうことを考えると企画内容は十分練られているというふうに想像しますので、可能な限りでご披露いただきたいなと思います。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、言葉が足りなくて大変申し訳ございません。先ほど申し上げましたパネルディスカッション並びに開会式等のほかにレセプション等を用意しておるところでございます、その中でそれぞれの市町村における動画による市町村の紹介ですとか、そういったことでその動画の作成費用等なんかも含まれておりまして、こういった金額になっているところがございます。さらに、コロナ禍でちょっとできるかどうか実際分らない部分もあるのですが、今の段階では対面での開催を予定してございまして、その中で各加盟市町村のほうから大体人数的には五、六名くらい集まっておきまして、その中で交流をしていくような予定で今のところ計画しているというふうなところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 最後にしますけれども、いわゆるあやめサミットに加盟団体の中、あるいは行政担当者、あるいは業者等も含めてそういう集客といいますか、交流の場面というのは考えていないということですか。私は、絶好の機会だと思うのです。本町のあやめ苑が私はあれでいいとは思ってなくて、もっともっと整備の仕方があるのではないかなというふうに思っています。もっともっと見せ方も考えなければならない。それから、種類と株数も含めて、もう一度しっかり確認をしていく必要がある、いろんな意味で業者間、あるいは行政間、あるいは首長間で全体の交流という、そういう場面づくりも一応設定はしておくべきかなというふうに思ったので、今の説明の内容からは何とも寂しい印象しか受けないので、再度の答弁をお願いいたします。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、最後のおただしでございますが、このあやめサミットにおける交流事業に関しましては、関係団体、関係市町村においての代表者を集めているところでございます、その中では関係首長と関係者を含んだ中での交流というふうなところは当然予定しているところでございますが、一般住民の方を巻き込んだ交流とまでは考えていないところでございます。委員おっしゃるとおり、せっかくの機会でありまして、町のもろもろのその他の観光資源であったり、歴史的な名所であったり、そういったものはこの機会においてすべからくPRできるものはどんどんPRしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（星 次君） 次に、18節負担金補助及び交付金の中身。

根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 次に参ります。観光対策事業補助金、昨年と同様程度というふうには言えなくはないのですが、ちょっと微減だということ。それから、実施計画を見ましても、いろいろ考えておられることは分かりますけれども、中身をできるだけ具体的なお話をいただいて理解を深めたいと思います。70万減ということも含めて、ご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

観光対策事業補助金につきましては、会津美里町観光協会のほうへ補助金を拠出したしまして、観光協会のほうで事業を運営、行っていただくというふうなものになってございます。中身的には従来から申し上げましているとおおり、各イベントの見直しなんかを図ってまいりまして、いわゆる内向きの事業ではなくて、外からもお客様においでいただけるような、そういったイベントとして再構築する予定でございます。例えばワイン祭りの関係なんかですと、今まではどちらかという町内の方、あと関係者の方がおいでいただいて実施していたような形でございますが、これをちょっと一新させていただいて、ワインフェスとさせていただきます、県内のワイナリーを集めて開催するようなことができないかということで模索しているところでございます。これによりまして通常のいわゆる親子連れの方々ですとか、あとはお若い方からお年寄りの方までおいでいただけるような中身に変えていきたいなというふうに思っているところでございます。さらにはふれあい茶会等に関しましては、今山城がブームになっておりまして、向羽黒山城を活用いたしました山城シンポジウム等と重ね合わせて実施することによりましてより誘客を図ってまいりたいというようなことで、それぞれ4大イベントと言われる部分に関しまして変更して誘客が図れるような事業にしていまいりたいというふうなところで考えているところでございます。さらには着地型観光事業ということで、これは従来からやっている事業でございますが、向羽黒山のギャラリーですとか、そういったふれあいウォーク並びに並びにキビタンフラワースタンプラリー等への同時開催といえますかをやらせていただくことによって効果を生み出したいなというふうに思っているところでございます。そのほか今度社団法人化したというふうなこともございまして、様々な自主事業なんかも可能となってまいります。そういったものも、少しずつではありますが、少しずつそういった自主事業を入れていただくことによって、観光協会としての自主財源を捻出していきたいというふうなこともございまして、昨年度の補助金の比較で、あと中身の見直しによって、70万円ほど減額になっているというふうな中身になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 中身が大分見えてきております。ありがとうございました。そういう中で、

今自主財源づくりの事業も展開していくということはもう進むべき道だとは理解します。そういう中で、転換するものは転換する、進化させる、それから発展させる、今が大事な時期であります。コロナ禍ですから、こういうときにしっかりデスクワークで企画を練っていくという絶好の機会でもあるというふうに捉えると、時間は有効に使えるのではないかなというふうに思われます。今伺った内容からしても、期待される内容が多くあるというふうに私も理解しますので、ぜひ期待しています。努力をさらに重ねていただきたいなというふうに思います。

では、土木費のほうに参ります。89ページです。12節の委託料、道路新設改良費のところでございます。地方債のところでの説明で、土木債の部分は川原町地区浸水対策も入っているという説明であったと思います。ここでそれが設計委託料なのか、測量登記委託料なのか、調査設計業務委託料なのかよく分かりませんので、この川原町地区についての絡みの説明をできるだけ可能な限りお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、委託料についてご説明をさせていただきたいと思います。

89ページの調査設計業務委託料の2,450万についての説明となりますけれども、本事業につきましては町営住宅、川原町周辺の昔からの地盤が高く、低くくぼ地の箇所において近年局地的な豪雨によりまして側溝から水があふれまして、近隣住宅に浸水するなどの被害が発生しているところでございます。そこで、令和元年度にその周辺について調査設計を行ったところでございますが、それについては全体の測量をしたというところのみでございまして、実施するに当たりまして具体的な案はそこではありませんでした。そこで、今回業務委託料2,450万円を計上した内容となりますが、地下水の調査ということでボーリング調査を3か所実施いたします。その実施箇所といたしましては、町営住宅がございまして川原町団地の駐車場について3か所ボーリング調査をいたします。そして、そのほかに実際今度工事をするに当たりましての実設計ということで、今回2,450万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。やっとな本格的に取り組まれるのだなというふうにして、大変喜ばしいことだと思います。実施設計まで考えておられるので、その先の見通しというのはできそうでできない部分もあるかもしれません。当然予算確保ですと、国の強靱化絡みで補助を当てにするという話を過去伺ったことがあります。それも含めて、今後のことについて、来年度以降のことについて、当地区区長方に説明は当然されなければなりません。これまでは、なかなかそういう進捗というの図れなかったのので、情報提供はできなかったかもしれませんが、今までどうしたのか、それからこのことの情報提供はいつ現地でされるのか、それを伺って終わります。

○委員長（星 次君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問でございますが、これからの予定ということと以前のことにちよつと若干お話をさせていただきたいと思ひます。

こちらの地区については、令和2年度に1度でございますが、地区代表者の方に説明を行っているところでございます。そして、令和3年度におきましていろいろと説明会等を開催する予定でございましたが、こちらのほうとしても実際の案を煮詰めてから説明会をしようということで、あとなかなかコロナ禍ということで説明会を開けなかったというところでございます。それで、来年度この調査設計、あと実施設計を行うに当たりまして、まず発注の段階で地区の方にこれからこういうことで設計、調査をいたしますということで、早い時期、5月中くらいには説明会を実施したいなというふうに思っております。あとは設計を進めるに当たりまして、いろいろと調整等も必要になってくることもありますので、それについては随時地区の区長さんとか、あとは住民全体の説明が必要という判断になればそのような説明会を行ってまいりたいというふうに思っております。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。さらなるご努力をお願いしたいと思います。

次、3へ参ります。92ページ、都市計画費で1目総務費になります。18節の負担金補助及び交付金で、特定空家等除却推進事業補助金1,200万が計上されております。可能であるならば、場所も含めて想定、あるいは確定でも構いませんけれども、何件充てになっているのか説明をお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今回この1,200万ということで、多額の予算が計上されております。この内容につきましては、令和3年度と若干補助の内容を来年度以降、今回の議会で予算を議決させていただきましたら内容は詰めたと思いますけれども、実際に今までですと特定空家についてのみの補助でございました。それは、特定空家といいますのは危険と思われる空き家について、空家等対策本部のほうの会議で認定された空き家についてのみの補助ということになっておりましたが、そこに来年度以降国の補助も入れまして、危険空き家、あとは空き家とその下のランクの空き家等についても補助ということで、今回新たに考えたところでございます。それで、実際に特定空家のほうは、今認定されている空き家は2件でございます。そちらのほうも早急に取壊しの各種調査、所有者等々についての各種調査を進めているところでございますが、あとは新たに危険空き家ということで認められているものが今10件でございます。その10件の中で12件分ということで、今までは上限が50万でございましたが、町の負担の2分の1が国から今度は補助金として交付されるということで、町の負担の50万は変わらないのですが、対象となる物件が特定空家のみではなく、不良住宅のほうまで拡大されるということであります。一応予定としては、12件分を予定として予算要求したということでございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） よく分かってきました。ありがとうございます。計12件のうち2件が調査を進めているというところですけども、特定空家ですね。危険空き家、私が最初にお尋ねした中で、場所も差し支えない程度に言っていただければというふうにお願いしました。やはり場所は難しいですか。こういう場でというのは。

○委員長（星 次君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） その場所ですが、特定空家については一応もう認定済みでございます。地域としては大ざっぱにしか言えませんが、高田地域と新鶴地域にある物件でございます。あと、危険空き家については町全体あと10件ございますが、そちらのほうで10件ということで、ここだということで地区まではちょっと言えませんが、ご了承願います。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 以上で終わります。

○委員長（星 次君） 13番、根本剛委員。

○13番（根本 剛君） 2問お伺いします。

まず、85ページの昇降機の負担金補助及び交付金の空き工場処分等支援補助金について、2問目はちょっとまたがるのですけれども、89ページから90ページの今ほどの委託料の中の物件調査委託料1,570万、さらにはその下の16、公有財産購入費及び21の補償補填及び賠償金について詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（星 次君） それでは、85ページから、最初から。

○13番（根本 剛君） 俺言ったのですけれども、85ページの空き工場処分等支援補助金について、内容の説明をお願いします。

○委員長（星 次君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、ご説明申し上げます。

空き工場処分等支援補助金でございますが、これにつきましては町内の空き工場を取得いたしました、工場等を活用する企業様に対しまして撤去処分に係ります費用の一部を支援する、そういった制度でございます。令和4年度につきましては、この事業上限が300万でございます、2社を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 根本剛委員。

○13番（根本 剛君） 答弁では、おおよそ理解するのですけれども、この空き工場等の所在地、無理なあれなのですけれども、地名を教えてくださいと思います。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） この補助金の活用予定、なされる地域名ということでございますが、これにつきましては新鶴地域でございます、どちらも2件とも新鶴地域でございます。

○委員長（星 次君） 根本剛委員。

○13番（根本 剛君） 新鶴地域に2件だということなのですが、この辺の処分等支援補助金に対してももちろん企業を誘致して活用する答弁だったので、新たに企業誘致と工場等入れる見通しを盛り込んだ中のこの補助金の活用なのでしょうか。教えていただきたい。

○委員長（星 次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございすが、この事業の目的に関しましては、やはり今将来においていわゆる荒廃しているような空き工場というのが多数ございす。こういったところを活用して、起業していただける企業様を探すことによりまして、まず町の産業の活性化にもつながりますし、ひいては環境問題等にも直結する話でございす。そういった意味からこの事業を立ち上げたものでございす。それで、この事業に関しましては、マッチングといひますか、そういったところを活用したいというふうな企業様のほうからある程度オファーを受けるような形で、大体前年度等に要望なり、そういったお話をいただいた企業様を次年度予算措置させていただいてお迎えするというふうなことで考えておる事業でございまして、この事業によりまして先ほど申し上げました2つの目的が達成できる、そういった事業にしていきたいというふうな思ひで構築しているものでございす。

○委員長（星 次君） 根本剛委員。

○13番（根本 剛君） では、次の質問に移ります。

89ページの道路改良費の中の委託料、調査設計はこれは失礼しました、同僚委員が言ひました。

次ページの90ページ、物件調査委託料について説明をお願いします。詳しく。

○委員長（星 次君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、ご説明をさせていただきます。

物件調査委託料の1,570万円の内訳でございすが、1,320万円が12009号線において支障となる家屋物件等の補償費の算定を行うための委託料でございす。あと、残りの250万につきましては、13094号線、これは松岸地区になりますが、補償費の算定に係る物件調査を行うものの委託料となります。

以上でございす。

○委員長（星 次君） 根本剛委員。

○13番（根本 剛君） 了解しました。

次の公有財産購入費、用地購入費、あと物件移転補償費について。

○委員長（星 次君） それでは、根本委員、節ごとにやりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、16節、お願ひします。

答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） まず、公有財産購入費のほうでございしますが、用地購入としまして、これは12009号線のほうでございしますが、そちらのほうと、あとは松岸、あとは未登記関係の用地購入費としましてこのような予算を計上しているということでございます。

○委員長（星 次君） 根本剛委員。

○13番（根本 剛君） 最後の未登記部分はどの辺になるのでしょうか。教えていただけませんか。

○委員長（星 次君） 答弁、建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） これにつきましては、その年度におきまして解決した物件ということでございます。それで、3件分ということで42万円ほど予算を計上しております。

○委員長（星 次君） 根本剛委員。

○13番（根本 剛君） 了解しました。

その次の物件移転補償費についてお願いします。

○委員長（星 次君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） この物件調査の委託料で補償費でございしますが、まず2項道路に伴う電柱等の移転ということで、12万円の2か所分、24万円を計上いたしまして、そことあとは町道12009号線の物件移転補償費として1億2,000万円、あとは町道13094号線の物件移転補償費といたしまして100万円を計上しております。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本剛委員。

○13番（根本 剛君） 12009号線について伺います。当初の町の予定としては、旧美里庁舎跡地に代替するというような案で移転されるような、この12009号線沿いの2件分に関してはそのような移転するような運びということで今までの説明であったかと思えますけれども、これですと丸々1億2,000万移転補償ということなのですけれども、その辺ちょっとかみ砕いて、今までの手法でやってきた中身とちょっと違うようなニュアンスを持つのですけれども、その辺教えてください。

○委員長（星 次君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 今の補償の仕方ということでございしますが、以前から補償については一旦そういう物件に対する補償をしまして、その代替地として、例えば旧役場庁舎のほうを代替地の候補としてこういうところもありますよということで紹介をするというようなやり方を進めてきたところでございます。補償を例えば土地が100平米潰れるから、その代わりに役場の100平米というようなやり方はしておりませんで、まず潰れる土地についての物件についての補償をお金でお支払いをしまして、新たに土地等につきましては購入していただくためにその中から支払っていただくというような補償の仕方でございます。それで、その代替地について旧役場庁舎というところが我々が考えておりました第1候補でございしますが、いろいろお話をさせていただき進めていく中でございしますが、ほかにはないのかというような話を実際されております。そこでなのですが、我々としまし



てもそれ以上の情報については持ち合わせていないということで、民間のそういう不動産を扱う業者さんに相談をするような形で今後進めていきまして、可能な限り地権者の方に納得していただけるような代替地の候補をお示ししたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（星 次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） なしの声もありますので、これをもって5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費の質疑を終了いたします。

説明員入替えのため、暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時40分）

---

再 開 （午後 1時43分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

次に、8款消防費、9款教育費の質疑を行います。質疑者は、挙手にてお願いいたします。

2番、大竹惣委員。

○2番（大竹 惣君） 99ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、1節報酬にあります学校運営協議会委員報酬について伺います。

この学校運営協議会は、4月1日から導入ということになっておりまして、ここにも予算を上げられておりますが、3月の中旬を迎えた現段階において構成員などの目星はついているのか、現在の進捗状況を伺います。

○委員長（星 次君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、ただいまの学校運営協議会委員報酬について、学校運営協議会の現在の進捗状況ということのおただしでございますが、現在各小中学校長のほうに学校運営協議会委員について選考のための意見を求めているところでございます。4月の中旬ぐらいまでに意見を求めまして、その後第1回の運営協議会が開けるようにということで、ただいま準備をしているところでございます。構成員についてでございますが、各地域ごとに15名程度ということで要綱上定めておりますが、まず構成員の第1号としまして対象学校児童生徒、園児の保護者で、第2号としまして対象学校の地域住民の方で、第3号としましては対象学校の運営に資する活動を行う方で、第4号としまして対象学校の学校長、第5号としまして関係行政機関の職員で、第6号としましてその他教育委員会が適当と認める者ということで要綱上は定めております。今現在それに沿いまして、各学校のほうで候補者についての意見をまとめていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（星 次君） 大竹惣委員。

○2番(大竹 惣君) そうですと、4月の下旬までにはある程度目星をつけるということだと思っておりますけれども、それで実際の運営開始に向けて間に合うのかどうかというのを再度確認したいのと、あとこの学校運営協議会の委員ですけれども、地域密着型の運営をするためには意見が偏らないような多様性という部分も必要であると存じますけれども、この多様な意見を取り入れていくための考えがあるのかを伺いたいと思います。

○委員長(星 次君) 教育文化課長。

○教育文化課長(松本由佳里君) ただいまのご質問でございますが、4月に間に合うのかというようなおたがしであったかと思いますが、まず学校はやはり4月には子供たちが学校に新しい環境に慣れて学校に親しむということで、あと教職員につきましても異動等がありますので、実際の活動については5月以降になろうかと思っております。委員の多様性ということでございますが、それぞれただいま申しあげました構成案ということでお話しさせていただきましたが、様々な見地からご意見をいただけるようにということで、保護者についても保護者会長とかということではなくて、各校の保護者の代表の方であったり、あと保護者のOBの方であったり、あるいは各地域でいろいろと学校に対してご協力いただいている団体の方なんかもうらっしゃるかと思っておりますので、そういった方につきましても委員の候補として検討できるのではないかと思いますので、それぞれその地域に根差した方といいますか、地域にそれぞれの事情に合った方について選考していただけるようにというふうに思っております。

以上です。

○委員長(星 次君) 休憩します。

休 憩 (午後 1時48分)

---

再 開 (午後 1時49分)

○委員長(星 次君) 再開いたします。

大竹惣委員。

○2番(大竹 惣君) ただいまのお話ですと、様々な分野の方々のほうも検討しているということで、多様性についてもある一定の理解があるということでお受けいたしました。コロナ禍で話し合う期間を設けることも難しく、時間もない中でありますけれども、建設的な運営のためには決して妥協できる部分ではございませんので、しっかりと協議しながら、より多様な意見を取り入れられるような、そして地域住民の理解と応援をいただけるような組織づくりを期待しております。

質問は以上で終わります。

○委員長(星 次君) 12番、根本謙一委員。

○12番(根本謙一君) それでは、申し上げます。まず、99ページで、同僚委員の質問がありました報酬のところでは会計年度任用職員について1点。2点目ですけれども、110ページ、社会教育費、1

目総務費で1節の報酬、会計年度任用職員報酬、次、7節の報償費で地域学校協働本部事業謝礼についてです。次に参ります。115ページ、4目の図書館費、7節の報償費、次が12節の委託料、17節備品購入費。次に参ります。117ページ、ここは文化財保護費のところですが、6目。12節の委託料、郷土資料館開設業務委託料についてお伺いしたいと思います。

まず、事務局費での報酬、会計年度任用職員報酬についてですけれども、ここに学校経営アドバイザーの報酬も含まれているというふうに推察してお伺いしたいと思います。内容の説明をまずお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまご質問いただきました99ページ、事務局費、1、報酬の会計年度任用職員報酬の中に根本委員おっしゃるとおり、学校経営アドバイザーについての報酬が入っております。学校経営アドバイザーにつきましては、フルタイムの会計年度任用職員を想定しておりまして、こちらのほうで予算化としてはしております。学校経営アドバイザー1名について年間雇用ということで入っております。この1,325万6,000円の中には、学校経営アドバイザーのほかに特別支援教育に特化している学校教育専門指導員、この方はパートタイムの方ですが、その方、または町の教育相談員の方1名、あと各学校に配置されます特別支援教育支援員7名分フルタイムで入っております。また、各学校に配置しております子どもと親の相談員7名分について、あとはスクールソーシャルワーカー1名分です。このスクールソーシャルワーカーにつきましては、県費で10割補助されます。あとは保健師もパートタイムで1名、あとALT、外国語指導助手1名分なのですが、Zプログラムによる外国語指導助手1名お願いしておりまして、この方が7月まで任用期間となっておりますので、4月から7月までの分ということでこの中に入っております。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） いろいろな方の報酬が入っているのだなと再確認できました。ここに指導主事が入って、説明なかったのですけれども、指導主事は別な形でのことなのかが1点と、それから学校経営アドバイザーですけれども、今常勤だということで分かりました。机はこの本庁舎の中であって、そこから必要に応じて動く、あるいは初めてこのプロジェクトが始動しますので、相当忙しい内容になっていくのかなということは想像できますけれども、本当に新しい仕組みをつくっていくことになるでしょうから、必要に応じてということも含めてフットワークをよろしくしなければなりません。私が一般質問でもお尋ねしましたように、私は教育長が本来ですとしっかり担ってってもらうのが一番理解をいただく、あるいは信頼をいただく近道ではないかなというふうに思ったところですが、そこのところの連携は当然十分に図っていかなければならないと思います。そこから考えますと、相当信頼置ける方に依頼しなければなりません。もう決まっているのかどうかも含めてお伺いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） まず、指導主事についてでございますが、指導主事は一般職の給料のところに入っておりますので、2節の給料の一般職の中に含まれてございます。

学校経営アドバイザーの机はということでしたが、学校経営アドバイザーの席につきましては、本庁舎の教育……4月からのこども教育課の指導主事やこども教育課長の近くというか、事務室の中に机を配置しまして、ただ委員おっしゃるとおり、各学校等にもよくフットワーク軽く行っていただくということが必要となってくると思いますので、机のほうについては事務室の中に置きますが、指導主事、そして教育長ともよく連携をしていただきながら、各学校について指導のために行っていただくということも多々出てくるかなと思っております。各学校への指導について、本来教育長がということで委員のほうからお話がありましたが、もちろん教育長にも各学校、またこども園についてもいろんな機会を捉えて行っていただくということも必要だと思っておりますし、あわせてといいますか、教育長も会議等いろいろな公務が多くございますので、指導主事や経営アドバイザー等に学校やこども園のほうに度々行っていただくような機会が多く出てくるのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（星 次君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 最後におただしがありました人選等に関するお話でございますけれども、委員ご指摘のとおり、事の重大さから考えますと人格、識見に優れた実力のある者を登用しなければならないというふうに考えております。私のほうで人選を進め、過日面接を行ってまいりまして、校長経験者で教育行政も経験している教育がベテランの者を活用したいというふうなことで、面接の上採用内定を出しているところでございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。準備は怠りなく進めているというふうに受け止めたいと思います。

最後の部分ですけれども、くどいようで恐縮なのですが、やっぱり最後は人だと私は思います。教育長が信頼できる、あるいは面接もされているということで間違いないと思いますけれども、校長経験者でもいろんな方がいらっしゃることは、私もこの年になるまでいろいろ関わりありましたので、いろんな方存じ上げています。本当に間違いないように進めていってほしいなというふうに思いますので、意思疎通も含めてしっかり最高責任者として事に当たっていただきたい。最後にまた答弁をいただきたいと思います。

○委員長（星 次君） 教育長、歌川哲由君。

○教育長（歌川哲由君） それでは、再度ということでございますので、委員のご心配されている点が払拭できるような人材を配置したいと思っておりますし、その後の実際の業務に当たっても必ずや校長を

はじめとする教職員にも信頼される、そういう学校経営アドバイザーであるように、私も細心の注意を払いながら共に業務に当たる気持ちで進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 110ページでお願いいたします。社会教育総務費で、報酬のところの会計年度任用職員報酬がございます。この内容について、まず伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） それでは、根本委員のご質問にお答えいたします。

社会教育総務費に計上しております報酬、会計年度任用職員報酬であります。こちらについては第1号会計年度任用職員ということでパートタイムの報酬になります。内容としましては、公民館に配置しております社会教育指導員1名、また生涯学習センター等に配置しておりますパートの指導員8名、さらには郷土資料館の、仮称ではありますが、開設のための資料整理のために雇用したいと考えております2名でございます。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。公民館のほうですけれども、日頃の住民に寄り添った事業展開されてきていることは承知しております。コロナ禍の中で、個々運営上、大変事業でご苦労なされていることも承知しております。そういう中で、いろんな講習で先生方をお呼びするわけですけれども、その事業展開の中で事務局として、あるいは係担当として、事業の展開をお任せするのではなくて自分も一緒にその事業展開に入って習得していく、あるいはより自分も見識を深めていく、経験を深めていくという……パートタイム上の厳しい制約はあるにしても、地域住民の方々と一緒に関わってその事業を展開していくという姿勢はとても私は大事だと思っています。お任せした先生に預けておけばいいという話ではないというふうに思っています。そういう面で、事務室よりもかえって外で活動していただく立場だとも思っておりますので、より地域に密着した活動になるように、そこは再度の在り方を私は問い、求めたいと思うのですけれども、認識はいかがでしょうか。

○委員長（星 次君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本委員の再質問にお答えいたします。

この2年間、コロナ対策ということで思うように事業が計画どおりできませんでしたが。しかしながら、対象者を少数人数にするとか、また時期を変えるとかという形でいろんな工夫をしながら事業のほうを進めてまいりました。指導員に関しましては、年に3回ですか、生涯学習指導員同士の情報交換として、研修の機会としまして一堂に会しまして、いろんな講習をしたり、また町の生涯学習重点事項の共有を図ったりということで、資質向上も踏まえながら事業のほうを進めてまいりました。まずは学びを止めないということが一番だと考えております。それによって、なお講師に関しましてはいろいろ工夫しながら、指導員のほうも企画としているところなのですが、今回社会教育指導員の

ほうでいろんなこれまでの各種事業の講師、さらにはいろんなご協力いただいた団体の一覧表を作成しまして、今後に生かすべくということで、そちらのほうの情報共有も各指導員図っているところがあります。それで、実際事業をしたら、したままで終わるのではなくて、必ずその事業について振り返りを行いまして、反省、評価を行いながら次年度に向けての改善をそれぞれ行っているところがあります。生涯学習にわたっては、子供に対しては体験型を主に重視して行ったりということで、今年度ちょうど時期的にもいい時期に合同事業も実際実施することができました。そういったところでいろんな形で情報共有を図りながら、町民の生涯学習のほうに努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 詳しくありがとうございました。その努力の姿は私も間近で見えておりますので、理解しているつもりです。そういう中で、私がさらに言わんとすることは、指導員も一緒になってその事業を展開するって、その姿だと思うのです。ある講師の方からちらっと耳にしましたのは、なかなか指導員との絡みがないと、あとお任せだという部分はどうなのかなという自分なりの生涯学習活動の体験上からその方はおっしゃっておいりました。やはり一緒になって事業を展開していくという姿は、各地域で温度差があってはいけないと思いますし、指導員という立場上、中身も十分知りながら、あるいは体験しながらスキルを上げていく。それが常に生かされていくのだろうというふうに思っています。主幹が今説明の中で言われましたように、情報交換の場もあるということですよ。そういう場でもって、ぜひ皆さんがそういう姿勢が一つになって見えますように、会議を大事に使ってほしいなというふうに思っています。ぜひそのような方向でやっていただけたら、本当に町民に寄り添った、あるいは町民と一緒に活動が実りあるものに向かっていけるというふうに私は思います。その辺の認識共有はいかがでしょうか。

○委員長（星 次君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本委員のおただしに関しましてなのですけれども、実際そういった講師にお任せだったということがあったということで、こちらのほうについては反省ということで課題としまして、こちらのほうも持ち帰りまして各指導員のほうにはちょっと指導のほうを図ってまいりたいと思います。今後においては、生涯学習センターとなりまして3年になりました。思うように地域の中での活動ができない状況ではありますけれども、さらに地域の方々と連携しながら、また講師にお任せするというのではなくて、一緒に事業を実施しながらということで展開していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 次に参ります。次は7節の報償費です。地域学校協働本部事業謝礼489万3,000円と、500万円近くの額が計上されております。この事業謝礼ですけれども、内容的な説明をお願いし

たいと思います。

○委員長（星 次君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本委員の質問にお答えいたします。

地域学校協働本部事業謝礼についてであります。まず1つに統括的な地域学校協働活動推進員に関する謝礼、またそれぞれ地域に配置します地域学校協働活動推進員の謝礼、さらには学習支援員としまして、今現在各学校に支援を行っているところなのですが、ミシンやタブレットのサポート的な学習支援のもの、さらには部活動支援ということも今年度から始まりました。そうしたものの学習指導支援員の報酬、さらには長期間の夏休み期間とか冬期間のときの学習支援、あと各学校で行っております郷土芸能団体への謝礼等について掲載させていただきました。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。そこで、この地域学校協働本部事業での経費はこれで全てなのか、ほかにも分散されているのか、まず1点お伺いしたいと思うのと、それからよその事例を見ますと、皆さんご存じかと思いますが、過日西会津地域の学校協働本部の事業例が記者の記事として載っておりました。家庭教育支援事業としてやっている内容ですよね。本町の過日に頂いたこの資料を見ますと、そういう部分はなかなか見えない。具体的に言いますと、1つは学習支援、2つは郷土学習、3つは地域未来塾、4つは放課後子供教室というふうになっております。いろんな取組があるのだなということがあります。それは、これからいろいろ取り組んでいく、取捨選択になっていくのかもしれませんが、そこはどのように理解しておればいいのでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（星 次君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本委員の再質問にお答えいたします。

今現在といたしますか、今年度から地域学校協働本部事業ということで展開しまして、放課後子供教室はこれまで生涯学習センターで事務を行ってききましたが、今後一緒になりながらこちらの学校協働本部活動事業に取り組んでいくものであります。今現在は、学校の応援団としまして学習支援、またそれぞれの活動のサポーターに係る経費について今回計上させていただきましたが、今後子供教育のほうで配置します学校運営協議会もできますので、そういった中身で連携しながら、何ができるのかということで検討しながら、さらに発展できるような形で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 今後に期待するところは多いなというふうにも思うのですが、これ教育長に伺ったほうがいいかなと思います。今例を申し上げました西会津町では、学校の中にこころのオアシスというテーマで相談室を設けて、日常のときにフランクに相談に入れるような事務所をしつ

かり整えて、これは2017年、平成29年9月にもう設けたと。学校の教員室に気兼ねなく、自由に入れる部屋を用意したというふうに乗っております。すばらしい取組だなと思います。私もこのイメージも少し持ちながら、これからの具体的な事業に来年度以降展開していくのだなというふうに期待するところもあるのですけれども、方向性として教育長はどのように考えているのか、そこだけ伺っておきたいと思います。

○委員長（星 次君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時18分）

---

再 開 （午後 2時18分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

○12番（根本謙一君） 言われることは分からなくはないですけれども、今私が例を挙げた、あるいはよその事例を挙げた、これも協働本部の事業としてやっているのだという事例があるから、そういうことも含めて具体的な事業内容がどう4年度はなるのかなというところで聞いたのです。ですから、そこまではまだ緒に就いていないとか、何とかという答弁の仕方はあろうかと思います。実際に本町では、4つの事業を例として去年から取り組んでいますよということを出しています。これだけではないはずですので、いろんな部門も設けるかもしれませんし、だからそこは4年度の取組の方向性としてどうなのですかということ聞いたつもりですけれども、それでも予算の中には入っていない、そういうことはまだ考えていないなら、いないでいいです。

○委員長（星 次君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

ただいまのご指摘の地域学校協働活動につきましては、先ほど掲げた4つを中心にしたものなのかというふうなおたただしだと思うのですが、取りあえず現在当町の地域学校協働活動本部事業につきましては黎明期でございますので、学校教育に支援をいただく、地域の人材の方々にご支援をいただく、だから学校からもできるだけ地域に出かけて行って共に活動するような教育活動を展開していくのを主な狙いにしております。今後地域熟していくに従って、私は例えば空き教室の活用であったり、様々なところで今委員ご指摘のような事業であったり、あるいは子育て世代の若い母親が集ったりして子育てに関する相談ができるような事業を展開するところもございますし、それについては今後機を見て検討していく問題かなというふうに考えております。

○委員長（星 次君） 次、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 今の答弁で結構でございます。大丈夫です。

では、次に参ります。115ページでございます。図書館費でございますけれども、まず7節の報償費、研修会講師謝礼とか、講演会講師謝礼、イベント謝礼載っております。この内容を簡単にご説明ください。といいますのは、昨年度と比べますと相当予算が減少しております。内容的にどうなのか、



やはり関心があるところなのでお願いしたい。

○委員長（星 次君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本委員のご質問にお答えいたします。

図書館費の報償費であります。まず研修会講師謝礼としまして、こちら職員を対象とした研修に関する講師謝礼、さらにはボランティア団体等も含みます町内の図書支援員等を対象としましての研修会の講師謝礼、この2回分を見ております。講演会としましては、図書館のほうの主催の講演会開催のための講師謝礼1回分でございます。イベント謝礼につきましては、それぞれ地域の団体の方をお願いしたりとか、図書館イベントに対するワークショップ等、子供のものづくりとか、そういったもののイベントを考えておりますので、こちらが2回分ということで上げてございます。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。先ほど言いましたように、3年度の計上額からすると減っているということはどういうことなのかなと。当然講師によっては、費用も違ってくるのは分かりますけれども、想定している事業内容、具体的に言えるのであればぜひお願いしたいなというふうに思います。

○委員長（星 次君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本委員の再質問にお答えいたします。

今回予算に計上しているもののほか、今年度は実際できてはいなかったのですけれども、令和3年度図書館の講演会で農文協さん、農山漁村文化協会の方の講演会をいただいて、野菜づくりのコツと裏技という講演会を開きました。そちらについては、図書館においてそちらの農文協さんの図書を購入することによって無料で講演していただけるというようなことがございました。こちらについても、令和4年度そういった形で開催したいと思います。また、子供たちを対象にしまして理科実験教室なども実際やりたいなと考えております。そちらの講師に関しましては、地域学校協働本部のほうの支援員に登録していただいている方を講師にお招きしまして、そういった形で子供たちの体験学習を実施したいと考えているものでございます。様々また予算については、講師の方お願いしたケースでもなかなかコロナ禍の中で実現に至らないということもあるところなのですけれども、時期を見ながらいいタイミングで開催していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） ご苦労さまですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

次に参ります。12節委託料ですけれども、図書館情報システム運用業務委託料、昨年と同額になっております。このシステムというのはどういうことなのか、内容を分かりやすく教えていただきたいと思います。

○委員長（星 次君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本委員のご質問にお答えします。

こちらの図書館情報システム運用業務委託料につきましては、図書館が開館しましたときに図書システムを導入いたしました。こちらについては、図書館、また生涯学習センターの図書室、また各小中学校に図書システムを入れております。こちらのシステムの利用料、また機器の賃借料ということと、あと保守委託料、こちらにつきましては5か年の負担行為として上げさせていただいておりますので、平成31年度から令和5年度までの5年間、同額の予算計上となります。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） いろいろ入っているのですね。保守委託料というふうに書いていないので、大変勉強不足でお恥ずかしいのですけれども、そういうことだったのですね。ずっとここ気になって見てきておりました。分かりました。全て町内の図書室、あるいは図書館全部網羅してネットワーク化されて管理されているのだ、運用されているという理解ができました。分かりました。

17節に行きます。17節の備品購入費の図書購入ですけれども、3年度は650万1,000円の計上でございます。来年度、4年度は392万7,000円。この差はどういうことなのか。もう十分に予定の蔵書数になったとはまだ思っていないし、特に本は毎年毎年すごい量で新しいものが出てきておる中でいろいろチョイスするのは難しい面があろうかと思えますけれども、この減額された理由はということなのででしょうか、教えていただきたい。

○委員長（星 次君） 教育文化課主幹。

○教育文化課主幹（福田富美代君） 今ほどの根本委員の再質問にお答えいたします。

本図書館につきましては、蔵書数が2月末現在で3万4,683冊ほど整備できております。皆様のご理解をいただきながら、開館準備から昨年度まで多額の予算をつけていただきまして蔵書整備に努めてまいりました。今年度県立図書館のあづま号についても廃止されまして、図書館、さらには生涯学習センターの図書室、それぞれ500冊ずつということで1,500冊を返戻いたしまして、その分もありまして、今回3年度まで多くの予算をつけていただきまして蔵書を整備してきたところでございます。来年度につきましては、見積りとしましては図書購入費は1,700冊を計上してございます。さらにはDVD、CDについては70点ほど計上させていただいております。今後確かに新刊等いろんな本、またさらには利用者さんのニーズに応じてということでリクエストを受けておりますが、さらには生涯学習センターの図書室の蔵書もこちらのほうの予算で買わせていただいております。そういったところで、さらには県立の図書支援としましてまた贈与を受けられたりとか、また借用することもできます。そういったことも一応利用しながら、予算的には減りましたけれども、さらに県立の支援サービスも受けながらということで皆様のご要望にお応えできるような形で図書館のほうの蔵書整備に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） いろいろご努力されている姿が目につかぶようで分かりました。いずれにしても、ニーズに沿って、ニーズに応えるような蔵書の在り方というのはとても大事なことだと思いますし、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思います。

では、最後に参ります。117ページ、文化財保護費のところでは12節の委託料、郷土資料館開設業務委託料、1,011万5,000円というふうになっております。この内容について伺いたいと思います。

○委員長（星 次君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、郷土資料館開設業務委託料1,011万5,000円の内容でございますが、まず2つの事業がございまして、1つが移転業務としまして、主に今現在新鶴のほうにあります民俗資料館から新しい郷土資料館、新鶴庁舎のほうへの移転の業務でございます。これが一応6月から7月頃を予定しております、こちらのほうでおよそ770万ほど予定しております。また、もう一点としまして展示計画策定業務委託といたしまして、秋ぐらい、10月ぐらいまでを想定しておりますが、今展示の方針を策定しておりますが、それに合わせまして実際の展示計画を策定する業務を委託するために241万5,000円ほど計上してございます。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。移転業務が6月から7月というところで、開館が5年度というふうに計画なっておりますから、開設の業務委託ということで、内容的にはなかなか初めて見る題だったので、大変これは何だということ、また動いてもいないのにということ、中身がなかなか分かりにくかったということ、伺った次第です。分かりました。ありがとうございます。

以上、終わります。

○委員長（星 次君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 先ほどの答弁で、答弁を訂正させていただきたいと思います。

先ほど根本委員さんの最初の質問で、99ページの事務局費の報酬の会計年度任用職員の報酬の部分のおただしがございましたが、私誤ってこの会計年度任用職員報酬の中にフルタイムの学校経営アドバイザーと特別支援教育支援員も含まれているということをお話をしてしまいましたが、正しくは学校経営アドバイザーと特別支援教育支援員、このフルタイムの方につきましては教育費、教育総務費、事務局費の2節の給料のほうに一般職給料ということで入ってございます。ということで訂正させていただきたいと思います。

あと、もう一点、その前の大竹委員の質問の際に……

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 私らが説明いただいた基になっている頂いた資料がございました。これ見ます

と、学校経営アドバイザーは会計年度任用というふうになってきております。だから、ここで私は聞くしかないなと思って伺った次第です。本当に間違いないのですか、それ。

○委員長（星 次君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 大変申し訳ありません。この報酬に入っております会計年度任用職員につきましては、1号のパートタイムの会計年度任用職員の報酬になります。2号の常勤のフルタイムの職員につきましては一般職の給料のほうに含まれることになっておりますので、こちらの2節の給料、一般職給料の中にフルタイムの学校経営アドバイザーと特別支援教育支援員のお給料が入っているものでございます。

以上です。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） とにかく分かりづらいですけれども、そういう説明で再度確認されての答弁でしょうから了解しました。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） 3点お伺いします。まず、消防費の97ページの18節負担金補助及び交付金の消防団員中型免許取得補助金。2点目が小学校費の103ページ、12節委託料の支障木撤去委託料82万6,000円。3点目が中学校費、107ページになります。同じく12節委託料の支障木撤去委託料55万円の3点についてお伺いします。

まず、1点目なのですが、この消防団員中型免許取得補助金、こちらについては多分道交法の関係で免許が前に比べれば枠が狭くなったことによって運転できる人が限られてくる、恐らくそこが元になってくるのかなと思うのですが、次年度この予算の中で何名程度取得を目指しているのか、また町とすればですけれども、町としては今後どのくらいの人、これは当然辞めていく方もいらっしゃるし、新入団員の数にもよるのでしょうけれども、町としての見方、そこら辺のほうをちょっと教えていただきたい。

○委員長（星 次君） 総務課長。

○総務課長（國分利則君） ただいまのご質問でございます、まず人数につきましては2名程度を今予算で計上しているところでございます。予算では2名でございます。今後の考え方でございますが、これは平成29年3月に施行されたものでございます。現在の運転の免許の種類がより細かくなったと申しますか、現在の消防の車両を一部運転ができないという方がいらっしゃるということでございます。対象となる車両は、今のところ9台でございます。ただし、全てがそういった若い団員がこの車両を運転するのかということではございません。やはり車両運転でございますので、当然入団してから何年かたった人が運転をしておりますので、実際だからそういった免許が必要な方はいらっしゃると思いますが、それがイコール全てがその方に対して必要な資格なのかというようなことではないと考えてございます。ただしかし、今後そういった方が多く発生するということは当然考えておりますの

で、ここも消防団の団員のほうに確認をいたしまして、補助枠を拡大するとか、そういった対応は必要のかなと思います。もう一点、あと今そういった対象が細かくなった車の種類がありますので、例えば車両をちょっと小型化することとか、そういった通常の免許でもできるような車両に変更するというのも一つの手段と考えておりますので、現在ある車両、さらには今後導入する車両についてそういったことも総合的なバランスを考えて、そういった補助制度もこれから増やすなり、考えていかなければいけないのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（星 次君） 村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、次年度2名ということは単純にいくと17万円程度の費用がかかるのかなと思いますが、この2名に関しては実際その車両を持っている班から免許の取得をさせてくれという依頼が来ているのか、この公募方法、2名の、その募集の方法について、その中身少し教えてください。

○委員長（星 次君） 答弁、総務課長。

○総務課長（國分利則君） この2名が対象がもう絞っているのかというようなことでございますが、当然今回の予算で新たに計上するものでございますので、まだ詳細な選定については至っておりません。幹部のほうには、こういったことをやる予定だという内々ではお話をさせていただいておりますが、実際の団員の方の周知につきましてはこれからというようなことで考えてございます。

○委員長（星 次君） 村松尚委員。

○7番（村松 尚君） いずれにしろ、いざ免許がなくて運転ができないのではこれは本末転倒な話になってしまいますので、消防団の今の現状よく考察していただきながら、こういった制度を拡充するなり、車の小型化とかも視野に入れるなり、ぜひご努力をお願いしたいと思います。それでは、1点目はこれで結構です。

2点目に入らせていただきます。小学校費の12節委託料、支障木の撤去委託料ですが、次年度の計画、今の段階で計画していらっしゃる撤去について、撤去の本数とかその辺ちょっと分かれば教えてください。

○委員長（星 次君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、ただいまの小学校費、学校管理費の支障木撤去委託料82万6,000円についての内容でございますが、まず1つ目としまして高田小学校の南側、平成通りに面している側でございますが、校庭南側の枯れ木や支障木等がございますので、そちらについて予定しております。あと、2点目としましては、新鶴小学校校庭東側の支障木の撤去ということでございます。本数については、今後よく現地を調査しながら進めてまいりたいと思っておりますが、今のところの予定では以上のようなことでございます。

以上です。

○委員長（星 次君） 村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、主に高田小学校、新鶴小学校という今お話でしたが、こちら支障木に関してなのですけれども、主になのですけれども、木が老木になって腐ってきての不具合が起きているのか、それとも例えば老木になってきて、中に例えばですけれども、スズメバチとか、そういう蜂の巣を作っているような老木があって撤去しようとしているのか、その辺、その撤去する要因になった理由、その辺少し教えてください。

○委員長（星 次君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの支障木撤去についての再度のご質問でございますが、委員おっしゃるとおり、やはり老木になっておりまして、中が空洞になっているとか雨潦になっているといたしますか、特に蜂は今のところ蜂の巣がくっついているわけではございませんが、中が空洞のため、危険な箇所であると認識しておりまして、その部分についての撤去を委託するものでございます。

○委員長（星 次君） 村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、やはり小学校の周辺環境の中ではやはり子供たちに危害がないような形で、早急なそういう対応をお願いしたいと思います。2問目はこれで結構でございます。

3問目のほうに入らせていただきます。中学校費の中での委託料、12節委託料の支障木撤去の委託料、こちらのほうの中身について少し教えてください。

○委員長（星 次君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） それでは、107ページ、中学校費、学校管理費の支障木撤去委託料55万円の内容でございますが、こちらにつきましては高田中学校校庭西側の支障木撤去でございます。

以上です。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） そうしますと、こちらにつきましては高田中学校を主として今考えているということですが、実際ほかの中学校、これから雪解けに差しかかって、雪解けになっていく中で、また新たにほかの中学校なんかでも支障木が出る可能性もあると思うのですけれども、その辺も常に調査するような形で次年度見ていらっしゃるのか、その辺少し教えてください。

○委員長（星 次君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） 支障木撤去の場所につきましては、各学校から上がってくる要望と併せまして、事務局のほうでも現地を確認しまして場所を決めているところでございます。この高田中学校につきましては、ここ何年間かで計画的に西側のほうの支障木の伐採を予算と……何年かに分けて計画的に撤去しているものでございます。今後ほかの中学校、あるいはほかの場所でそういった必要が出るような場合には、その都度予算を確保できる場所はしまして、対応は検討してまいりたいと思っております。

○委員長（星 次君） 7番、村松尚委員。

○7番（村松 尚君） ソメイヨシノは六、七十年程度で大体老木になって枯れてくるなんていう話もありますので、これは大体枯れ始めてくると次から次に老木になって枯れ始めるのかなと思いますので、早め早めの対策をしていただいて学校周辺をきれいにさせていただければいいかなと思いますので、今後とも注視してよろしく願いいたします。

質問は以上です。

○委員長（星 次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） ないようですので、これをもって8款消防費、9款教育費の質疑を終了いたします。

説明員入替えのため、午後3時まで休憩します。

休 憩 （午後 2時48分）

---

再 開 （午後 3時00分）

○委員長（星 次君） 再開いたします。

次に、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費の質疑を行います。質疑者は、挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） ないようでございますので、これをもって、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費の質疑を終了いたします。

続きまして、総括質疑に入ります。質疑者は、挙手にてお願いいたします。

12番、根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 私の質問は、いわゆる長期財政計画、このことについての所管としてのご認識を伺っておきたいと思います。

コロナ禍において、当然国の施策で大きく増加している状況がございます。そういう中で、所管としての努力のたまものとして我々にグラフで提示しておりますところも常に眺めておりますけれども、そう大過なく来ているなという総体的な印象は持ちますけれども、でも中でも特に地方債のところで4年度の想定額よりも少なく次年度の計上となっております。ここはどういうことなのかご説明いただきたいのと、それから総額では大きくなってきております。今後のことも当然不透明ではありませんけれども、これは3年度ローリングの長期財政計画ですけれども、当然これだけ大きく総額も動いてきていますと、それなりの見直しはして我々に説明する機会が必要になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、所管としての認識を伺っておきたいと思います。2点お願いします。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 長期財政計画との比較でございますが、今回物件費でありますとか、それぞれ扶助費、それから補助費等で増額してございます。なお、普通建設事業等については少なくなってきたということで、その物件費につきましては、まずコロナ事業、デジタルのインフラ整備、またテレワークでありますとか、行政手続のオンライン化という部分が増えてきておまして、これは基本的に国の補助金もございまして、そういったことを取り入れながら今回取り組ませていただいている。補助費につきましては、当然コロナ事業、テレワークの交付金でありますとか、中小企業等の経営継続支援給付金等ございました。そういったもので増えておりますし、いわゆる普通建設事業につきましても生涯学習センター等の移転費で減につながったと、前年を割りましたが、少なくなったという部分もありますし、ですからこのコロナ禍におきまして、また国の施策としても今デジタル化ということで進んでございまして、そちらに対応するということでいろいろ国の補助金、県の補助金に手を挙げながら予算編成に努めたところでございます。今回財政調整基金につきましては、4年度38億ということで長期財政計画のほうには計上してございましたが、現在のところ40億はある程度あるということでありますので、十分対応できる予算になっているものと考えております。

それから、改めての説明であります。まずコロナだとか、コロナの感染症関係、ワクチン接種関係、いろいろ事業が収まってくれば、おのずと対比すれば分かってくるのかなと思います。ちょっと今過渡期と申しますか、そういった事業多いので、その時点で説明してもなかなか理解できないかなと思いますので、最終的には5年間継続して、昨年お示ししましたけれども、状況を捉まえて説明ということになるのかなというふうに思います。

以上であります。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） おおむね理解できる答弁でありますけれども、ただ議会に対しては常にそういう説明する機会は的確に、タイムリーに捉えてやる必要があるというふうに思っております。分かる人だけ分かればいい話ではないはずですし、議会として共通認識を持つことは必須要件でありますので、これはしっかり踏まえて対応していただきたいなというふうに思います。あと1点、地方債の部分ですけれども、令和4年度を見ますと、財計の中で見ますと21億を想定していたのです。ところが、今般では十何億でしたっけ、ですよ。2億、3億近く減額になっておりますから、これはどうしてなのですか。直近なのは何ですかということでお尋ねした次第です。よろしく申し上げます。

○委員長（星 次君） 答弁、政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） まず、説明等々に関しましては施政方針でありますとか、この事務事業の説明の中で、十分ではありませんけれども、説明させていただいております。いろんな場所、または時期を捉まえて説明できるときに十分説明をさせていただきたいと思っております。ちょっと地方債の部分に関しましては、今年度の対比といたしましてちょっと資料を持っておりませんでしたので、現在あれですが、ただ臨時財政対策債は満額で見えておりましたから、それは昨年……ちょっと



すみません、その具体的な令和4年度対比としましては臨時財政対策債満額で見えておりましたけれども、今回は9,000万という計上でしているところもございまして、あと様々変わっているところがあるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

失礼しました。再度詳しい資料来ましたので、申し上げます。令和4年、長期財政計画と比較して減額になっている部分については、過疎対策事業債、小型動力ポンプ4台という部分について760万円で計画いたしました。電源立地交付金充当ということで減額をさせていただきました。それから、あとは企業誘致促進推進支援事業で530万円で計画したところ450万ということで80万円減、広域負担金についても4,200万円の減、それから保健センター改修工事についても令和5年施工ということになりましたので1,520万円減、それから大きいところだとさらに本郷庁舎の大規模改修、これ事業費の減、継続費を決定してございましたので、8億4,200万で見えておりましたが、今回3億程度で見込ませていただきましたから、5億程度減になってございます。また、先ほど申し上げました臨時財政対策債ですが、3億4,000万のところ9,000万で措置したということで約2億5,000万円減ということで、合計いたしますと7億6,700万円程度減になったところでございます。

○委員長（星 次君） 根本謙一委員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。私もちょっと勘違いして失礼しましたけれども、4年度の地方債は13億8,850万円になっていますから、今課長が言われた7億6,000万円云々の減になるということですね。私3億程度というふうにならなくて間違えてインプットしていましたが、7億6,000万程度の減でこんなに大きいのは何だろうなというところから問いただした次第です。内容的にも十分分かりましたので、これで私の質問を終わります。

○委員長（星 次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） 質疑なしの声がありますので、以上で議案第25号 令和4年度会津美里町一般会計予算の質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各委員投票〕

○委員長（星 次君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（星 次君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本委員会に付託されました議案の審議は終了しました。

○副委員長（長嶺一也君） これで令和4年会津美里町議会定例会3月会議予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 （午後 3時13分）

定例会 3 月 会 議

(第 3 号)

## 令和4年会津美里町議会定例会3月会議

### 議事日程 第3号

令和4年3月15日(火) 午前10時00分開議

- 第 1 常任委員会委員長の報告
- 第 2 予算特別委員会委員長の報告
- 第 3 議案第 6号 会津美里町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 7号 会津美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 8号 会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 9号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第10号 会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第11号 会津美里町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第17号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算(第15号)
- 第10 議案第18号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 第11 議案第19号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第5号)
- 第12 議案第20号 令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第13 議案第21号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算(第4号)
- 第14 議案第22号 令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 第15 議案第23号 令和3年度会津美里町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第16 議案第24号 令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 第17 議案第25号 令和4年度会津美里町一般会計予算
- 第18 議案第26号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計予算
- 第19 議案第27号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計予算
- 第20 議案第28号 令和4年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第29号 令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計予算
- 第22 議案第30号 令和4年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算
- 第23 議案第31号 令和4年度会津美里町水道事業会計予算
- 第24 議案第32号 令和4年度会津美里町下水道事業会計予算
- 第25 議案第33号 令和4年度永井野財産区特別会計予算
- 第26 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

---

本日の会議に付した事件

第 26 まで同じ

追加日程第 1 議案第 34 号 会津美里町企業版ふるさと納税基金条例

追加日程第 2 議案第 35 号 令和 3 年度会津美里町一般会計補正予算（第 16 号）

追加日程第 3 発議第 1 号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

---

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
会計管理者	原克彦君
町民税務課長	児島隆昌君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
教育文化課長	松本由佳里君
教育文化課主幹	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

---

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

○常任委員会委員長の報告

○議長（横山知世志君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

まず初めに、総務厚生常任委員会委員長、星次君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（星 次君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（星 次君） それでは、総務厚生常任委員会を報告します。

本委員会は、2月28日に論点抽出を行いました。論点はなく、また3月4日の総括質疑応答後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、論点はなしとして質疑を行いました。

令和4年3月7日午前10時より本庁舎議場において、委員7名、欠席1名、所管課及び議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催いたしました。本委員会に付託された議案は13件でありました。審議、審査の結果はお手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号で報告いたします。

議案第6号は、質疑、討論もなく、賛成全員で可決しました。

次に、議案7号は、委員より、育児休業を取得しやすい勤務環境の具体例はの問いに、町当局より、職員に対する個別の周知や意向確認、研修の実施や相談体制の整備を考えているとの答弁がありました。また、何名の取得を想定しているのかの問いに、町当局より、現在6名が育児休暇を取得しているが、全て女性であり、男性の取得率が低い傾向にあり、具体的な人数は想定していないとの答弁がありました。採決に入り、反対討論もなく、賛成全員で可決されました。

議案第9号は、質疑もなく、賛成全員で可決しました。

議案第11号は、委員より、消防団員の実人数はの問いに、町当局より、令和3年4月1日現在で総団員数753名、うち機能別団員数は70名であるとの答弁がありました。また、機能別消防団員の報酬は引き上げないのかの問いに、町当局より、まずは一般団員の報酬を引き上げることとし、幹部団員や機能別消防団員の報酬は今後の検討課題とするとの答弁がありました。そのほか委員より何点か質問がありましたが、反対討論もなく、賛成全員で可決しました。

議案第18号は、委員より、出産一時金の減額について、当初の目標はどの程度の見込みだったのかの問いに、町当局より、当初1人当たり42万円で10名を見込んだが、3名減の7名で確定したところでありますとの答弁でした。そのほか委員より何点か質問がありましたが、反対討論もなく、賛成全員で可決しました。

議案第19号、議案第20号、議案第22号は、質疑もなく、賛成全員で可決しました。

議案第26号は、委員より、人間ドック委託料が減額となっているが、昨年並みの予算確保が必要と考えるが見解はの問いに、町当局より、この減額は病院単位の減少によるものであり、対象人数は昨年同様としているとの答弁でした。そのほか委員より何点か質問がありましたが、反対討論もなく、賛成全員で可決しました。

議案第27号、議案第28号、議案第30号は、質疑もなく、賛成全員で可決しました。

議案第33号は、委員より、財産管理会委員の人数はの問いに、町当局より、7名であるとの答弁がありました。採決に入り、反対討論もなく、賛成全員で可決しました。

以上で本委員会に付託された案件の報告を終わります。

○議長（横山知世志君） これより委員長に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

続いて、産業教育常任委員会委員長、根本謙一君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（根本謙一君）登壇〕

○産業教育常任委員長（根本謙一君） おはようございます。それでは、産業教育常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月7日午前10時より常任委員会室において委員7名、所管課議会事務局出席の下、委員会を開催いたしました。本委員会に付託されましたのは議案8件です。なお、今回の付託案件には論点がなかったことを報告いたします。審議の結果については、ご手元に配付されているとおりでございますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

まず、議案第8号について、委員より、学校運営協議会の設置は努力義務なのだが、条例、規則の中にあるのか。条例をつくるのかとの問いに、当局より、会津美里町教育委員会の学校運営協議会規則の中に定めている。町教育委員会の1月定例会において新たに定め、4月1日施行としているとの答弁がありました。また、委員より、薬剤師の報酬が大きく伸びている。何年に1度とかの見直しを怠ったのか。やるべきことをやっていたのか。きちんと対応をすべきであったのではないのかとの問いに、当局より、薬剤師について町村合併以来見直しが行われていなかった。会津管内でも大変低かったので委嘱が難しくなった。言われるとおり、何年かごとに適正に子供たちの健康、安全、安心のためにも確認をしていきたいとの答弁がありました。次に、委員より、薬剤師の報酬が1万9,000円を6万1,000円にとはあまりにも大きい伸びでなぜなのか。合併以来見直しなしで、それまで懸念は生じなかったのか。教育委員会の中ですとしたこの日額が妥当なのか。審議会なしでお手盛りになりはしないのかとの問いに、当局より、それぞれの自治体で違う中、調査しながらもっと早く対応をするべきであった。報酬審議会諮問はないので、積算は近隣町村を参考にしながら教育文化課のほうで行ったとの答弁がありました。また、委員より、コミュニティースクールの仕組みについて、旧来の2つの委員会をなくして設立するが、なくした理由は何かとの問いに、当局より、学校改善委



員会は町独自で行っていて、地域の方々から意見をいただいて運営していた。学校評議委員会は、学校評価での内容を全て含んでいる。委員は地域住民の中からのので、全部が含まれることになる法的に定められた一つの学校運営協議会にしたものですとの答弁がありました。さらに、委員より、法に基づき運営ということは、教育として一つの枠にはめると考えると大きなくくりになると思う。新しいかたくなな組織になるのではないか。旧来の地域に目指して意見をいただき運営してとは違う。教育委員会の任命で、委員にもかなりの権限があると思うがいかがか。また、学校の協議会委員数は何人かとの問いに、当局より、学校運営協議会は教育委員会主導ではなく、協議会が主体的に運営することになり、大きな3つの役割が定められている。1つ目に、校長の学校運営基本方針の承認をする。2つ目に、学校や教育委員会に学校運営に対する意見を述べられる。3つ目に、町職員の任用に関する意見を述べられるです。委員の皆さんには、学校の理解者になっていただき進めていきたい。協議会委員数については、各中学校区協議会に15名程度としているとの答弁がありました。次に、委員より、薬剤師の仕事内容について問いただしがあり、当局より、業務として1学期に水質、2学期に表土、3学期に空気の検査がある。学校全体の保健指導であり、学校保健安全法に定められている。薬の指導もあるとの答弁がありました。ほかにも質疑ありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決いたしました。

次に、議案第10号について、委員より、町公営住宅等長寿命化計画に基づいた用途変更なのかとの問いに、当局より、長寿命化計画に基づいており、今回においては1件の住み替えにより生じたものであるとの答弁があり、さらに委員より、車川原団地は残り4戸となった。住宅の維持管理も大変になってくる。借地借家法では借主が強くなる。4戸についても早めに対応していくべきでないかとの問いに、当局より、75%が住み替えをしたくないと回答している。主な理由としては、住み慣れていることや家賃が高くなるからである。今後も住み替えを推進していくとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決いたしました。

次に、議案第21号について、委員より、売払収入のところで令和4年度以降において入る予定はあるのかとの問いに、当局より、対象企業は町内の製造業者であり、コロナウイルス感染症の影響により社業に響き、終息して好転し、収入確保ができればすぐにでも用地確保したい旨のお話をいただいているとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決いたしました。

次に、議案第23号について、委員より、使用料が確定見込みにより500万円増額とのことだが、メーター検針が11月までとなる。積算根拠は何かとの問いに、当局より、冬期間は検針をしないため、認定水量と前年の伸び率を踏まえ積算したものです。また、実績では4月料金収入が約250万円見込みより増加している。冬期間の水量の増加と厳しい冬だったため、漏水による影響もあると思われるとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決いたしました。

次に、議案第24号、そして議案第29号、両方とも質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決いたしました。

次に、議案第31号について、委員より、一般会計出資金が1,200万円の減となっているが、黒字となり、経営も安定してきていることによるものか。今後も減額されていくのかとの問いに、当局より、出資金額の算出は一般会計との取決めによりメニューがあり、減額の主な要因は算出対象借入金の元金償還金の減少によるものです。今後の見込みとしては、令和5年度には約1,100万円の減となる見込みで、これも元金償還金の減少によるものである。現在水道事業の経営は安定しているが、長期事業である老朽管更新事業が始まったばかりであり、今後も預金残高、利益の推移を見ながら、一般会計の費用負担については財政部局と十分な協議を行っていくとの答弁がありました。次に、委員より、宮瀬橋の耐震化工事負担金とあるが、どのような内容になるのかとの問いに、当局より、令和4年度は設計委託に関する負担金になる。工事の内容についてはその後となるため、どのような工事になるかは詳細は把握していないとの答弁がありました。また、委員より、老朽管更新事業の進捗率はどの程度かとの問いに、当局より、令和2年度末で5.7%、令和3年度末見込みで約10.4%、令和4年度末見込みで約13.8%となっているとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、賛成全員により本案は可決いたしました。

次に、議案第32号について、委員より、資本的収入の金額が大きく減額となっているが、主な要因は何かとの問いに、当局より、下水道管渠整備事業費の減により国庫補助金が減額となっているのが主な要因ですとの答弁がありました。さらに、委員より、人口が減少し、収入額も減となっていくと思われるが、長期的なキャッシュフローはあるのかとの問いに、当局より、中長期的な経営の基本計画として経営戦略を定めており、今年度改定となる。経営戦略については、過去の実績を踏まえ、今後の推移を更新している。また、キャッシュ、使用料収入の見通しとしては、下水道の接続率は約50%となり、接続促進している状況ではあるが、現在接続している方の使用料で全て賄うことは困難であることから、不足する収入については一般会計から補填されている。今後も財政協議をしながら、安定的、持続的な経営に取り組んでいくとの答弁がありました。ほかに質疑はなく、討論もなく、採決の結果、本案は可決いたしました。

以上をもって産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（横山知世志君） これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長報告を終わります。

---

○予算特別委員会委員長の報告

○議長（横山知世志君） 日程第2、予算特別委員会委員長の報告を議題といたします。

本件についての委員長報告は、別紙報告書のとおりであります。

お諮りいたします。委員長の報告は、会議規則第41条第3項の規定により省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会委員長の報告は省略することに決しました。

---

○議案第6号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、議案第6号 会津美里町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第7号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案第7号 会津美里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第8号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第5、議案第8号 会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第9号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案第9号 会津美里町職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第10号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第7、議案第10号 会津美里町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第10号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第11号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第8、議案第11号 会津美里町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第11号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第17号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第9、議案第17号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第18号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第10、議案第18号 令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第18号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第19号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第11、議案第19号 令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第19号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第20号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第12、議案第20号 令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第20号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第21号の議題、討論、採決



○議長（横山知世志君） 日程第13、議案第21号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第21号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第22号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第14、議案第22号 令和3年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第22号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第23号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第15、議案第23号 令和3年度会津美里町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第24号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第16、議案第24号 令和3年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押

してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第25号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第17、議案第25号 令和4年度会津美里町一般会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第26号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第18、議案第26号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第27号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第19、議案第27号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第28号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第20、議案第28号 令和4年度会津美里町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第29号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第21、議案第29号 令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第29号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第30号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第22、議案第30号 令和4年度会津美里町住宅用地造成事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第31号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第23、議案第31号 令和4年度会津美里町水道事業会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第32号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第24、議案第32号 令和4年度会津美里町下水道事業会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第33号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第25、議案第33号 令和4年度永井野財産区特別会計予算を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第33号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○諮問第1号の議題、採決

○議長（横山知世志君） 日程第26、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました意見書のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はお手元に配付した意見書のとおり答申することに決しました。

ただいま、町長、杉山純一君、15番、鈴木繁明君より追加議案提出の申出がありました。ここで議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時44分）

---

再 開 （午前11時15分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

---

○日程の追加

○議長（横山知世志君） ただいま追加送達された事件は、会津美里町長より議案第34号、議案第35号の2議案、15番、鈴木繁明君より発議第1号の計3議案であります。



お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、議案第35号及び発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

○議案第34号、議案第35号の議題及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） まず、議案第34号及び議案第35号について提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 追加提案いたします議案2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第34号は会津美里町企業版ふるさと納税基金条例であります。本案は、企業版ふるさと納税による寄附金を活用して地方創生事業の推進に要する財源に充てる会津美里町企業版ふるさと納税基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、当該条例を制定するものであります。

次の議案第35号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第16号）であります。会津美里町新型コロナウイルス感染拡大防止緊急宣言に伴う時短要請等協力金等を見込み、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億6,821万1,000円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

○議案第34号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第1、議案第34号 会津美里町企業版ふるさと納税基金条例を議題といたします。

ここで当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、議案第34号 会津美里町企業版ふるさと納税基金条例についてご説明いたします。

議案書1ページ、併せて提出案件資料の1ページ、それから議会基本条例第6条に基づく参考資料

1 ページをお開きいただきたいと存じます。この案件につきましては、企業版ふるさと納税による寄附金を活用して、地域再生法第5条第4項第2号に規定する地域再生計画に掲げたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てる会津美里町企業版ふるさと納税基金を設置するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき本条例を制定するものでございます。

本条例の主な内容であります。第1条で基金を設置する目的を定め、第2条以下で基金に積み立てる額及び基金の管理方法等について定めております。

なお、本条例の施行期日は公布の日からとするものであります。

次に、議会基本条例第6条に基づく参考資料についてご説明を申し上げます。企業版ふるさと納税とは、法人が税の軽減効果を活用し、地方創生を応援する制度であります。これまでの経緯であります。町は令和3年9月に企業版ふるさと納税に係る地域再生計画を国に申請し、11月26日に認定を受けたことから、企業版ふるさと納税による寄附金の受領が可能となりました。今年2月末に県外の法人から企業版ふるさと納税による寄附の相談がございまして、その後寄附申込書が提出されたところであります。本案件は、基金の設置を目的とする条例であり、町の機関内部の事務に関するところでありますので、町民参加手続の対象外としてございます。また、国の認定を受けました地域再生計画は、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に掲げる基本目標や基本的方向に適合する内容となっております。総合戦略は第3次総合計画の元気づくりプロジェクトに位置づけられているところでございます。制度の適用期間におきまして、企業版ふるさと納税による寄附金及び本基金を活用しながら地方創生を推進してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

6番、長嶺一也議員。

○6番（長嶺一也君） 細かい内容で申し訳ないのですが、条例案の第3条、金融機関への預金と書いてあるのですが、預貯金としなかったのは受け入れる口座はもう確定、決まっているということでしょうか。その確認です。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 通常の基金条例では、預金という書きぶりをしておりまして、それに倣って統一させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 1点教えてください。この企業版ふるさと納税でいただいた寄附金の使い道ですけれども、いわゆる一般のふるさと納税の基金活用とすみ分けはされるのでしょうか。その辺明らかな部分、私つまびらかにしていませんので、教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 一般的なふるさと納税につきましては、その基金に積立ててやっております。今回制定させていただきます企業版ふるさと納税とは別個に使わせていただくということで管理をしているということでありまして、今回につきましては基本的に全分野にわたるものであります、総合戦略に関わるものなので。ですが、具体的な事業があればということで事業分野を指定していただくこともございます。今回の申込みにつきましては、林業の振興に使っていただきたいということでした。それについては、この基金の中でそれぞれ特定分野ということで入ってくると思いますので、それは内部で整理をしながら活用させていただきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 分かりました。そういうことでありますれば、使われるときにいわゆる議会の説明の段階で、これは企業版ふるさと納税を活用しているのだとか、一般の納税の活用事業だとか、それはしっかり資料として出されるという理解でよろしいですか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 基金繰入金、繰入金の中で分類されてまいりますので、予算を皆様にお示しします際には基金繰入金の中でご説明できるかと考えてございます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第34号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議案第35号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第2、議案第35号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第16号）についてを議題といたします。

ここで当局の説明を求めます。

歳入歳出について政策財政課長から説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） それでは、議案第35号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第16号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして、提出案件資料2ページから5ページ、提出案件参考資料2ページと3ページを御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正予算につきましては、主に今ほどご説明いたしました議案第34号に係る補正のほか、新型コロナウイルス感染症対策の町独自事業に係る補正でございますので、事業概要について提出案件参考資料を添付してございます。よろしくご願ひいたします。

それでは予算書の表紙でございます。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億6,821万1,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の補正であります。2枚おめくりいただきまして、第2表、繰越明許費補正を御覧ください。追加でございます。2款総務費、1項総務管理費、事業名、普通財産管理事業627万円ですが、公共施設等総合管理計画の変更につきまして、計画書の記載内容の再検証を実施するため年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものでございます。

事業名、行政財産管理事業40万2,000円ですが、2月8日の本郷庁舎の消防用設備等の点検結果報告書によりまして電磁開閉器の修繕の必要があることが判明したため、事業に着手したところですが、半導体不足により必要な部品が入らず、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものであります。

6款商工費、1項商工費、事業名、商工活性化事業1,700万円ですが、時短要請等協力金の交付について申請受付に時間を要するため、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。

それでは、歳入歳出の補正予算の内容につきまして事項別明細書によりご説明いたします。3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入ですが、18款寄附金、1項寄附金、5目企業版ふるさと納税寄附金100万円の増額につきましては、企業版ふるさと納税の寄附の申込みがありましたので、新たに計上するものであります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、6目財

産管理費1,076万8,000円の減額につきましては、今回の補正における一般財源不足額の調整のため、24節の財政調整基金積立金について減額するものであります。

7目企画費100万円の増額につきましては、歳入でご説明いたしました寄附金につきまして基金に積み立てるため、24節の企業版ふるさと納税基金積立金について新たに計上するものであります。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費980万円の増額及びその下の9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費96万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策など町独自事業でございます。参考資料でご説明をいたします。

まず、参考資料2ページを御覧ください。この事業につきましては、3月4日に町独自の新型コロナウイルス感染拡大防止緊急宣言を発したることによるものでありまして、事業名、商工活性化事業でございます。事業概要は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、町独自に飲食店に対し時間短縮営業等を要請したことに伴い、飲食店を営む事業者または飲食店の利用者減少により、間接的に影響を受け、売上げが減少し、経営の安定に支障が生じている事業者に対して、会津美里町時短要請等協力金を交付するものでございます。

支援対象といたしましては、令和4年度の福島県時短要請協力金または福島県版一時金第4弾の交付を受けた事業者で次のいずれかに該当することとしておりまして、(1)、直接的に影響を受ける事業者として町内に飲食店を営む事業者、(2)は間接的に影響を受ける事業者として町内に事業所を有し、町内の飲食店と直接または間接の取引がある事業者、括弧して農業者、漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど飲食業に提供される品物、またはサービスの供給者を想定とするものでございます。

支援内容といたしましては、(1)、直接的に影響を受ける事業者につきましては、令和4年3月7日から令和4年3月21日までの売上高と過去3年のいずれかの同期間の売上高を比較し、減少している額に0.3または0.4を乗じた額を支給し、(2)の間接的に影響を受ける事業者につきましては、令和4年3月の売上高と過去3年のいずれかの同月の売上高を比較し、30%以上かつ10万円以上減少している事業者に対し、一律10万円を支給するものであります。

事業期間につきましては、申請受付期間、令和4年3月22日から令和4年7月29日とするものでございまして、事業費であります。会津美里町時短要請等協力金として1,700万を全体事業費で計上するものでございます。先ほど繰越明許費でもご説明いたしましたが、全体事業費1,700万で計上するものであります。なお、このうち予備費充当分が720万円ございますので、今回の補正では980万円を18節の時短要請等協力金で計上してございます。

続きまして同じく参考資料の3ページを御覧ください。事業名、健康管理事業でございます。事業概要は、学校等において新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休業等の措置を講じていることから集団生活における感染拡大を防止し、町内こども園に通う園児や小中学校の児童生徒が安心して通うことができるよう、抗原検査キットを購入し、配布するものでございます。

支援対象といたしましては、町内の公立、私立こども園に在籍する園児及び町内小中学校に在籍する児童生徒でございます。

支援内容といたしましては、臨時休業等の措置を講じたこども園及び小中学校に対し、必要に応じ新型コロナウイルス抗原検査キットを配付するものであります。

事業期間につきましては、令和4年3月16日から令和4年3月31日とするものでございまして、事業費でございますが、96万8,000円を消耗品費として計上するものでございます。

歳入歳出の説明は以上となります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はございませんか。

6番、長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 寄附金の100万円に対する、私の記憶で話すのですけれども、寄附金に対する歳出予算科目につきましては、積立金ではなくて出捐金だというふうに記憶しているのですが、積立金でよろしいですか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（鈴木國人君） 積立金で各いろいろ目的を持った基金がございまして、それは積立金で上げまして、その積立金から基金から繰り入れるというやり方でありますので、積立金で間違いはないというふうに考えてございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 健康管理事業のことでお伺いします。

事業費で800円というふうになっております。これは、子供、児童用だからこの価格でということなのか。実際議会でも用意しておりますけれども、相当高額である中でこの800円というのはどうということなのだろうなというところでお尋ねしたいのと、1,100個という数字は子供の数、1人当たり1個ということでの積算になっているのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長、松本由佳里君。

○教育文化課長（松本由佳里君） ただいまの健康管理事業についてのご質問でございますが、単価の800円につきましては、抗原検査キットの様々な見積り等をもらいまして、種類によっていろんな単価がございまして、その中で、私どものほうでこの検査キットが大体標準で、あと子供たちにとって使いやすいだろうということでこの金額を設定させていただきました。1,100個につきましては、児童生徒全員分ではなくて、今後の例えば卒園、卒業式、そして、入園、入学式等、そういった際に臨時休業の措置がありますと、学級閉鎖とかしていますとそこの在籍する児童生徒が出席できないということがございますので、そういったことに対応できるようにということで、小学校1年生と6年生と中学1年生と3年生と、あとはこども園全体ということで、合計しまして1,100個ということで計上したものでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 大体分かりましたけれども、問題はこの単価ですけれども、本当に心配ないんですね。私もプライベートで使ったことあるのですけれども、いずれにしてもこの額で聞いたことはありません。確かにいろんな抗原検査キット売られ始めていますから、多種あるのかもしれませんが、あまりにも単価が低いので、ちょっとびっくりしていますけれども、役場でも取りそろえているものでもこの額ではまず買えないですよ。本当に大丈夫なのですか。ちょっとその点だけ心配なので。

○議長（横山知世志君） 教育文化課長。

○教育文化課長（松本由佳里君） この単価につきましては、特に1,000個以上ということもありまして、個数も多いということもございますので、この単価で大丈夫でございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 10番、星次君。

○10番（星 次君） 商業活性化事業で、補助を受ける該当というのが福島県版の一時金の第4弾の交付を受けた事業所となっています。それで、その中身が過去3年というふうにやっぱり縛りがあるのですが、これ昨年度事業所、飲食店を開設した人も時間短縮になっているのです。相当影響があるにもかかわらず、この3年というのは県に準じたというけれども、これは町独自のなので、こういうところはちょっと申請の段階で認めるとか、許可するとかというふうな部分が考えられなかったのか、その点を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、金子吉弘君。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまのご質問でございますが、新規に开店されて事業を始められたというふうな場合の対応でございますが、この方につきましては当然令和元年、2年、3年の比較ができませんので、その方々に対しましては直近の売上高とかを参考とさせていただきまして計算をさせていくような対応で取り扱っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） それでは、飲食店の経営者が直接役場の窓口に行って、相談して申請も可能ということで解釈してよろしいですか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） そのとおりでございます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第35号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○発議第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第3、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

15番、鈴木繁明君。

〔15番（鈴木繁明君）登壇〕

○15番（鈴木繁明君） それでは、提出の理由を申し上げます。

ロシアに対し、ウクライナへの侵略、軍事侵攻を直ちに中止し、即時の攻撃停止と完全撤退を求めるとともに、日本政府に対し現地在留邦人の安全確保に努め、国際社会と強く連携し、ロシアに対して厳格な制裁措置を取るよう要請するためであります。

趣旨を十分ご理解の上、全会一致でご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本定例会3月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和4年会津美里町議会定例会3月会議を散会いたします。

散 会 （午前11時46分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議長 横山 知世志

議員 堤 信也

議員 根本 謙一